

入札説明書Q & A

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1		全般			県の予算が何らかの事情によりつかなくなる事態を招いた場合、長期債務負担行為として県議会の承認済みであるサービス対価の支払い債務がどのように処理されるかをご教示ください。	県が財政再建団体（地方財政再建促進特別措置法に基づく準用団体。）に転落した場合であっても、既に議会の議決を得た予算についてはなお効力有し、既決予算に基づき既に発生している、あるいは将来的に発生する県の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び自治大臣の承認を受けることとなります。したがって、既決予算を踏まえた財政再建計画に基づき、既に発生している、あるいは将来的に発生する県の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはありません。
2		全般			既に公表済みの実施方針ならびに実施方針の質疑回答書と、今回の入札説明書ならびに質疑回答書は、同等の扱いを受けると理解してよろしいのでしょうか。それともこのたびの質疑回答書を優先して捉えるべきなのでしょうか。ご教授下さい。	今回の入札説明書及び当質問回答書が優先するものをご理解下さい。なお、入札説明書または当質問回答書に記載のない事項につきましては、実施方針等及び質問回答書（平成12年9月8日公表）によることとします。
3	3				許認可取得に時間がかかり、着工時期が遅延する場合には県はどのような措置をとるのか？	許認可取得による着工が遅れた場合でも工期を短縮するなどの工夫により平成15年3月の竣工、平成15年4月の引渡しを厳守してください。
4	3				工期自体には数ヶ月のゆとりがあると想定しているが、竣工・引渡し時期は厳守することを前提とした場合に、許認可取得等の問題で着工時期が遅延する場合には県はどのような措置をとるのか？あくまで竣工・引渡し時期を厳守することであれば問題ないとの認識でよいのか？	御質問のとおりです。許認可取得による着工が遅れた場合でも工期を短縮するなどの工夫により平成15年3月の竣工、平成15年4月の引渡しを厳守してください。
5	4	2	(8)	3)	「事業者の会計処理については、法令に従い、事業者の責任において行うこととする。」との記載があります。日本におけるPFIについては、いまだガイドラインの発表もない状況で、自治体側も事業者側も手探りで、取り組んでいるということは県でも当然に認識されていると考えます。現段階で特に不明瞭なのが、BOTで事業期間終了後に無償譲渡が前提である場合の当該施設に関する税務・会計処理の問題。（「賃貸」か「売買」の選択。）自治体の支払があくまで「每期平準化」される場合の、事業者の実際の修繕業務支出が「平準化」して発生しないことによる、収入と費用のズレ＝納税費用の増大、の問題。（当該業務に関する対価を「前受け処理する」か「しない」かの選択。）の2点です。	入札説明書にお示ししたとおり、事業者の会計処理につきましては、法令に従い、事業者の責任において行ってください。県から提案の前提となる考え方を示すことはいたしません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
					<p>詳細に関しては割愛しますが、 ともそれぞれの選択によって、事業者側の事業期間通期における法人所得税の支払が大きく変わってきます。(サービスの対価算出への影響が甚大です。)この問題については、冒頭の記述しました通り、現状明確な規定がありませんので、このまま「事業者側の責任で」というだけではでは公正な入札が保持できないと考えます。提案条件を揃えるという観点から、のそれぞれにおいて、「提案の前提としての考え方」を県から指定し条件を同じにし、落札者決定後県と事業者と税務当局がその処理について協議するというやり方が合理的と考えますがいかがでしょうか？</p>	<p>入札説明書にお示ししたとおり、事業者の会計処理につきましては、法令に従い、事業者の責任において行ってください。</p>
6	5				<p>「本事業に関わっていない者」とあるが、既存の鎌倉館、本館、別館の設計者、施工者、並びに維持管理等の現在の関係者は、これに該当するのでしょうか。</p>	<p>「本事業の業務に関わっていない者」とは、審査会委員や助言者以外の者を考えており、御質問の関係者は「本事業の業務に関わっていない者」に該当します。</p>
7	5	2	(9)	3)	<p>年2回払いのサービスの対価について、算定根拠となる対象期間は、金利については、5/1～10/31及び11/1～4/30、その他については、4/1～9/30及び10/1～3/31と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>金利については、入札説明書39、42ページ付属資料にお示ししたとおり、10年ごとに改定を行いますので、対象期間は金利以外と同様、4月1日～9月30日及び10月1日～3月31日となります。</p>
8	5	3			<p>「総合評価一般競争入札方式によるものとする」とありますが、以下の理由からPFI事業になじまないと考えますので、撤回をお願いしたいと考えます。回答をお願いします。理由同方式に保証金/保証の問題が付随しているため。保証金/保証の問題・長期間に亘る事業期間を通じて、一定金額を金利なしで県に預けることは、その経済性を考え事業者が選択することは難しい。・選択肢としてある「企業の保証」はPFIの精神(契約によって各企業が責任をもって、業務を行う)に反しており、PFIへの企業の参加を妨げる結果となる。・保険会社による履行保証については、その実現性に大きな疑問がある。・保証行為にはその対価が当然に発生するため、たとえ「保証」を選択しても、その「保証料」が発生し、その分県へのサービスの対価は膨らんでしまう。PFIのパートナーである神奈川県の判断は今後普及するであろう日本のPFIのあり方に大きな影響を与えます。ご一考をお願いします。</p>	<p>総合評価一般競争入札方式の適用は本事業の入札条件です。現行地方自治法に基づく入札制度の場合、同法施行令第167条の16第1項の規定により、契約保証金の納付が求められており、契約保証金を納付するか、その他の方法を選択するか、契約保証金の免除のためにSPCの株主による保証又は履行保証保険を付保するかは事業者の判断に基づいて行ってください。</p>
9	6				<p>入札時にグループ構成員でなかった者(例:受託者)が本事業に選定された後、特定目的会社を設立する時点で新たに構成員として参加する場合も、参加資格の規定は適用されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>入札時にグループ構成員でなかった者で、特別目的会社を設立する時点で出資を行う者については入札参加資格要件の具備は必要ありませんが、入札時のグループ構成員の変更は認めません。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
10	6			3)	自らがグループ構成員として参加したグループが事業者として選定されなかった企業は、仮契約締結後、選定事業者となった他グループを施設整備業務について支援することは可能ではないのか？資金調達、維持管理などそれ以外の業務については可能と記述されている。	建設工事請負契約は事業者と建設企業との間において締結される契約であるため可能で す。
11	6			4)	この部分、及び頁13ウ、頁32(2)1) を読んで理解できることは、入札参加資格確認基準日(12/20)、入札日(2/2)、入札日から落札者決定日までの間、及び落札者決定日から議会議決日までの間に、グループ構成員のいずれかが「指名停止等に該当する場合は、そのグループは入札参加資格なし、入札に参加できない、落札者となし、及び契約を締結しないという措置がとられるということによろしいか。	入札参加資格確認基準日(12/20)の扱い 入札説明書5ページの4.(1)1)、同6ページの2)及び3)に記載のとおりであります。 入札日(2/2)の扱い 入札説明書6ページの4)の上段に記載のとおりであります。 入札日以降落札者の決定日までの扱い 入札説明書6ページの4)の下段に記載のとおりであります。指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。 落札後、議会の議決までの扱い 入札説明書32ページの9.(2)1)に記載のとおりであります。指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。
12	6				「業者数が限定され、重複せざるを得ないものなど特殊な業務については、グループ構成員となった企業が同時に他のグループにおける当該業務の受託者となることは可能」とあるが、特殊な業務かどうかの認定はだれがいつどのように行うのか。	県が入札時に提出いただく協力会社名簿により判断します。業種の例としては、美術作品の搬送業者などを想定しております。
13	6			3)	グループで入札参加する場合、グループ名を代表会社としてもいいのか。	代表会社名をグループ名とすることは可能ですが、グループで入札に参加する場合は、入札説明書6ページの3)の に記載するとおりです。
14	7	4	(2)	1)	「本件「入札説明書」(「業務要求水準書」...)の記載内容を承諾のうえ、入札すること。」との記載があります。この件に関しては、入札説明書23ページ6-(9)「県と事業者の責任分担」1)基本的考え方の中の「但し、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。」との記載に従って、「合理的な理由をもって、提案に関する事業者の考え方(但し書き)を付記して提案することを妨げるものではない。」と認識しています。確認のためですが、このような理解で良いか、回答をお願いします。(広範囲の業務をPFIというガイドラインのはっきりしない事業手法で行うので、提案前に全ての事項が「県-事業者」との間で明確になることは困難であると考えますので。)	実施方針等に対する質問回答や意見招請の結果を勘案して、県が「入札説明書」として定めたものであり、総合評価一般競争入札方式の制度上、入札説明書及び別添資料(「業務要求水準書」、「落札者決定基準」、「事業契約書案」、「VE提案要領」及び「様式集」)の記載内容を変更することはできません。ただし、事業契約書案については、仮契約までの間に条文の文言の意味を明確化するために条件を変更しない範囲で文言を修正することは可能です。(なお、県と事業者の責任分担は、付属資料「リスク分担表」及び別添資料「事業契約書案」によることとし、事業者はこれをもとに提案を行うこととします。)

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	7	4	(2)	1)	『本件「入札説明書」の記載内容を承諾の上、入札すること。』とありますが、あくまで内容の理解の範囲を超えない承諾であり、同意ではないと解釈して構わないですか。同意は、県・優先交渉者双方の協議・交渉の上成立するものと考えますがいかがでしょうか。	実施方針等に対する質問回答や意見招請の結果を勘案して、県が「入札説明書」として定めたものであり、総合評価一般競争入札方式の制度上、入札説明書及び別添資料（「業務要求水準書」、「落札者決定基準」、「事業契約書案案」、「V E 提案要領」及び「様式集」）の記載内容を変更することはできません。ただし、事業契約書案については、仮契約までの間に条文の文言の意味を明確化するために条件を変更しない範囲で文言を修正することは可能です。（なお、県と事業者の責任分担は、付属資料「リスク分担表」及び別添資料「事業契約書案」によることとし、事業者はこれをもとに提案を行うこととします。）
16	7		(2)	3)	著作権の使用に関し県が必要と思われるケースはどのようなケースか。使用する際は事前に連絡があるのか。	例として、事業者による優れたV E 提案内容を対外的に美術館のP Rの一環として公表することが考えられます。なおこのような場合には、事前に事業者（＝著作権者）の承諾を得ることとします。
17	8				この額の算定根拠は公表しないとのことですが、現在価値換算後か換算前かによっては入札価格の基本的評価指標としての解釈が異なってきます。価値換算されたものか否かをご明示ください。また、この額と入札予定価格との関係をお教え下さい。	現在価値換算は行っておりません。当該額は入札予定価格の目安として記載したものと考え下さい。
18	8			11)	ここで示される、14,976百万円という金額は、PSC算定において考慮されているという県の人件費を含んでいるのか。含んでいないとすれば、以前に県が提示したVFM算定については、民間の工夫による県職員の削減効果は折込まれていないという解釈でよろしいのか。また実際のPFIにおいても、県の人件費の削減効果は望まないという認識でよろしいか。なお現状の鎌倉館についての維持管理費及び当該事業に関わる県人件費については、開示頂きたい。	V F M算定の際は、県の人件費の削減効果を見込んでおります。一方、今回示した14,976百万円という金額は、P F I事業者によるサービスの対価の総額として入札に当たっての予定価格の目安となる価格であり、県の人件費は除外しております。
19	9				入札説明会後に、美術品等移転業務の積算のための現地調査の機会を設けて頂きましたが、正確な積算をする為にも、移転する所蔵品等すべてのサイズ、状態等（できるだけ細かく）を書面にて、H P等で公表して頂きたい。	現況調査の結果でご理解いただいた範囲での積算をお願いします。（なお、所蔵作品のデータにつきましては、「展覧会総目録1951 - 1981」のほか、「40年の歩み」「年報」等を刊行していますので、参照してください。目録・歩みについては近代美術館で有償頒布しております。年報については部数に限りはありますが、同館で無償頒布可能です。）
20	14				予定価格の公表は予定されていないのか確認したい。	予定価格は公表いたしません。
21	14				予定価格とサービス対価の総額の関係をお教えいただきたい。	サービスの対価の総額は、入札予定価格の目安となる価格を参考までにお示したものであると御理解ください。
22	14				入札時（平成13年2月2日）の入札参加者の公表（プレス発表）はあるのか。公表されないとしたらその理由は何か。	入札前における入札参加資格審査終了後、入札参加事業者が確定した時点（平成13年1月19日）で、入札参加事業者名を公表します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
23	14				今回は総合評価一般競争入札方式で、県は予定（上限）価格を設定されているとのことであるが、下限予定価格も設定されているのか？	本事業はWTO協定の適用対象事業となりますので最低制限価格は設定いたしません。
24	15	4	(3)	2)	入札の当日の話ですが入札し、応募者の全ての札が入れ終わった後で、その場で何が公開されるのでしょうか？各応募者の総事業費がその場で公開されるのか、県の予定価格を超えているかいないか各応募者について公開されるのか、など具体的に教えて下さい。	入札書の開札においては、県が設定した予定価格の範囲内の入札参加者名及び予定価格を超えている入札参加者名を、その場で読み上げます。
25	15				「入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参すること。また、代理人の場合には、委任状（様式7）を併せて持参すること。また、グループで参加する場合は代表者のみが参加するものとする。」とありますが、登録企業の社員を証明するものでなくていいのか。入札書持参時に数人で提出する場合、代理人委任状は各々必要か。また、人数制限はあるのか。人数制限がある場合は何人までか。	入札に参加する本人の身分を証明できるものであれば結構です。 入札に参加できるものは1名とします。
26	17				必要に応じてヒアリングを実施するとあるが、その時期、時間、形式等の詳細内容をお示しください。	ヒアリングの実施の有無については未定です。
27	18				受領委任状を提出し、県の承諾を得る折り、一定期間分を纏めて委任状を提出することでよろしいでしょうか？	一定期間分を纏めて受領委任することも可能です。
28	19			5)	「無利子資金が適用され、サービスの対価が低減され得る場合は、事業者はこの資金を活用すること」とありますが、サービスの対価が低減されないと事業者が判断した場合は、事業者は県と協議の上、この資金を活用しないこともできると考えてよろしいでしょうか。	無利子資金の活用の可能性については現時点では未定ですが、サービスの対価が低減される場合は、事業者は無利子融資を組み入れることを前提としています。無利子資金の活用によりサービスの対価が低減されない場合は、ご質問のとおりとなります。
29	19	6	(1)	5)	財) 地域総合整備財団および日本政策投資銀行の無利子資金の活用について「事業者はこの資金を活用すること」「その影響への対応について県と事業者間で協議する。」とあり、一方で、提案にあたっては、日本政策投資銀行の低利融資の活用は事業者の判断で行い、そのリスクは事業者の負担とするとあることから、日本政策投資銀行の低利融資については県との協議は不要であり、活用によるメリットは事業者が享受できると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
30	19			5)	「提案において想定された日本政策投資銀行からの低利融資について融資額の増減があった場合」の資金調達リスクは事業者の負担とすることになっております。政策投資銀行の調達が予定より多く調達できた場合の金利低下に伴う収益メリットは事業者が享受し、県にお支払いするサービス対価の減額要求はないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	19				「無利子融資が適用され、サービスの対価が減額され得る場合は、事業者はこの資金を活用すること（中略）。またその影響への対応について県と事業者間で協議を行う」とあるが、どのような対応を県では想定しているのか。無利子融資によるコスト削減を100%サービス料減額に充当するつもりか。また、協議が調わなかった場合の対応は。	無利子資金が適用され、サービスの対価が低減される場合において、無利子資金が適用された場合と適用されない場合とを比較したサービスの対価の低減分について、県と事業者との間で協議を行うこととなります。したがって、無利子資金の活用によるコスト削減分は原則としてサービスの対価の減額に充当することを考えておりますが、そのことに伴い市中銀行からの借入等の条件が変更される場合には協議いたします。そのため、協議が整わないことは想定しておりません。
32	19				「無利子資金については、（財）地域総合整備財団による貸付及び日本政策投資銀行による無利子融資が想定される」とあるが、ふるさと融資については事業者への資金の貸し手は県または市町村であり、交付税でカバーされない25%の利子部分についての財政負担も貸し手側に発生するが、県はふるさと融資について積極的に対応する意向はあるのか。	ふるさと融資についてもサービスの対価の低減につながるのであれば適用に向けて努力します。
33	19				無利子資金については提案に見込まないとなっているが、低利融資の活用は事業者判断となっている。低利融資を見込まずに提案し、最終的に落札後、低利融資を活用することも可能と考えてよろしいか。低利融資活用で審査に優劣がつくことはないかと理解してよろしいか。	前段、後段とも御質問のとおりです。
34	20		(2)	1)	「事業者は建築確認の書類作成を行い、申請を行う」とあるが、この行為は本契約締結となるのか、スケジュールからいくと、本契約平成13年7月、工事着工平成13年7月となっているが、確認許可は、基準法上の21日よりも短期間でおりののか。	建築確認手続については、本契約締結後速やかに行うこととさせていただきます（工事着工時期は、平成13年7月以降と御理解ください。）。
35	20				「特例許可の再取得にあたっては、VE提案により必要となった変更も併せて事業者が再取得をするものとし、県に事前説明及び事後報告を行うものとする」とあるが、この許可の取得については事業者がリスクを負担するという理解でよろしいか。	ご質問のとおり、事業者のリスクとします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
36	20				「特例許可の再取得にあたっては、VE提案により必要となった変更も併せて事業者が再取得をするものとし、県に事前説明及び事後報告を行うものとする」とあるが、VE提案によるものを除き、この許可を再取得する上での問題点或いは障害として県が現時点で認識している事項は存在するか。ある場合はそれは何か。	原設計については、延べ床面積等の見直しなどについて再取得を要するものであり、他の条件が変わらない限り建築許可の障害になるとは考えておりません。
37	20				VE提案を事業者の判断で取り止めることができないとあるが、県と協議、合議することは可能か。	審査にあたって採用されたVE提案の取り扱いについて別途協議することは、審査の公平性を損なうと考えられるため、当該提案を事業者の判断でとりやめることはできません。
38	20				「モニタリングに要する費用の内、事業者側に発生する費用を除き、県負担とする」としているが、現在県で想定した事業者側に発生する費用はどのようなものか教示していただきたい。	日常モニタリングにおける業務日誌の作成や定期モニタリングにおける独立採算部分業務報告書の作成に要する費用（人件費、コピー代等）、日常モニタリングの項目及び方法の検討に要する事業者側の弁護士費用等です。
39	21		(6)		「事業者による契約保証金の納付」または「グループ代表者及び事業者の株主による保証の差入れ」または「履行保証保険の付保」が要求されています。これは、SPC自体を出資会社の倒産から隔離する上で重要となるプロジェクトファイナンスの概念、引いてはSPCを出資会社本体のリスクと切り離して、公共サービス提供の継続を実現せしめるというメリットに矛盾すると考えられます。プロジェクトファイナンスを担当する各金融期間も当然のことながら、県との直接契約等によって三位一体の体制で事業の遂行を図るはずで、かようなPFI概念の根幹に関わるこの「保証」は何とか削除して頂きたいと思いますが、県の認識はいかがなものでしょうか。	事業の確実な遂行を図るために契約保証金の納付あるいはこれに替わる対応を求めたものであります。
40	21				金融機関の保証内容とは、県がどの程度の内容を求めているのか、具体的に確認したい。	事業期間中において、金融機関が落札価格の10分の1の額の保証を行うことです。
41	21				「グループ構成員が主体となって、特別目的会社（SPC）への出資を行なうものとし」とありますが、主体となつてとの判断基準はどのようなものでしょうか。例えば、事業者が51%以上出資しておれば主体となっているということでしょうか。	たとえば、SPCが株式会社形態であれば、商法上株主総会において決議を左右できる議決権の行使が可能（特別目的会社の発行済株式総数の過半数）の株式をグループ構成員が所有することです。
42	21				「鎌倉間本館の敷地は宗教法人鶴岡八幡宮からの借地」とあるが、賃貸借契約の内容を公開していただけないか。また地主からの解約権はあるのか。あるとしたらどのような場合で、その場合の県の対応は。	美術館以外の用途として敷地を使用した場合、事前に地主である宗教法人鶴岡八幡宮の承諾を得ることなく土地賃借権、使用权を譲渡又は転貸したり、建物を増築、改築又は新築した場合、地主は契約を解除することができるものとされています。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
43	21				「契約保証金は、契約期間中返還しない」とあるが、施設完工または維持管理の年数経過等にもない契約上の事業者の履行義務は減少していくものと考えられる。そのため、それに対応する契約保証金の減額を行わないと、契約金額の100分の10に相当する金額以上の保証金を徴していることになるのではないかと。特に、契約期間の終了間近になると、残存期間に相当する契約金額よりも徴している保証金の額のほうが多くなることも予想されるが、これは県の財務規則第25条の適用として適当と考えられるのか。	契約保証金とは、県が契約しようとするときに相手方から徴するものでありますが、これらは、契約の完全な履行を確保し、万一不履行の場合には、県の受ける損害の賠償を容易にしようとすることを目的とするものであり、県財務規則第25条の適用は適当と考えます。なお、県財務規則第31条により、契約期間中の還付はできないこととなっておりますので、やむを得ないと考えております。
44	21				(6) で「入札保証金は、免除する。」とあるが、入札保証金が免除される法的な根拠について、契約保証金との比較においてお教えいただきたい。	入札保証金の納付の免除は、神奈川県財務規則第27条第1項第2号を適用しております。契約保証金の納付の免除は、「株主による保証」については、同第28条第1項第6号を、「履行保証保険の付保」については、同第28条第1項第1号を適用しております。
45	21				契約保証金の納付、もしくは国債証券の提供等により対応した場合で、契約解除となった場合、違約金等相当額を当該保証金もしくは国債証券の換価額から支払い、残金がある場合には事業者に戻されると理解してよいか。それとも、当該保証金もしくは国債証券は没収されたうえで、別途違約金等を支払うことになるか。	御質問前段のとおりです。
46	21				1. 履行保証保険の付保する内容につき、現在県で想定している内容を教示していただけませんか？ 2. 「履行保証保険の付保による契約保証金の免除について落札者決定時に回答する。」と記載されていますが、落札した事業者が提出した履行保証保険の保険内容が県の満足する内容でない場合、落札後にその内容を協議し変更することは認められるのでしょうか？ また協議を経た後でも、付保内容に県の満足が得られず、県が事業者に履行保証保険以外の方法の提示を求めたが、その方法を事業者が採用できない場合、その時点で落札者としての権利を放棄することは認められるのでしょうか？	1. 履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容は、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。2. 原則として履行保証保険の付保以外の選択肢をお考え下さい。 やむを得ないと考えます。
47	22	6	(6)		「り、契約保証金を免除する場合として履行保証保険の付保」とあり、その可否については落札者決定時に回答し、免除が認められなかった場合には「契約時にそれ以外のいずれかの方法をとる」とあるが、落札後に県と協議のうえ、県が満足する内容の履行保証保険資料を再度提出することは認められないのでしょうか。	46の回答にお示しした内容に該当しないものであれば、履行保証保険の付保以外の方法で対応してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
48	22		(7)		光熱水費については県が費用負担し、入札価格の算定範囲から除外するとあるが、VEによる光熱水費の削減はVFMの算定対象外ということか。県所有の美術品に付保する火災共済掛金の賠償範囲について公開して頂きたい。	御質問のとおりです。49の回答を参照してください。
49	22		(7)		美術品に付保されている(財)都道府県会館災害共済部の火災共済の具体的な内容、特約条件などを教えて頂きたい。	火災共済によりてん補される損害は火災、落雷及び破裂又は爆発に因る損害(以下「火災等に因る損害」という。)に限られます。火災等に因る損害には、火焰により共済目的物の全部または一部が焼失したことに因る損害のほか、火災等に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等に因る損害、消防または避難に必要とした共済目的物の破壊等による損害及び消火のための注水等による損害が含まれます。
50	22				「事業契約より発生する一切の債務について県が合理的に満足する内容のもの」と記載されているが、県がどの程度の内容を求めているのか具体的に確認したい。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容については、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
51	22				事業契約書案(案)別紙5保証書第1条に定められる保証の内容をカバーする履行保証保険という理解でよいのか?	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。保険内容については、建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
52	22				契約保証金の納付に代える場合として金融機関の保証があげられているが、具体的な保証内容は何か?また保証書の案文はあるか。	事業期間中において、金融機関が落札価格の10分の1の額の保証を行うことです。保証書の様式は任意です。案文はありませんが、金融機関の定型の様式で構いません。
53	22				当初は契約保証金を差し入れ、完工したら親会社保証または履行保証保険に変更する、またはその逆の対応は可能か。だめな場合はその理由を示していただけませんか。	可能です。なお、完工後の履行保証保険の付保はありません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
54	22				親会社保証について、例えば建設会社であるグループ代表会社がSPCと建設下請け契約を結ぶ一方で、県に対してSPCの契約履行保証を行う場合を想定する。SPCが県との事業契約上の建設に関する契約不履行を起こしたとすると、その原因は、代表会社が破綻等によりSPCとの下請け建設契約の契約不履行を起こしたためであることが通常想定される。そのような場合に、代表会社に対して県が保証契約に基づく事業契約の履行保証請求をしてみても意味が無い（既に破綻してしまっているから）。つまり、親会社がSPCと下請け契約を結んでいる場合におけるSPCの契約履行の親会社保証は、全く第三者による信用補完とはならない。このような場合でも、親会社保証を行うことにより契約保証金は免除されると理解してよろしいか。その理由とともに返答いただけないか。	グループ代表者や県が適当と認めるSPCの株主など、SPCの親会社の破綻時はやむを得ないものと考えます。
55	22				契約保証金を免除する場合として、「履行保証保険の付保（事業契約より発生する一切の債務（独立採算部分を含む）について県が合理的に満足する内容のもの）」とあるが、県が合理的に満足する内容について詳細かつ具体的な基準を示していただけないか。保険証券の案はあるか。一つの考え方として、親会社による保証書と同様の内容であればいいのか。違う場合はその理由を示していただけないか。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
56	22				県の満足する履行保証保険について、被保険者は県である必要があるか。SPCとの共同被保険者（Co-insured）でもよろしいか。だめな場合はその理由を示していただけないか。	神奈川県財務規則第28条第1項により、県を被保険者とする必要があります。
57	22				県の満足する履行保証保険について、保険契約者はSPC又は下請け会社等第三者であっても構わないという理解でよろしいか。	神奈川県財務規則28条1項によりSPCが保険契約者となる必要があります。
58	22				県の満足する履行保証保険について、SPCが下請けの建設会社及び維持管理会社の契約履行について自らを被保険者とする契約履行保証保険を締結し、県はSPCの契約履行請求権に対して質権をつける形でよろしいか。だめな場合はその理由を示していただけないか。	神奈川県財務規則第28条第1項により、県を被保険者とする必要があります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
59	22				<p>県財務規則28条には契約保証金の納付の免除規定として、(1)契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときが規定されているが、本件についてもこれが適用されるという理解でよろしいか。また、同条において(2)契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したときという規定も存在するが、これも本件に適用されるのか。またその場合には、(1)における「履行保証保険」の工事履行に関する部分と「保険会社と締結する工事履行保証」との違いは何か。</p>	<p>(1)御質問のとおりです。(2)本件では適用されません。</p>
60	22				<p>県の満足する履行保証保険について、SPCが県を被保険者とする契約履行保証保険を締結し、実際にSPCに契約不履行が生じたため、県の保険履行請求に基づき保険会社がPFI契約を履行した場合、県のサービス料は誰に支払われるのか。通常保険契約においては保証契約と異なり保険会社の保険実行による代位権は生じないため、保険会社は契約履行を行ってもサービス料の請求権を取得するには至らないのではないかと。その場合、SPCは自らの手により契約履行を行うことには失敗したものの、保険契約を予め締結することにより結果として保険会社をして契約履行せしめることに成功したこととなり、依然サービス料の請求権を保持すると解釈することが可能なのではないか？県としては、このような場合にどのように対処する方針か。</p>	<p>履行保証保険は金銭的保証であるため、保険会社が代位権を放棄するとは考えておりません。事業者と保険会社との関係は双方の契約によって決まるものであると認識しております。</p>
61	22				<p>履行保証保険の付保による契約保証金の免除の場合、その可否が落札者決定時に回答となっているが、事前に県が合理的に満足する内容(ガイドラインでも可)を公表していただけないか。認められなかった場合他の方法が取れなかった場合は、その時点でどういう扱いとなるのか。契約に至らなかった場合のペナルティは発生するか。</p>	<p>履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。県が合理的に満足する内容の履行保証保険の付保ができない場合は、必ず他の選択肢で対応することが必要となります。契約保証金、契約保証金の納付に代わるもの、契約保証金の免除のいずれかの方法を採用しなかった場合、県は落札者と契約を締結できません。また、本件では入札保証金を免除しておりますが、落札者が辞退することにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害を請求することがあります。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
62	22				金融機関による保証でもよいとなっているが、金融機関の範疇はどのように捉えるべきか。また格付や自己資本比率等による安全性は考慮しなくてよいのか。	金融機関の範疇は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する、銀行、信託銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。また、格付けや自己資本等による安全性の考慮については、現状の本県財務規則においては特に定めはありません。
63	22				履行保証保険の付保による契約保証金の免除を提案した場合、その可否を落札者決定時に回答し、県が合理的に満足できない内容であった場合でも、入札金額の変更は認めず、他の方法をとることとしていますが、県が合理的に満足する内容とはどのようなものか。一定の基準は示されないのか。また、満足できない場合、審査上不利な取扱いにならないのか。他の方法をとることでサービス対価の増加がある場合でもその増加分は事業者が負担することになるのか。をお示し下さい。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。そのことによって審査に不利益な取扱いはしません。御質問のとおりです。
64	22				保険内容によって、契約保証金の免除の可否を回答するとあるが、その可否の判断基準を明示願いたい。事業者にとっては、PFI事業への参加・不参加の意思決定の大きな要因ともなる基準でもあるので、公平を期するためにも是非とも明示願いたい。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
65	22				グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を選択した場合、これが神奈川県から認められない可能性はあるか、また、認められない可能性がある場合、当該通知はいつの時点でなされるか。	事業契約書案別紙5に定める内容の保証を差し入れていただく必要があります。この内容である限り、県が認めないことはありません。
66	22				グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を選択した場合の保証額の上限は契約保証金の下限額（落札価格の1/10）と理解してよいのか。もしくは無制限大となるか。	事業契約書案別紙5に定める内容のとおり、金銭的保証は第1条第3号（本件工事費等相当額の10分の1）のみで、第1条第1号及び第2号は役務的保証を求めるものです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
67	22				保証書第一条において保証内容につき、(1)新館の完工引渡義務、(2)維持管理、美術支援業務、備品等整備業務の遂行義務を連帯して保証すると記載しております。よって上記の業務毎に履行保証保険にて付保するという考え方でよろしいでしょうか？異なる場合、現行の保険商品には本事業の業務内容を全て保証する履行保証保険が見あたりません。履行保証保険を検討する為、県が要求する保証について、合理的で且つ詳細な説明をお願い申し上げます。	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。
68	23	7	(3)		『...必要に応じて県と建設会社等との間で直接連絡調整を行う場合がある。...県と建設会社等との間で直接連絡調整を行った事項については事業者に報告する。』とありますが、具体的にはどのような内容について直接連絡調整することを想定されていますか。また、設計及び工事金額の変動に伴う事項については、このような直接の連絡調整はありえないと考えてよろしいですか。	前段については、県は原則として事業者に対して連絡等を行います。設計図書の解釈等の専門的事項や緊急に対応すべき事項などを想定しております。後段については、御質問のとおりです。
69	23				ここでいう「事業者」とは事業SPCのことか。それともグループで参加した企業全てのことか、あるいは事業SPCに出資する予定の企業のことか。入札説明書に「事業者」の定義がなされていないがこの点を明示して頂きたい。	「事業者」とは、入札説明書2ページ2.(2)に定義した「本事業を行うことと決定された」者であり、また事業契約書案の第1条(3)に定義した「県と本契約を締結し、本事業を遂行する者」であり、SPCを意味します。
70	24		(4)		「清掃業務(建物内部及び敷地内の清掃業務。独立採算部分は除く)」となっていますが、独立採算部分の清掃業務は、どこの部分に計上すればよろしいのでしょうか。様式集にも見積項目として見あたりません。これは、独立採算部分の収益の中で処理するという考えでしょうか。	ご質問のとおり、独立採算部分の清掃業務は事業者が収益の中で行うこととなります。
71	25				「美術作品等移転業務」について、開館後の移転作業毎の業務内容と量をお示し下さい。	開館後の移転作業業務は、PFI事業の枠外となります。
72	25	7	(5)		工事監理費について、「消費税抜き、常駐管理費(建築・設備・その他各1人)を含み、現場事務所等にかかる経費は除く。」とあるが、この現場事務所等にかかる費用は誰が負担するのでしょうか。	事業者の負担となります。現場事務所等に係る経費については事業者で判断の上、サービスの対価(本件工事費等)に計上してください。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
73	25	7	(5)		『5 事業者は、設計図書の変更を行った場合は、県による内容の確認を受けること』と明記されていますが、VE提案等に伴う、確認申請手続等は、仮契約段階以降と考えますが、具体的には、どの時期から着手してよろしいでしょうか。ご指示ください。	確認申請手続等々は、本契約締結後に行ってください。
74	25		(5)		バスベイ、歩道整備の費用は初年度に一括支払われるということなので、通常の県発注工事どおり工事完成後の所有権は県に属して、管理権は自然に土木事務所へ、上屋所有権は県から京急に帰属させ、事業者はその間に介在しないとの考えでよいのか？	土木事務所への移管及びバスベイ上屋部分の京浜急行電鉄株式会社への所有権帰属にかかる手続きは事業者が行うものとご理解ください。
75	25		(4)		本館の喫茶は業務範囲外という理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
76	25				事業者が当該収益により運営する独立採算施設となっているが、その考え方について確認したい。基本的な設備整備費用はサービス対価に含まれる 基本的な設備更新費用はサービス対価に含まれる 施設建築費等はサービス対価に含まれる 修理費はサービス対価に含まれる 専用部分内の清掃業務等の維持管理費は独立採算 廃棄物処理費・消耗品費用は独立採算 飲食費の提供コストは独立採算 水光熱費は独立採算 共用部分等の利用にかかわる維持管理費等はサービス対価に含まれる	を除き御質問のとおりです。
77	25				工事監理委託費には現場事務所等に係わる経費は除くとなっておりますが、当該費用は誰の負担となりますか。もし、事業者負担であれば、金額を明示願います。	事業者の負担となります。現場事務所等に係る経費については事業者で判断の上、サービスの対価（本件工事費等）に計上してください。
78	25				新館サイン作成業務の積算は、事業者が提案するものをもとに行い、これをサービス対価とすることから、事業者決定後、県との協議のうえで提案内容が変更となった場合、変更により生じた一切の費用（設計、積算料等を含む）は、別途県の方で支出するとの理解でよろしいでしょうか。また支払いはサービス対価を修正し平準化して支払われるのでしょうか、或いは別途精算されるのでしょうか？	新館サインに係るデザインの提案は事業者決定後に行うものであり、複数の提案の中から県と協議の上、決定するものです。サイン作成業務は備品等整備業務の中に含まれますので、サービスの対価は変更しませんし、支払いは平準化されます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
79	25				県が示した工事監理費に現場事務所に係る経費を除くとありますが、なぜ当該経費を除いて示したのでしょうか？ またこの費用は別途県が支出するとの考えでよろしいでしょうか？ 或いはサービス対価に含めるのでしょうか？ サービス対価に含めるとした場合、どのような費用を含めればよろしいでしょうか？ 県の方での想定する仕様の詳細をご提示願います。	通常現場事務所に係る経費については工事監理費ではなく諸経費に含めることが一般的ですので、工事監理費からは除外しました。事業者の負担となります。現場事務所等に係る経費については事業者で判断の上、サービスの対価（本件工事費等）に計上してください。
80	25				構成員以外の者にSPCが委託する場合、あらかじめ県の承諾が必要としています。あらかじめとはいつの時点でしょうか？ 承諾を得られない場合はどのようなケースを想定していますか？	仮契約後から事業開始前21日前までの間（入札説明書34ページ10.参照）とします。業務を委託する第三者が明らかに当該業務の履行が不可能な場合や、法令に違反している場合等については承諾しません。
81	26		(5)		「自費工事で施工」とありますが、これら施設の維持管理は事業者の業務範囲に含まないと理解してよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
82	26	7	(5)		バスベイ・歩道整備工事完成後の、道路管理者及び京浜急行電鉄への所有権移転手続費用は、初期投資額に含まれると理解してよろしいでしょうか。また、完成後の、道路管理者及び京浜急行電鉄への所有権移転手続費用も初年度にお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
83	26	7	(5)		『...県は工事現場での施工状況の確認を行うことができる。』とありますが、これは事業者の立会いのもと実施されると考えてよろしいですか。	原則としてご質問のとおりですが、緊急時などやむを得ない場合は事業契約書案第11条4項により事業者への通知なしに本件工事に立ち会うこともあり得ます。
84	26				京浜急行電鉄に所有権を帰属させるがあるが、無償という扱いが確認したい。また無償の場合には贈与認定を受ける可能性があるが、県の認識を確認したい。	無償で所有権を帰属させることは本事業契約の内容としております。なおこの場合、バスベイの上屋部分については税務上、寄付金に該当するものと考えております。
85	26				「バスベイの上屋部分は京浜急行電鉄株式会社にその所有権を帰属させる」とあるが、これは工事完了後京急にバスベイ上屋を売却することか。その場合対価はどうするのか。無償だと贈与行為と認定される恐れがあるのではないか。	無償で所有権を帰属させることは本事業契約の内容としております。なおこの場合、バスベイの上屋部分については税務上、寄付金に該当するものと考えております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
86	27			3)	～ に所定の表紙をつけそれぞれ1分冊とし...とありますが、1) 事業資金提案書、有価証券報告書、サービス水準向上等に係る提案書等をタイトルの下に記載してもよいでしょうか。2) 体裁はビニール製本、A4サイズたて(A3サイズの図面は折込)としてよいでしょうか。以上、ご指示のほどお願いいたします。	1) 記載しても結構です。 2) 体裁については特に定めておりませんが、提出書類が確認しやすい体裁での提出をお願いします。
87	28				入札書の作成要領に「本件工事費の積算の前提となる金利水準は、基準金利2.06%(中略)に、提案するスプレッドを加えたものとする」とあるが、工事費元本に含まれる建中金利の水準は任意でいいという理解で相違ないか。	御質問のとおりです。
88	28				入札書に記載する額の金利水準は、平成12年10月2日の6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートの中値とあるが、これは県が示したサービス対価の総額14,976百万円の算出時の基準金利と同一と考えてよろしいか。	県の算定根拠に係る質問であり、公表いたしません。
89	29				事業資金提案書の作成要領に「なお、工事費内訳書、長期収支計画表、30年償還表はその情報が保存されている3.5インチフロッピーディスクも1セット提出する」とあるが、提出するファイルは計算式ではなく実数を保存したもので差し支えないか。	計算式を含んだファイルを提出してください。
90	29				様式26で記載する算出根拠は関連する様式を参照するものとして、どの様式にも記載されない費用(特にその他)の部分を詳細に記載すると理解でよろしいでしょうか?	算出根拠は関連する様式を参照するものですが、算出根拠については簡便に、かつ明確に記載してください。他のどの様式にも記載されない費用については、ご質問のとおり、詳細に記載してください。
91	30				様式26について、例えば設備保守業務などを専門業者に委託する場合の委託料を、人件費等に仕訳し指定様式で記載が困難であります。そこで外部専門業者に委託する場合の委託料については外注費という項目を付け加え、記載してよろしいでしょうか?	指定様式で記載が困難な場合には新たに項目を付け加えることが可能です。ただし、現状の項目は内訳として明示してください。
92	31				備品等整備業務とは「備品の更新を含まない初期段階での整備業務」と理解しているが、その理解でよいのか?30年間にわたる備品の更新費用=修理費は建築保守管理費用に含まれるとの理解でよいのか?	御質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
93	31				備品等整備業務費用見積書の作成要領に「消費税及び物価変動率を除いた金額を記入する。備品等整備業務に係る費用は(中略)特別目的会社手数料(中略)も含めて清算し(中略)」とあるが、当該業務は初期の整備費だけを対象とするものであり、物価変動率・特別目的会社手数料とも関係ないのではないか。	物価変動率については念のため記載したもので、ご指摘のとおりです。特別目的会社手数料については、美術作品等移転業務のように、一定期間の間、協力会社に業務を委託する場合がありますので、注意として記載したものです。
94	32	9	(2)	1)	「落札後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないこととする」とありますが、その他のペナルティーはないと考えてよろしいでしょうか。	地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないこととしますが、指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。なお、落札者が契約締結できなかったことにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害を請求することがあります。
95	32	9	(2)	1)	落札後、議会の議決までの間にグループの構成員のいずれかがいわゆる「指名停止処分」を受けた場合には、そのグループ(落札者)との事業契約を締結しない、との趣旨の記載がありますが、グループで提案している場合、その構成員のいずれかが同処分を受けた場合でも、構成員の変更などグループとしての対応を県に提示し、業務遂行に支障がないと県が認めた場合には、事業契約を締結すると変更することはできませんか？PFIは基本的に多岐に亘る業務に対応するためにグループを組成して提案します。一部の構成員が同処分を受けたら即「事業契約を締結しない」とすることは、同処分を受けていない他のグループ構成員にとって、その膨大は提案作業負担を考えると、過酷は「処分」であると考えます。	県の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けた場合には、事業契約を締結しないこととしますが、指名停止の措置要件が軽微な工事事故によるもので、知事が認めた場合には除くこととします。県としましては、PFI事業者に対して、談合等による指名停止処分を受けることのない高い企業倫理を求めることが必要であると考えております。したがってご質問のように変更は認められません。
96	32	9	(1)		グループで提案応募する場合、事業者側の基本協定の協定者(捺印者)は誰になるのでしょうか？グループ代表企業でしょうか、それともグループ構成員の全員でしょうか？	落札者と契約するため、グループ構成員全員となります。
97	32				「事業契約を締結しない場合」という文章はSPCと県とが仮契約を締結しない場合との理解でよいのか？基本協定書を結んだものの、仮契約条文の文言を明確化するために文章の修正を協議した結果として県とSPC(落札者)の互いの認識の相違が判明し、結果として仮契約が契約困難と至った場合の措置について確認したい。	前段については、落札者又はSPCと県とが仮契約を締結しない場合をさします。後段については、落札者決定・基本協定締結後、県と落札者とはすみやかに事業契約書案の文言の明確化の協議を行い、協議終了後、5月中旬頃までに落札者はSPCを設立していたければ結構です。この場合、落札者またはSPCが契約締結できなかったことにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害賠償を請求することがあります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
98	32				事業契約を締結しない場合には随意契約となる旨の記載があるが、仮契約条文の文言を明確化するために文章の修正を協議した結果として県とSPC(落札者)の互いの認識の相違が判明し結果として仮契約が締結困難となった場合に、SPC(落札者)は損害賠償等の請求を受けることはないとの理解でよいか確認したい。	落札者が契約締結できなかったことにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害賠償を請求することがあります。
99	32				基本協定書について合意するとあるが、基本協定書を県と落札者の間で締結することとの理解でよいか？	御質問のとおりです。
100	32				落札者が条件不調等により事業契約を締結するに至らなかった場合も、県から損害賠償請求等を受けることはないと理解して差し支えないか。	落札者が契約締結できなかったことにより県が損害を被った場合の損害賠償請求権を放棄していないため、損害を請求することがあります。
101	32				「「事業契約書案」の内容は変更しない」とあるが、県が内容の変更を行うことができない根拠とする法規制等が存在するのか。あれば明示していただけませんか。因みにWTO協定(平成7年12月8日条約第23号 政府調達に関する協定)においては、第14条1において契約交渉を行うことを認めている。同協定同条4において交渉における差別的排除を定めていることが問題なのかもしれないが、これは同項(c)に定める通り引き続き交渉に参加しているすべての者に対して確保されるべきものであり、同項(a)に定める通り参加者の排除が適切な手段(=提案審査等)によって行われるのであれば、落札者との契約交渉を特に禁じたものではないと解釈できるのではないか。	地方自治法に基づく入札手続上、契約内容の変更は入札条件の変更に該当すると考えられることから、落札後の交渉は困難であると考えられます。
102	33	9	(3)		『...バスベイ・歩道整備に係る工事費用(初年度に計上)』とありますが、これは上屋部分も含まれますか。	御質問のとおりです。
103	33		(3)		独立採算部分の保険料(独立採算部分運営のために事業者が独自に掛ける保険は除く)は、公租公課もサービスの対価に含めて県に請求すると考えてよいのか？また、事業者が県から再び無償貸付を受ける独立採算部分について、保険料、公租公課を事業者が負担する必要はないとの理解でよいのか？	独立採算部分の施設に対する保険料や固定資産税、都市計画税についてはサービスの対価に含めることとします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
104	33				契約金額は事業者の提案に基づく金額をもって規定すると有るが、事業者の提案は物価変動を考慮しないベースであるのに対し、33ページの定義には維持管理業務等にかかる費用は物価変動に基づく改定率を乗じとなっている。これは契約時点で改定率を考慮するという意味か。また、そうだとした場合、改定率には何を適用するのか。(改定率は基本的には毎年異なるものになると思われるが)	前段については、提案に基づく金額から計算した「初年度の額」を支払うこととなります。後段については入札説明書38～42ページの付属資料に記載のとおりです。
105	33				様式集に金額を記載する数値は、入札価格であり、その記載方法は契約金額の記述に準拠して(金利変動、物価変動を含まず)記載するとの理解でよろしいでしょうか?	入札説明書P33の記載に準拠しますが、消費税、物価変動は除いた額としてください。金利については入札説明書P30にしたがい30年間一定と仮定し積算してください。
106	34	10			「1年前に書面で通知」とありますが、維持管理開始後数年で運営不可能となる場合も予想されます。県による耐震診断などによる構造物の使用可能期間評価等は、なされておりますか。また事業契約書案44条に記載の内容では、極端に短い期間で維持管理業が務終了した場合に、事業者が一方的にリスク、損失を負うこととなります。この点に関しご再考願います。	前段については、耐震診断は行っておりません。後段については、県としては、1年前に書面で通知することにより、リスク回避については十分な機会を与えていると考えております。
107	34	10			『事業者に対して1年前に書面で通知した上で、鎌倉館本館又は鎌倉館別館若しくはその双方の維持管理業務の提供を終了させることができる。』とありますが、終了作業に伴い新館における業務の変更若しくは施設の増築についての取り扱いはどのように考えればよろしいですか。	「鎌倉館本館又は鎌倉館別館若しくはその双方」の維持管理業務の提供を終了させた場合、新館における業務の変更若しくは施設の増築は想定しておりません。
108	34				再度確認であるが、協力会社の内容については本件入札の審査対象ではなく、地元業者の協力の有無等は何ら審査上の有利性をもたらすものではないという理解でよろしいか。	落札者決定基準及び入札説明書31ページのとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
109	34				政策投資銀行の低利融資を活用した提案をおこなうことも可能である（融資割合は50%を上限とする）とあるが、・政策投資銀行の融資が行われるかどうかについて、事業の確実性という点での採点に影響はあるのか。・影響ないとするならば、その根拠は何か。また政策投資銀行は公的金融機関であり、PFI事業への融資条件については、事前に幅広く公開することが望ましいが、提案者間の公平を期すためにも、県から政策投資銀行に働きかけていただきたい。	前段及び中段については、低利融資を導入した場合よりもサービスの対価が低減できると事業者が判断し、行うものですから、採点には影響しません。後段については、日本政策投資銀行の融資は個々のプロジェクトの内容により判断するものですので、個々の融資条件を事前にお示しすることは困難と想定されます。
110	34				「政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行うことも可能である」としていますが、提案する場合、同銀行から「関心表明（落札者決定基準 p 6 記載）」の提出が必要でしょうか？	日本政策投資銀行からは、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取り組むとの参加関心表明がなされております（入札説明書 19 ページ参照）。したがって、落札者決定基準「事業の安全性」における「金融機関からの関心表明」とは、市中銀行やリース会社等の金融機関からの関心表明書をさします。
111	35				注として、債務負担行為は平成 12 年 9 月議会で議決済とありますが、本件についての債務負担行為の設定について質問します。実施方針では、平成 13 年 2 月議会で債務負担行為設定の議案提出（予定）となっておりましたが、本件について、再度債務負担行為を設定するのでしょうか。実施方針の選定スケジュールでは、提案書提出後、落札者の選定前に議案提出予定となっており、ここで設定する債務負担行為の額は何に基づいて設定されるのでしょうかご教示ください。	平成 12 年度内に契約が締結されない見通し（時間的理由から）であることから、議決した債務負担行為は効力を失う（効力は当該年度内に限られるため）ので、平成 13 年度当初予算審議において再度、同額の設定を行うものです。
112	36				36 p リスク分担表 フォスマジュールについて戦争、風水害、地震などのフォースマジュールについては、基本的に事業者のリスク分担ではないものと考えております。従分担の具体的な分担内容についてご明示ください。	フォ - スマジュールについてのリスク分担は、事業契約書案第 10 条第 3 項、第 18 条及び第 51 条にお示ししたとおりです。
113	36				運営管理段階、維持管理リスクの施設損傷リスク及び展示リスクの施設に起因するリスクが、事業者負担となっております。鎌倉館につきましては、事業開始時に県所有時の鎌倉館の瑕疵が明確にされ、県所有時の瑕疵に起因するものは、県が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	前段につきましては、事業開始前に県が鎌倉館の瑕疵を明確にすることはありません。後段につきましては、御質問のとおりです。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
114	36				サービスの対価の対象部分の業務が不履行の場合の措置に関し、関係者協議会で協議が整わない場合は、どのように対処されるのか、また、事業者からの異議申立についての対応についてお教え下さい。	現時点では訴訟により解決を図ることとなります。ただし、契約後に適当な機関（国が仲裁機関を設置する等）が現れ、県と事業者との協議の結果、当該機関に仲裁を委ねることが合意できた場合は当該機関に仲裁を依頼することもあり得ます。
115	36				入札説明書リスクが県のリスク負担となっているが、基本協定書案上或いは事業契約書案上どこにそれが反映されているのか	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。
116	36				入札説明書リスクが県のリスク負担となっているが、これは入札説明書と事業契約書またはその他の入札書類間の不一致・齟齬、入札説明書のリスク分担が必ずしも事業契約書案上明記されていないなどの事由により事業者が被ったコスト上昇・損害は県が負担するという認識でよろしいか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、入札説明書上、事業者リスクとなっているものが事業契約書案に明記されていないことをもって事業者リスクを県が負うものではありません。
117	36				契約締結リスクとして選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合のリスクを県・事業者ともに負担することとなっているが、具体的な分担はどのようになっているのか。また基本協定書案ではどこにそれが反映されているのか。	具体的な分担方法は双方で協議して決定する予定です。後段の基本協定書案については契約締結に向けての両者の協力について定めたものです。
118	36				政治リスクとしてPFIの議決契約が得られない場合のリスク負担者を県としているが、一方で基本協定書案第5条においてこのような場合にはそれまでにかかった費用負担は県・事業者それぞれがおおの的分を負担することとなっている。よって、実際にはこのリスクは県・事業者間で分担されているのではないか。それとも、基本協定書案の規定が間違っているのか。	行政実例では議会の議決が得られなかった場合でも、県は責任を負わないのが一般的であるので、リスク分担表の政治リスクについては事業者にもリスクを加えることとしました。（リスク分担表は変更しました。）
119	36				政治リスクとして維持管理・学芸支援業務の縮小・拡充等の場合のリスクを県負担としているが、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。	政治リスクにつきましては 118 で回答したとおりです。維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとします。
120	36				法制度・許認可リスクとして、法制度・許認可の新設・変更にかかわるリスクを県負担としているが、ここで行っている法制度・許認可には必ずしも法令の変更を伴わない行政指導、行政判断等も含まれるのか。その場合、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。	必ずしも法令の変更を伴わない行政指導、行政判断等は含みません。後段については事業契約書案前文において入札説明書に定める事項も適用されます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
121	36				法制度・許認可リスクとして、法制度・許認可の新設・変更にかかわるリスクを県負担としているが、事業契約書案では別紙6において、本件事業以外の全ての事業者に影響する法令の変更は県負担割合を0%としている。よって、実際にはこのリスクは県・事業者間で分担されているのではないか。それとも事業契約書案が間違っているのか。	入札説明書のP36法制度・許認可リスクは事業契約書案別紙6の本件事業又は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令を想定しており、この場合は県の負担としています。
122	36				法制度・許認可リスクとして、法制度・許認可の新設・変更にかかわるリスクを県負担としているが、事業契約書案第43条第4項の県による契約終了が適用される場合は、下記の2つの理由により県のリスク負担が達成されていないのではないか。同条において、県から事業者を支払われる対価は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息のみであり、県の維持管理費用に関するサービス料の未収分、従業員の解雇費用等の臨時費用及び事業者の得べかりし利益等は含まれないこと。同条において、契約が終了しているにもかかわらず県は期限の利益を喪失せず、平成45年までの分割払いを認められていること。それとも事業契約書案の規定が間違っているのか。	入札説明書のP36法制度・許認可リスクは事業契約書案別紙6の本件事業又は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令を想定しており、この場合は県の負担としています。
123	36				税制度リスクとして「新税以外の税率の変更に関するもの(後略)」が事業者の負担となっているが、事業契約書案では別紙6において「(前略)法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により事業者において増加する負担については、これを県の負担とする」とあり、実際にはリスク負担は県ではないのか。	リスク分担表の「新税以外の税率の変更に関するもの」とは、既存の税の税率変更を想定しており、事業者負担としております。事業契約書案別紙6にいう「法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更」とは、リスク分担表の「法人税の変更に関するもの(上記(=法人の利益に係るもの)以外のもの)」に対応する規定であり、「法人に課される税金」とは法人税(事業税、県民税、市町村民税を含む)を想定しております。
124	36				住民対応リスクとして、「美術館の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等」が県の負担となっているが、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっております。
125	36				住民対応リスクとして、「美術館の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等」が県の負担となっているが、建築基準法の特例許可がそのために取得できない或いは取得が遅延するということもありうるのではないか。その場合には県がそのコストを負担するという認識でよろしいか。またそれは事業契約書案上でどのように明文化されるのか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
126	36				公共の責めによるデフォルトリスクとして県の債務不履行リスクを県の負担としているが、事業契約書案案上では下記の2つの理由により県のリスク負担が達成されていないのではないか。第45条において、県の支払不履行の場合による事業者による契約終了の際に事業者を支払われる対価は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息のみであり、県の維持管理費用に関するサービス料の未収分、従業員の解雇費用等の臨時費用及び事業者の得べかりし利益等は含まれないこと。同条において、県が支払不履行を起こしているにもかかわらず期限の利益を喪失せず、平成45年までの分割払いを認められていること。それとも基本協定書の規定が間違っているのか。	事業契約書案第45条により県のリスク負担は達成されていると考えられます。県は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払い利息のほかに、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うこととしており、また、事業者の県に対する損害賠償請求を妨げないこととしています。
127	36				公共の責めによるデフォルトリスクとして当該サービスが不要となった場合のリスクが県の負担としてあげられているが、事業契約書案ではどこにそれが反映されているのか。第43条第4項の規定は法令の変更または不可抗力の場合だけに適用されるという認識であるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっております。
128	36				設計リスクが県の負担となっているが、事業契約書案上ではどこにそれが反映されているのか。	事業契約書案第8条第3項に反映されています。
129	36				工事遅延リスクが全て事業者のリスク負担となっているが、実際には事業契約書案第10条の規定の通り、県の責めに帰すべき場合・事業者の責めに帰すべき場合・不可抗力の場合により県と事業者で分担されているのではないのか。	御質問のとおりですが、入札説明書36ページの工事遅延リスクは事業者の責めに帰すべき場合を想定したリスクです。
130	36				施工監理リスクが事業者の負担となっているが、佐藤総合設計の責めに帰すべき事由により遅延・コスト上昇等が発生した場合の負担は、同社との契約を指定した県の負担ではないのか。	工事監理業務における県と事業者の関係においては、県と設計事務所との間に工事監理業務請負契約がない以上、工事監理業務に起因し、遅延・コスト上昇等が発生した場合は、事業者が負担することとなります。
131	36				工事費増大リスクとして県の指示による工事費の増大リスクは県の負担となっているが、一方で事業契約書案第19条において、増加費用の増額に代えて設計図書の変更を県が指定することができ、変更内容について関係者協議会の協議が調わないときは、県が一方的に合理的な変更額を定めることができるように規定されている。よって、実際には県のリスク負担が達成されていないのではないのか。それとも事業契約書案の規定が間違っているのか？	県のリスクは達成されていると考えられます。本件工事費等の変更で代える設計図書の変更であるため、事業者に不利な扱いはいたしません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132	36				下水道整備リスクは県の負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。
133	36				支払遅延・不能リスクとしてサービスの対価の支払遅延・不能にかんするリスクは県負担となっているが、事業契約書案上では下記の2つの理由により県のリスク負担が達成されていないのではないかと。第45条において、県の支払不履行の場合による事業者による契約終了の際に事業者を支払われる対価は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息のみであり、県の維持管理費用に関するサービス料の未収分、従業員の解雇費用等の臨時費用及び事業者の得べかりし利益等は含まれないこと。同条において、県が支払不履行を起こしているにもかかわらず期限の利益を喪失せず、平成45年までの分割払いを認められていること。それとも基本協定書の規定が間違っているのか。	事業契約書案第45条により県のリスク負担は達成されていると考えられます。県は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払い利息のほかに、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うこととしており、また、事業者の県に対する損害賠償請求を妨げないこととしています。
134	36				税制度リスクに関して、法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）と法人税の変更に関するもの（上記以外のもの）の具体的な事例をご教示ください。	法人税の変更（法人の利益に係るもの）については法人税率の変更を想定しております。法人税の変更（上記以外のもの）については、外形標準課税のような利益に課税するものでない税制度の変更に対応するものを想定しております。
135	36				税制度リスク（5項目）の表現と、事業契約書案（案）「第8章 法令変更 第41条、および別紙6」の表現との間に微妙な差があるが、この2つをあわせて県の考え方とみるのか、あるいは事業契約書案の方が優先なのか？例えば“法人税の大幅アップ”が分担表では事業者（SPC）で負担（吸収）となっているが、SPCにとっては別紙6にある「近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令の変更」に該当するとも考えられるなど。尚、税法令が事業者にとって有利に変更になった場合に、県に還元させる規定を加えれば、リスク負担の公平さが維持でき、税制度リスク分担表が非常にシンプルになると思うのだが、何故そうしないのか？	リスク分担表の「新税以外の税率の変更に関するもの」とは、既存の税の税率変更を想定しており、事業者負担としております。事業契約書案別紙6にいう「法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更」とは、リスク分担表の「法人税の変更に関するもの（上記（＝法人の利益に係るもの）以外のもの）」に対応する規定であり、「法人に課される税金」とは法人税（事業税、県民税、市町村民税を含む）を想定しております。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
136	36				法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）とは具体的にはどのようなものを想定しているのか。また、このリスクと新税以外の税率の変更に関するリスクについては、リスク負担者が事業者となっているが、事業者は入札時点で32年間のキャッシュフローを固めてしまうため、その変更内容によっては県と協議を行えるという形式に変更できないか。（例えば、当初見込み額を1割以上越えた場合、等）	法人税の税率変更を想定しております。後段については協議を行う予定はありません。
137	36				「法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）」および、「新税以外の税率の変更に関するもの」のリスク負担者がいずれも事業者の負担となっています。事業者は、あくまで現状の税制度を念頭に、事業計画を練り事業参画の判断をせざるを得ない以上、そのリスクは事業者負担でなくサービスの対価に反映させるほうが妥当ではないでしょうか。本来税制の対象外であった公共事業を、PFIで行う場合でも同様に扱うべきであるという議論も現在なされています。この点に関する県のお考えをお示しいただきたくお願い致します。	提案にあたっては、事業全体を勘案して事業者の判断で提案を行ってください。
138	37				計画変更リスクとして県の責めによる事業内容・用途の変更に関するリスクは県負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。第24条第2項では葉山新館の修理及び模様替えの費用負担しか規定していないが、当然それ以外の費用負担もありうると思われるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。なお、事業内容や用途を大幅に変更する場合、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしします。
139	37				維持管理コストリスクとして県の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少のリスクは県負担となっているが、事業契約書案のどこに反映されているのか。第24条第2項では葉山新館の修理及び模様替えの費用負担しか規定していないが、当然それ以外の費用負担もありうると思われるが。	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては原則として県がリスクを負うこととなっています。なお、事業内容や用途を大幅に変更する場合、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしします。
140	37				入館料リスクにつき当日のみとの記載があるが、事業契約書案第30条第1項（5）には当日のみとの記載がない。どちらが正しいのか。	P37のリスク表（当日のみと記載）が正解です。事業契約書案前文において入札説明書に定める事項も適用されます。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
141	37				図書閲覧リスク（図書資料は除いた備品）については、事業者の負担となっているが、・ 図書資料については事業者リスクはないのか。・ あるとすれば、リスク回避のためにある程度の閲覧制限を設けるようなことは可能か。	図書資料の盗難・破損については、県のリスクとしております。
142	37				例えば、塩害対策に関するVE提案をしたものの、何らかの理由によって不採用となり、これが原因で外壁等に塩害による傷みが進行し、修繕・維持管理費の増大が必要になった場合、そのリスクは提案時点で事業者に移転されているのか？	原設計に基づき、事業者の責任において修繕・維持管理を行うことになっているので、リスクは事業者にあると考えます。
143	37				『展示リスク 施設に起因する展覧会・作品のトラブル』はすべて事業者負担とありますが、鎌倉館の瑕疵に起因する同種のトラブルは県側の負担と考えてよろしいですか。	事業契約書案第30条第1項第7号は県の責めに帰すべき場合を除いております。鎌倉館に從來から存する瑕疵に起因するトラブルについては県負担とします。
144	38				「付帯施設（新館喫茶・レストラン、新館ミュージアムショップ、新館駐車場）は独立採算であるため、これらに係わる運営費はサービス対価には含まれない。」とありますが、レストランの厨房等で使用する機器や新館駐車場に導入される無人駐車システムの維持管理費・修理費等は、レストラン、新館駐車場の収益により運営する独立採算内で処理するという考え方でしょうか。（全体の維持管理業務に係わる費用に含めてはいけないとの解釈でよろしいのでしょうか。）それとも、維持管理及び美術館支援料の項目として、維持管理に係わる費用、修理業務に係わる費用に該当するのでしょうか。また、長期修理計画の対象項目とはならないのでしょうか。	御質問前段のとおりです（独立採算部分の収益で処理してください）。したがって、長期修理計画の対象項目とはなりません。
145	39				事業期間に亘り、県のサービスの対価の事業者への支払は「平準化」されることですが、維持管理に含まれる修繕業務については、平準化することにより、県はその修繕業務の発生する前から、事業者へその支払を行うこととなります。（そうしないと、事業者のSPCの資金繰りがつきません。）神奈川県としては、実際に行われていない業務に対する支払を毎期行っていくことに関して、議会や会計監査（検査）で「問題なし」となるとお考えでしょうか？無理な「平準化」は事業者の納税負担増＝県の費用負担増につながるばかりでなく、県の議会や会計監査（検査）での説明リスクにつながると考えます。	県としましては、平準化させることで特に問題があるとは考えておりません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
146	39				(支払方法)で、サービスの対価については30年間の均等払いとなっているが、修繕費のように、実際の支払が後になるものについても、受取時点で課税されてしまうため、長期修繕費用については実質的に倍近い要求額とならざるをえない。これを回避するために、支払については均等払いだが、長期修繕に充当される予定額については、長期修繕積立金として、県の名義(受益者)で信託勘定に積立ててもらい、必要時に事業者が県の承認のもとで、引出すことができるような仕組みを検討している。県側はこのような支払方法についてご対応いただけるか。	御意見として承ります。
147	39				サービス対価の1回あたりの支払額は当該年度の額の1/2とのことであるが、元利均等計算においては、1年毎後払いの計算を行ったうえでその年額を1/2にすればよいか、それとも半年毎後払いの計算をするのかご回答願いたい。(いずれの方法とするかにより、1回あたりの回収額が同額でも金利(=スプレッド)が異なるため)	金利の計算は1年単利で計算します。
148	40		-3		備品及びサインの修理・更新業務については、「葉山新館維持管理業務」の「建築設備保守管理業務」に含まれています。建築設備保守管理業務のサービス対価の改定方法は、「企業向けサービス価格指数」を用いています。備品等の更新については、「モノ」を入れ替えることであるため、「サービス価格指数」を用いるより、「卸売り物価指数」を用いるほうが適性と考えます。お考えをご支持下さい。	備品の更新につきましては、設備管理の中の設備修理の一環として考えておりますので、試算の簡便化のため、企業向けサービス価格指数(設備管理)を用いています。
149	40				規定されている指標の内容、提供方法の変更及び改廃等あった場合はどのように対応するのか。またそれはどのように事業契約書案に反映されるのか。	県と事業者で協議の上、決定します。
150	41				修理費業務に使われる指数は建築費指数であるが、備品の更新には適切な指標ではないのではないか。	備品の更新は設備管理の中の設備修理の一環として考えておりますので、企業向けサービス価格指数(設備管理)を用いています。
151	42				基準日における基準金利とは、基準日をデリバリー日とする資金の金利という理解でよろしいか。	基準金利は基準日に発表される6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(午前10時に共同通信社から発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)の中値)です。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
152	42				<p>金利の改定について「10年毎の改定」との基本的考え方は理解しますが、基準金利の設定日について質問します。共用1年目～10年目（平成15年度～平成24年度）のサービスの対価については基準日を「契約日（契約議案の議決日）」と記載されておりますが、これを共用開始日に変更していただけないでしょうか？ご回答をお願いします。説明契約議案の議決日（平成13年6月予定）において、当該期間（平成15年度から平成24年度）の6ヶ月LIBOR[※]-10年物（円-円）金利スワップレートが共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)において発表されることはありません。基準金利について県で指定をしておきながら、その基準金利の適用が現実的にはできないこの設定には矛盾があります。「決め」を設定しても、事業者側で対応可能となる訳ではありませんので、変更をお願いします。</p>	<p>事業者は一般的に平成13年度から資金調達が必要と考えられるため、当初の基準日は契約議案の議決日としています。</p>
153	42				<p>供用1年目～10年目のサービスの対価の基準金利決定日(契約日)は、平成13年7月と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>
154	42				<p>供用1年目～10年目（平成15年度～平成24年度）のサービスの対価の基準金利決定は契約日のスワップレートを基準にすることであるが、契約日から供用までは約2年あり、このような決定方法は事業者により大きなリスクを強いるものであり、金融の常識ではまず考えられないものである。是非とも変更願いたい。</p>	<p>事業者は一般的に平成13年度から資金調達が必要と考えられるため、当初の基準日は契約議案の議決日としています。</p>
155	43				<p>サービス対価の対象部分の業務が業務要求水準書を満たさないときはサービス対価の減額がある。ということだが、既に建設完工されている建物部分についての減額は30年間を通じて「ない」と考えてよろしいか。</p>	<p>金利変動に基づく改定を行う「本件工事費等」に該当する費用に係る減額については御質問のとおりです。ただし、事業者が業務不履行の場合、サービスの対価の支払い全額停止（建物部分含む）も想定しております。詳細については入札説明書付属資料 を御参照ください。</p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
156	43				モニタリングの結果、業務不履行と判断されたが、その結果について県と事業者の間で争いがある場合、改善通告へのプロセスに入る前に事業者と協議するなど、サービス対価の減額のプロセスが中断するという理解でよろしいでしょうか。また、県と事業者の間で争いがある場合にもかかわらず、サービスの対価が減額され、その後、業務不履行の原因が事業者の責めによらないことが判明した場合には、遅延損害金を含めて県が支払うという理解でよろしいでしょうか。	前段については、日常モニタリングのチェック項目、チェック方法については、契約締結後、県と事業者との間で協議し決定することとなり、定期モニタリングも日常モニタリングを踏まえ行いますので、改善通告前の協議は想定しておりません。後段については、御質問のとおりです。サービスの対価の減額を行う際には、必ず事前に関係者協議会を開催することになっておりますので県と事業者との間で協議を行うことは可能です。
157	43				1 定期モニタリングの県指定フォームを開示いただきたい。2 随時モニタリングが実施されるタイミングについて、具体的にどのようなときなのか、教示いただきたい。	1 独立採算部分の運営内容は事業者の提案による部分が大きいことから、現時点でフォームをお示しすることはできません（契約締結後にお示しします）。2 たとえば、業務不適正の状態が生じたときや事業者が運営委託業者を変更したときなど必要に応じて実施します。
158	44				当初の提案内容と実際の運営状況が変化したとしても、「県が入札公告にあたって提示した業務要求水準書」の内容を満たしている場合には、業務が適正とみなされ、不適正の場合の措置はとられないとの理解でよいか？	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、事業実施にあたって県が認めた提案内容が要求する業務水準となります。独立採算部分の業務内容の変更等につきましては、業務要求水準を満たすため、県と協議の上、運営内容を決定することとなります。
159	44				1 契約解除の場合、県から支払われる支払利息の算定期間について教示いただきたい。2 契約解除の場合の工事費残額及び支払利息の90%の支払方法は、一括払いもしくは当初スケジュールどおりのいずれなのか教示いただきたい	1 一括払いか延払いかは県の選択によりますので算定期間についてお示しすることは困難です。2 支払方法については県が選択します。
160	44				独立採算部分の運営については記述のとおりモニタリングを受けることとなりますが、事業者の判断により、事業期間中に用途の変更を伴わない運営委託業者の変更は可能でしょうか。また、その場合、店舗改装等により休業せざるを得ない場合のモニタリングの取扱いはどうなるのかご教示頂きたい。	県と協議の上、県の承諾を得て運営委託業者を変更することは可能です。店舗改装等により休業せざるを得ない場合は、当該休業期間中モニタリングを行う予定はありません。
161	44				県が事業を継続させないと判断した場合に支払う、工事費残額及び支払利息の90%については、支払利息は当初の事業継続期間について、全額支払われるのか。	一括払いか延払いかは県の選択によりますので、利息の支払方法についても県が選択することとなります。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
162	44				独立採算部門の業務が不適正である場合についても、支払は90%のみとなっているが、これについては、県が他の事業者を使って事業を継続するには妥当と思われる。ただし、採算性が取れる見込みがないために、民間の事業者が一切手を上げず、結果として事業の継続ができない場合には、民間側での独立採算運営がそもそも不可能であったということであり、この場合には100%支払頂くのが適当であると考え。官民リスクの適正分担という点からも、このような措置に代えていただきたい	変更はいたしません。御意見として承ります。
163	45				「日常モニタリングのチェック表（チェック項目）、チェック方法は、契約締結後（中略）県とSPCとで協議し決定する」とあるが、チェック項目・チェック方法の内容は極めて重要であり、その内容によってコストが変わってくるが考えられる。入札前に詳細な内容を明示していただきたい。	日常モニタリングのチェック項目、チェック方法については、県と事業者との間で協議を行い決定すべき事項であると認識しておりますので、県から入札前に詳細な内容を一方的にお示しすることは妥当ではないと考えております。
164	46				のPFI事業の継続に「県からSPCの元の株主や融資団への支払は行わない」とあるが、これは、県は払わないが、株式または契約上の地位を譲渡される第三者は正当な対価を払うということか。第三者も対価を払わない場合、SPCまたは元の株主サイドとしては自己の所有物である施設に対して破壊行為を行うインセンティブがわくことになるが。	SPCの元の株主や融資団と株式又は契約上の地位を譲渡される第三者との間の契約関係によります。
165	46				「減額の対象は、業務不履行を起した業務の費用（上記の業務費）ごとの月額」とあるが、減額が0か100かしかないと、事業者としては改善計画書通りの改善ができないとわかった瞬間に、完全に改善できると確信を持てる月まで当該業務の履行を全く取りやめてしまうインセンティブがわくことになるが、どう考えるか。業務水準を完全には満たしていなくてもある程度の支払いを行う必要があるのではないか？	改善計画書は県及び事業者の双方から構成される関係者協議会での協議を踏まえ作成されるため、御質問のような事態は想定しておりません。サービスの対価の減額は業務不履行を生じさせないための担保措置であると考えております。
166	46				「協議会で合意された改善内容を実施した結果、改善がみられなくても、県は責任を負わない(減額を行う)」について、合意された内容を確実に実施した場合でも、効果がないのであれば、減額手続に進むのではなく、再度協議を行うべきと考えております。	協議会で合意した内容が、効果がないものとは想定できませんので、再度協議を行う予定はありません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
167	47				葉山新館の場合、維持管理業務の業務不履行があり、当該業務の支払減額さらに葉山新館に係わるサービス対価全額の支払停止等があった場合でも、後に当該業務の業務不履行が治癒すれば、支払停止になっていた分も含めて本件工事費等及びこれに係わる支払利息の支払いは復活するという理解でよろしいか。また、支払停止期間の利息はつかないという理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
168	50				独立採算部分の業務不履行の場合、一度業務不履行を起こして改善した後に2度目の業務不履行を起こした場合も、一度目と同じプロセスを踏むのか。その場合、極端に言えば15ヶ月に一度だけ適正な業務履行を行えば、事業契約の解除とはならないという理解でさしつかえないか。	御質問のような事態は想定しておりませんし、それ以前に運営事業者等の変更がなされるものと考えております。
169	50				<例1>喫茶・レストラン運営業務と<例2>駐車場業務で改善期日の設定が異なる(1ヵ月後と2ヵ月後)のは、何か意味があるのでしょうか。	<例1>は改善期日を翌月に設定した場合の例であり、<例2>は改善期日を翌々月に設定しておりますが、後者の場合、改善期日到来前の月において改善計画書の内容どおり改善が進捗していたとしても、改善期日時点で業務不適正が生じていれば当該業務不適正の改善がみられないと判断するという事例を示したものです。
170	52				県が提示した工事監理費に含まれない「現場事務所等に係る経費」とは、どのような経費を考慮されているのかお示し下さい。	現場事務所の設置経費、電気、電話等の設備に要する経費等を想定しております。
171	54				県議会の議決が得られないことを理由として事業契約の締結に至らなかった場合に落札者が本件事業の準備に関して支出した費用の負担については県及び落札者との協議により決定するものとされるべきと思慮致しますがいかがですか。	基本協定書案第5条に記載のとおり、各自の費用負担とさせていただきます。
172	54				第7条に「なお、県が条例等に基づき開示する場合には、事前に落札者に対して書面により通知するものとする。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は事業者に対し書面により事前に通知します。
173	54				基本協定書案にある「落札者」と「グループ代表者」は同じ会社のことをさすのか。	「落札者」とは、グループで入札に参加した場合は、グループ構成員全員をさし、「グループ代表者」とは、グループで入札に参加した場合のグループ代表者をさします。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
174	54				基本協定書案の第3条第1項「(前略)かかる成立後も事業者の株主・出資者として、事業者が事業契約を締結し遵守するようその権利を行使せしめるものとする」及び同条第3項「落札者は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする」とあるが、これは株主による事業者の事業契約の履行にかかわる保証を意味するものではなく、株主は資本金の範囲内で事業者に対する責任を負うという理解で差し支えないか。	グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証(入札説明書22ページ、事業契約書案第40条第2項、別紙5参照)により契約保証金の免除を求める場合を除き、御質問のとおりです。
175	54				基本協定書案の第3条第1項は、グループ代表者がそこに記載される事業者設立の時点における資本金等の総額を確保することを保証するという解釈でよろしいか。	御質問のとおりです。
176	54				基本協定書案第5条にて議決が得られないことによる事業契約締結失敗時の規定があるが、それ以外の理由により事業契約締結に至らなかった場合はどうなるのか。	県・事業者どちらの責めに帰すべき場合であっても互いに損害賠償請求権は放棄していないものと考えます。
177	54				基本協定書案第6条の解釈は、第1条及び第6条を除いて本協定書の規定が法的に拘束力を持つという理解でよろしいか。	基本協定書案第6条は、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条が県及び事業者を法的に拘束することとした規定です。
178	54				第5条は県の事情による契約締結の不履行であり、落札以降に支出した弁護士費用、会計士費用、SPC設立費用等は当然に県が負担するべきものとする考えがいかかが。	基本協定書案に示した内容は変更しません。したがって、各自の負担とさせていただきます。
179	54				本第2項、第3項は、「落札者は、事業者に対する株式出資、匿名組合出資、劣後ローンに関する一切の権利義務を、県の承認のもと第三者に譲渡することが可能であるが、かような場合においても本件事業の遂行のために協力するものとする。」と解釈すればよろしいのでしょうか。また、かような場合の協力内容は具体的にどのような事項が想定されるのでしょうか。	前段については、落札者、特にグループ代表者が事業者に対する株式出資等の一切の権利義務を第三者に譲渡することは事業契約書案第47条第1項第6号の場合を除き想定しておりません。同号の場合を除き、県は原則として承認いたしません。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
180	55				当条項は「県の都合」を理由として事業契約の締結に至らなかった場合に限定して、記載がありますが、「事業者の都合」を理由とする場合でも同様の規定とするべきと考えます。契約行為においては県も事業者も対等ですので、変更をお願いします。ご回答をお願いします。	県・事業者どちらの責めに帰すべき場合であっても互いに損害賠償請求権は放棄していないものと考えます。
181	56				当美術館は、公開承認施設の制度に基づき、承認を受ける予定はあるのかないのか。	文化財保護法の規定による公開承認施設の承認を受ける予定はありません。
182	56				中庭の設計コンセプトが理解できません。ご提示下さい。	「5つのテーマ」によって設計を行っています。1.「葉山」を体感する場として三ヶ岡山と海岸との2つの視線軸を導入する場。2.シンボル空間 彫刻などを設置しエントランスからのアイストップとする。3.展示との連携 屋外スペースを意識した展示空間の提案。4.多目的なイベントスペース 屋外展示・パフォーマンス・コンサート・パーティ。5.庭園との連続性
183	57				独立採算施設の備品等についての更新費用は提案書式上見込まないこととなっているが、建築当初の施設・備品を30年後に県に無償譲渡するとの考え方でよいか確認したい。当然ながら30年目まで使用に耐えていることを前提とし、老朽化していても通常の使用には支障のない状態を前提としての質問である。	御質問のとおりです。

事業契約書案Q&A

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般			本契約には、契約内容を変更する方法についての規定が全くないが必要ではないか。また、定められていない事項または解釈に疑義が生じた場合の対応も定められていないが必要ではないか。	本契約の契約内容については変更することはできませんが、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。また、本契約で規定している事項以外は関係者協議会で協議することとしております。
2	全般			神奈川県立衛生研究所の「入札説明書に関する質問書に対する回答」にて、契約書（案）の変更の可否につき、貴県は「総合評価一般競争入札の制度上、契約書（案）に記載の条件を変更することはできない。」と回答されておりますが、通常PFI事業では公共と優秀交渉権者との間で契約条件の交渉を行った上で事業契約を締結します。この点につきまして、貴県はどのように考えておりますでしょうか？	総合評価一般競争入札も地方自治法上の一般競争入札の一類型であり、入札後、落札者との交渉により入札条件を変更することはできないものと考えております。また、地方自治法施行令第167条の8第2項により、入札者による入札書の書き換えは禁止されております。落札後の交渉の結果、契約内容が変更された場合、落札金額の変更につながる事が多いことから、落札後の交渉は困難と考えております。
3	全般			S P Cが購入しなければならない資産とリース物件でもよい資産の区分はあるのでしょうか？あるとすれば資産ごとに具体的にお示しください。どちらでもよいもの若しくはそう解釈できるものは、事業者の判断で資産の購入若しくはリースを行います。	事業期間終了後、平成45年4月1日における県への葉山新館所有権移転に際して、県に無償で所有権を移転することが前提であれば、設計図書に記載されている備品、新館備品整備業務で整備する備品にかかわらず、リース対応とすることは可能です。いかなる資産をリース物件とするかどうか、費用計上については事業者の判断において行ってください。
4	1	前文		前文に「事業者と県は、本契約と共に、本件入札説明書、本件入札に対する質問及び回答書（それぞれ以下に定義する。）、並びに本件入札説明書に記載の県の指定する様式に従い作成され、入札時に提出した「事業資金提案書」、「サービス水準の向上等に係る提案書」及び「維持管理、美術館支援及び備品等整備業務提案書」に定める事項が適用されることをここに確認する。」と規定されています。本契約の規定と上記の各書類に定める事項に相違がある可能性があるものと思われしますので、第1条第2項として適用についての優先順位を以下の通り明記することが必要と思慮致しますがいかがでしょうか。 1．本件入札に対する質問及び回答書 2．事業資金提案書 3．サービス水準の向上等に係る提案書 4．維持管理、美術館支援及び備品等整備業務提案書 5．本契約 6．設計図書 7．業務要求水準書 8．本件入札説明書	事業契約書案に定める事項を原則とし、事業契約書案に規定されていない事項については事業契約書案以外の文書による事項が適用されることとなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
	51	前文			前文にある「事業者と県は、本契約と共に、（中略）「事業資金提案書」、「サービス水準の向上等に係わる提案書」及び「維持管理、美術館支援及び備品等整備業務提案書」に定める事項が適用されることをここに確認する」とは、もし提案書に記載したサービスの水準が業務要求水準書に定める水準より上回っていた場合は、提案書のサービス水準を履行する義務が事業者に生じるという解釈で相違ないか。	御質問のとおりです。
	6	1	1	1	12 「（「その他業務」への対価を除く。）」の「その他業務」とは、第14号 に規定されるその他業務と理解してよいですか。	御質問のとおりです。
	7	1	1	1	31 「不可抗力」として例示されている項目に「火災」が追加されるべきと思慮致しますがいかがでしょうか。（第4章第31条第1項に規定する普通火災保険の適用外とされる火災）	御質問のような「火災」の場合は、「その他の自然的又は人為的な現象」に含まれる場合が多いと思われませんが、具体的には個々の原因により判断するものと考えます。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
82	1	1	14	第1条(14)の にある葉山新館施設賃貸業務につき、賃貸業務としての個別の賃貸契約書は締結されるのか。賃貸借契約が無い場合は費用負担や管理細則等の賃貸条件は何によって定められるのか。	前段につきましては、賃貸借契約書は作成しません。後段につきましては、県と事業者との間で締結する契約は建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務等を含むものであり、賃貸借の側面を含む混合契約という構成をとっております。したがって、建物の利用については県は建物賃借権を含む契約上の権利を有しております。
92	1	1	19	第1条(19)において関係者協議会が定義されているが、この協議会のメンバーは具体的に誰を想定しているのか。また協議会の意思決定はどのように行われるのか。また協議会の決定の効力はどのようなものか。	契約締結後県と事業者との協議により決定したいと考えております。
102	1	1	19	本契約には各所に「関係者協議会において協議」という規定がなされているが、特に別の定めが無い場合、協議が不調となった場合にはどのような対応が取られるのか。また紛争となった場合の処理方法は。	現時点では、事業契約書案において県が定める事項となっているものを除き、協議が不調となった場合には紛争につながると考えられますので、訴訟等の法的手続に進むこととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
11	2	1	1	19	現在、県でお考えの、関係者協議会の位置づけとその構成員について教えてください。	前段につきましては、事業契約書案に規定する事項や事業に関する協議を行う機関と位置付けております。後段につきましては、現状では、契約締結後県と事業者との協議により決定したいと考えております。
12	4	1	1	30	修理業務の定義は「建築物等の劣化した部分又は部材若しくは低下した性能又は機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させること」とあり、例えば、性能、機能が実用上支障のないにもかかわらず、県の都合により間仕切りの変更、床の張り替え等を行う場合には、その費用は県が修理費外で別途負担するという理解でよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
13	4	2	3	2	第3条第2項（2）において、関係者協議会における協議が調わない場合の対応は。	現時点では、事業契約書案において県が定める事項となっているものを除き、協議が不調となった場合には紛争につながると思われますので、訴訟等の法的手続に進むこととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
14	5	2	5	2	事業者が整備した葉山新館に係るバスベイ・歩道が道路管理者である神奈川横須賀土木事務所長に移管された後は、当該バスベイ・歩道に係る危険負担は道路管理者である神奈川横須賀土木事務所長が負うものと理解してよろしいですか。	ご質問のとおりです。
15	5	2	6		第6条では許認可取得・維持に係わる一切の責任は事業者が負うこととなっているが、許認可の新設・変更等があった場合には、入札説明書に記載されているリスク分担からいって県が責任を負う場合もあるのではないか。	入札説明書36ページの法制度・許認可リスクは事業契約書案別紙6の本件事業又は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令を想定しており、この場合は県の負担としています。
16	6	3	7	3	この項につきましては、設計責任（VE提案部分を除く）が県側にあり、30年間を超える使用に耐えられるかどうかは、基本的に設計の中に明確に提示されるべきものと考えますが、この項を設けられましたご趣旨をお教え下さい	設計図書に基づき建設を行っていただくことを明確化した一般的原則の規定です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
17	6	3	7	3	第7条第3項の規定は具体性を欠くため、「30年を超える長期」の定義、「品質・耐久性について十分留意」とは具体的にどのような権利義務が発生させるものかについて説明していただけないか。	設計図書に基づき建設を行っていただくことを明確化した一般的原則の規定であり、本項の規定から直ちに具体的な権利義務が発生するものではありません。
18	6	3	8	3	「3 県は、原設計図書が前提とした測量・地質調査及び本件工事のための埋蔵文化財調査結果の不備、誤謬等から発生する合理的な追加費用を負担する。」と規定されていますが、県による合理的な追加費用の負担に加えて必要な工期の変更が認められるものと理解してよろしいですか。	事業契約書案第9条第2項2号によるものとします。
19	6	3	9	2	「工期の変更により本件工事費等に変更が生じ得る場合は、関係者協議会における協議を行うものとする。」と規定されていますが、県による工期の変更請求の結果としての本件工事費等の変更であることから、「工期の変更により本件工事費等に変更が生じ得る場合は、県が追加費用を負担するものとし、追加費用の金額については関係者協議会における協議により定める。」と理解致しますがよろしいですか。	御質問の追加費用の負担者については、県が請求した工期の変更の事由により判断することとなりますので、必ずしも県が負担するものではありませんが、合理的な追加費用の範囲については協議します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
20	6	3	9	2	「工期の変更により本件工事費等に変更が生じ得る場合は、関係者協議会における協議を行うものとする。」と規定されていますが、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由による工期の変更請求の結果としての本件工事費等の変更であることから、「工期の変更により本件工事費等に変更が生じ得る場合は、県が追加費用を負担するものとし、追加費用の金額については関係者協議会における協議により定める。」と理解致しますがよろしいですか。	御質問の追加費用の負担者については、事業者が請求した工期の変更の事由により判断することとなりますので、必ずしも県が負担するものではありませんが、合理的な追加費用の範囲については協議します。
21	6	3	9	2	工期の変更により、県への引き渡しが遅れた場合には、事業期間の終了に関しても、その遅れた分だけ「遅らせる」との認識で良いのでしょうか？引き渡しの時期が遅れても、事業の終了時期は「遅らせない」となると、事業計画の資金に関する策定（7ヶ月組成を含む）に重大な影響を与えると考えます。	原則として維持管理期間は平成45年3月31日までですので、第9条第2項各号に該当する場合、必ずしも工期の遅れのみで事業期間が延長されるものではありません。
22	6,7	3	10,1 2		県の設計変更要求に伴い、客観的に工期延長を必要とする事態が生じた場合は、第12条の他に、第9条2項1号及び第10条1項が適用されると考えてよいか。また、引渡日が予定より遅れた場合、維持管理期間はその分短くなると考えてよいか。県の責めにより引渡日が予定遅れ、維持管理期間がその分短くなった場合に、第10条1項の「合理的な増加費用」の解釈として、独立運営部分の逸失収益分は含むか。	県の設計変更要求に伴い、工期について御指摘のような事態が発生した場合は、第9条第2項第1号を準用します。また、第10条第1項の適用につきましては、県が設計変更要求する場合は必ずしも県の責めに帰すべき事由によるものとは限らないため、常に同条項の適用があるものではありません。引渡日が予定より遅れた場合の維持管理期間につきましては、原則として、御質問のとおりです。独立採算部分に係る御質問の逸失収益分につきましては、第10条第1項中「事業者が負担した」に該当しないため、含まれません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答	
	23	7	3	11	3	<p>事業者は、「建築工事共通仕様書、電気設備共通仕様書、機械設備共通仕様書、建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針（建設大臣官房庁営繕部監修）等に規定する検査又は試験」の全てを建設期間中に行わなければならないのでしょうか。</p>	<p>本件施設に必要な検査又は試験については原則として建設期間中に行う必要があります。</p>
	24	7	3	11	3	<p>「不可抗力により、引渡日が平成15年4月1日より遅れた場合は、その遅延により平成15年6月30日までに事業者が生じた増加費用は、事業者が負担し、それ以降にかかる遅延により事業者が生じた合理的な増加費用は県が負担するものとし、……」と規定されていますが、不可抗力による引渡日遅延の負担をこのような条件で事業者が負うこととする場合は、事業者は増加費用分を入札価格に当然組み入れなければならないため、最終的には発注者である県も重い負担を負うことになるかと理解されます。従って、不可抗力により引渡日が平成15年4月1日より遅れた場合の遅延による平成15年6月30日までに事業者が生じた増加費用については、原則県の負担とするか、あるいは、第18条第2項の負担割合（別紙1の通り）を適用するかのいずれかとされるべきと思慮致しますがいかがでしょうか。</p>	<p>変更は必要ないと考えます。</p>
	25	7	3	11	4	<p>「4 県は、建設期間中、事前の通知なしに本件工事に立ち会うことができる。」と規定されていますが、県による立ち会いは事業者による本件工事の施工を妨げない範囲で実施されるものと理解致しますがよろしいですか。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
26	7	3	12	2	県による設計変更の要請であることから、県による合理費用の負担に加えて必要な工期の変更が認められるものと理解しますがよろしいですか。	設計変更は必ずしも工期の変更に結びつくものではありません。なお、工期の変更を要する場合は、第9条第2項第1号の規定に基づき関係者協議会における協議を要します。
27	7	3	12,13		契約後VEは、観念されないのか。設計変更減は観念されないのか。いずれも事業者の利益になるのか。	契約後VEは認めておりません。また、VE提案に伴う設計変更によるコストの減少は落札者決定基準の「サービスの対価の総額」に反映されることとなります。
28	7	3	13	2	「原設計図書に関する責任は県が負担する。」と規定されていますが、入札説明書付属資料 のリスク分担表において入札説明書リスクは県が負担者とされていることから、「原設計図書、本件入札説明書及び本件入札に対する質問及び回答書に関する責任は県が負担する。」と理解致しますがよろしいですか。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
29	8	3	13	5	<p>「V E 提案による原設計図書の変更に伴う効果が、当該V E 提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」の「その他事業者の責めに帰すべき事由」には原設計者による原設計図書の変更に関するミスも含まれると理解すべきですか。また、このような場合の対策として、事業者と原設計者との契約において原設計者の事業者に対する損害賠償責任に係る規定を設定することは可能であると理解してよろしいですか。</p>	<p>前者につきましては、御質問のとおりです。後者につきましては、事業者・原設計者間の問題であり、県は判断する立場にはありません。</p>
30	8	3	13	5	<p>「V E 提案による原設計図書の変更に伴う効果が、当該V E 提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」が判明する時期は、本件施設の建設工事完了後と考えられますが、「当該V E 提案を実施した場合の金額又は当該V E 提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な金額を本件工事費等とする。」の意味は、「V E 提案による原設計図書の変更に伴う効果が、当該V E 提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」が判明した場合には本件工事費等が変更されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「V E 提案による原設計図書の変更に伴う効果が、V E 提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とは、V E 提案による原設計図書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により実際に施工できない場合をいいます。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
31	8	3	13	5	<p>契約書第13条5項では、VE提案による原設計図書の変更に伴う効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合、VE提案を実施した場合の金額又はVE提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な金額を本件工事費とする」と規定されていますが、VE提案による効果の実現できているか否かは、実際の運営段階でないと検証できないものもあると思われませんが、その時点で割賦代金を減額することになるのでしょうか。そうであれば、SPCの収入減、経営破綻につながりかねないと考えます。(VE提案を事業者のリスクとされるのは、VE提案の効果が実現できなかった場合に、VE提案による効果を見込んだ経営計画に影響が出るが、それは自己責任の原則で当該提案を行った民間事業者が負担するという程度にとどめるべきではないでしょうか。</p>	<p>「VE提案による原設計図書の変更に伴う効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とは、VE提案による原設計図書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により実際に施工できない場合をいいます。</p>
	つづき				<p>VE提案を実施しなかった場合の工事費の方が低廉であるときに(実際に要した工事費でない)工事費にまで下げるとするのは、県のために良かれと思ってVE提案した民間事業者にペナルティを与えるという考えであり、「へたに提案すれば、ペナルティを食う」というおそれを民間事業者に与えます。県側のVFMを最大限にするVE提案をも減少せしめることから、民間事業者のノウハウ等を活用するPFI事業の根幹にもかかわることと考えます)神奈川県立衛生研究所入札前に公表された契約書(案)では、「VE提案による設計図書の変更が、当該VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とされており、今回は上記のとおり変更されておりますが、その変更の理由をご教示いただきたい</p>	
32	7	3	13	6	<p>第13条6項についても、「VE提案による原設計図書の変更により、建築基準法上要求される許可等の取得が必要になった場合で事業者が許可を取得できなかった場合、原設計図書を採用し、「VE提案を実施した場合の金額又はVE提案を実施しなかった場合の金額のいずれか低廉な金額を本件工事費とする」と規定されていますが、VE提案を実施した場合の工事費の方が低廉であるときに、(実際に要した工事費でない)工事費にまで下げるとするのは、県のために良かれと思ってVE提案した民間事業者にペナルティを与えることとなりますが、そのように受け取るべきでしょうか。また6項は、衛生研究所の場合には規定されておませんが、今回新設された理由をご教示いただきたい。</p>	<p>前段については、VE提案に関するリスクは事業者の負担となっておりますので、ペナルティを与えたものではありません。後段については、事業者が、VE提案により必要となった変更も併せ建築基準法上の特例許可の再取得を行うものから追加したものです。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
33	8	3	13	4	VE提案後の設計図書を県が無償で使用できるよう、原設計者と契約する義務を事業者が負担するのか。原設計者が応じなかった場合、事業者の責任となるのか。事業者としては、VEに係る著作権を事業者として主張しなければ十分なのではないか。	御質問の契約締結につきましては、VE提案に伴う事務の一環として、事業者にお問い合わせするものです。
34	8	3	13	5	VEによる効果の実現できない場合というのは、竣工後確認の上、ということと理解してよいか。その場合に原設計案を採用することができる、というのはどういう意味か理解できない(原設計案で工事をし直す?)ので、説明していただきたい。	「VE提案による原設計図書の変更に伴う効果が、VE提案の不備その他事業者の責めに帰すべき事由により実現できない場合」とは、VE提案による原設計図書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により実際に施工できない場合をいいます。
35	8	3	14	1	「事業者は、本件工事の施工の全部又は一部を工事着手の原則21日前までに県に通知しその承諾を得た場合のみ第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」と規定されていますが、本件工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律は適用されないのでしょうか。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では「公共工事」を「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」としております(第2条第1項第1号)。PFI事業契約は工事請負契約と異なり、建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務等を含む混合契約であることや、また、本件では落札者が事業遂行のためにSPCを設立することからSPCが建設会社と一括して工事請負契約を締結することは実質的には落札者自身が事業を遂行することと同じであり、公共工事の受注者自らに工事請負契約の履行を要求するという同法の趣旨に沿っていると考えられること、から、本事業契約には、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律は適用されないものと認識しております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
36	8	3	14	2	第14条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	工事着手前であれば結構です。
37	9	3	16	2	第16条第2項の「必要があると認められるとき」とは誰がどのように判断するのか。	県が個別具体的な状況により判断します。
38	9	3	17		通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害の賠償が事業者の負担とされる場合、事業者は保険等のあるものには保険等をかけ、保険等のないものについては事業者の損害の負担部分を入札価格の中で予め留保しておく必要がでてくるため、最終的には発注者である県に負担が転嫁することになるものと理解致します。従って、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害については県の負担とすることが妥当と思慮しますがいかがでしょうか。	事業契約書案第17条に記載のとおり、事業者負担となります。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
39	9	3	17	<p>「工事に通常伴うものについては、施工者である事業者の負担とするのが合理的であります。」との案文ですが、「通常伴うもの」には「通常避けることのできるもの」と「通常避けることのできないもの」があり、「通常伴わないもの」にも「通常避けることのできるもの」と「通常避けることのできないもの」があります。公共工事標準請負契約約款においても、「通常避けることのできない」のうち、施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、施工者負担とされ、それ以外の場合は発注者負担とされております。また、民法717条の「土地の工作物責任」の規定においても、土地の工作物の設置または保存に瑕疵がある場合の損害賠償の負担者は、一義的に占有者とされ、占有者が損害発生防止に必要な注意をした場合は、土地の所有者が負担するものとされております。以上の観点から、「通常避けることのできないもの」で、事業者が善良な管理者としての注意を怠らなかったものについては、土地の所有者である県の負担と理解してよろしいでしょうか。またこれに関し、計画地から土壌汚染・水質汚染・埋設文化財について事業者の責によらない瑕疵が発見された場合、その処理等に要する費用は、県の負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書案第17条に記載のとおり、事業者負担となります。</p>
40	9	3	19	<p>本件工事費等を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合とは、現時点ではどのような状況を県は想定されているか、具体的な事例で説明していただきたい。その場合に設計図書の変更ができるかとあるが、これは予算の範囲でおさめることを目的とした設計変更をするという意味と理解してよろしいか。また、県が定める合理的な金額に事業者は拘束されるのか。</p>	<p>前段については、たとえば、県の理由により施設の一部の仕様を変更するなど設計図書を変更する必要が生じ、その結果、本件工事費を増額する必要が生じた場合をいいます。中段については、本事業契約で締結した当初の落札金額に基づく工事費等で設計図書を変更し目的を達する場合をいいます。後段については、御質問のとおりです。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
41	9	3	19		「特別な理由があるときは」とはどのような場合か。特別な理由がある場合は、増額部分を設計変更減によって相殺すると言う趣旨か。	前段については、本件工事費の増額を行わずに設計図書の変更を行い目的を達せられるという合理的な理由があると県が個別具体的に判断したときです。後段については、御質問のとおりです。
42	9	3	19		第19条の「特別の理由があるとき」とは具体的にどのようなときか。また誰がどのように判断するのか。	本件工事費の増額を行わずに設計図書の変更を行い目的を達せられる合理的な理由があると県が個別具体的に判断したときです。
43	9	3	20	1	葉山新館の完成検査について、入札前に完成検査の項目及び内容が定められている必要があると思慮しますがいかがですか。	完成検査の項目及び内容については、施工完了時までに定められていればよいと考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
44	10	3	20	6	事業者が完工確認書を受領した日から県への引渡日までの期間については、入札前に定められるべきと思慮しますがいかがですか。	完工確認書の受領から県に引渡しを行うまでの間、県が指示する方法により引渡しを行えるだけの十分な期間を設定する予定ですので、入札前に定める必要はないと考えます。
45	10	3	21	1	第21条第1項により、県は借地借家法に基づく賃借人の権利義務を、事業者は同じく賃借人の権利義務を取得するという解釈で相違ないか。	県と事業者との間で締結する契約は建設工事、建物賃貸業務、維持管理業務等を含むものであり、賃貸借の側面を含む混合契約という構成をとっております。したがって、建物の利用について県は建物賃借権を含む、事業者は建物賃貸権を含む契約上の権利を有しております。
46	10	3	21	1	第21条第1項により県は事業者の所有物である葉山新館を賃借する以上、施設の使用方法等については賃借人としての事業者の要求に従っていただけるのか。	県及び事業者の両当事者間の権利義務関係は事業契約書案に定めたとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
47	10	3	21	5	第21条第5項につき、県の要請等県の責めによる場合または不可抗力による費用の支出の場合はどうするのか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
48	10	3	21	5	5項の「敷地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用...これを県に請求しないものとする。」とありますが、当該費用について、予め提案時にサービスの対価として織り込めば県は支払うとの理解でよろしいでしょうか？	当該費用が独立に支払われることはありませんので、この点をご勘案の上、入札してください。
49	10	3	21	5	「使用貸借を受けた葉山新館の敷地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても、これを県に請求しない」とあるが、適正なリスク分担があつてしかるべきと思うのだが、県に請求しないとした根拠は何か？	本項は、事業者が帰責事由がある場合を想定しております。県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
50	10	3	21	6	事業者の県への請求権の放棄について、葉山新館の敷地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の支出に関して県の責めに帰すべき事由により発生したもの及び事業者が使用貸借を受けた時点で予見不可能な事由により発生したのものについては例外とされるものと理解致しますがよろしいですか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
51	11	3	22		賃貸料の扱いはどうなるのか。別紙3と第1条(12)との定義はどういう関係なのか。賃貸業務と言う業務は観念されないのか。維持管理業務に含まれるのか。	御質問の「賃貸料」につきましては、サービスの対価中、「本件工事費等」に織り込まれております。なお、「賃貸業務」は別個に観念されており、維持管理業務には含まれません。別紙3の(1)1)の表中、「本件工事費等及びこれにかかる支払利息」の に、「県への葉山新館施設賃貸業務」が記載されておりますが、当該業務は事業者が葉山新館を所有することに付随する役務であり、独立してサービスの対価を発生させるものではありません。
52	10	3	22		第5章第32条、第33条及び第34条においては「物価変動の要因を……反映させ、」と規定されていますので、金利変動に基づく改定を明確にするため、第22条中「別紙3の算定方法に従い、」と「平成15年10月31日を第1回とする……」との間に「金利変動の要因を本件工事費等に反映させ、」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
53	10	3	23		『葉山新館（設計図書に記載されているもの並びに備品等整備業務及び美術情報システム整備業務により、館内に設置されている設備・備品）の所有権は平成45年4月1日に県が無償にて取得するものとする。』とありますが、OSならびにソフトウェア（ミドルウェア、パッケージ製品を含む）については対象外の認識でよろしいでしょうか？	OSならびにソフトウェアにつきましても、県が平成45年4月1日に無償取得するものです。
54	10	3	23	1	県による所有権の取得に関して、「葉山新館（設計図に記載されているもの並びに備品等整備業務及び美術情報システム整備業務により、館内に設置されている設備・備品）」が対象とされていますが、この内設備・備品について、リース物件としていた場合の対応をご指示下さい。	リース物件につきましても、平成45年4月1日における県への葉山新館所有権移転に際して、無償で県に所有権を移転することを要するため、リース契約における特約締結等、事業者において必要な対応をお願いいたします。
55	11	3	23	2	「県の行った検査により」とあるが、ここでいう検査とは前述されているモニタリングとは異なるものと理解してよろしいでしょうか。また、その検査項目は提示していただけるのでしょうか。	前段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、現時点で提示することは困難であるため、平成44年9月30日までに開催される関係者協議会における協議で方法や内容を定めることとしたものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
56	11	3	23	3	葉山新館の所有権の事業者から県への移転に際して課税される登録免許税は県が負担するものと理解しますがよろしいですか。また、県への所有権移転に関しては不動産取得税は課税されないと理解してよろしいですか。	県への所有権移転に係る登録免許税は登録免許税法第4条第1項により非課税です。不動産取得税については御質問のとおりです。
57	11	3	23	3	「葉山新館の所有権の県への移転並びに葉山新館及びその敷地部分の引渡しに際して生じる一切の費用」について、法令等に定める手続きに関連して発生する費用が本契約締結以降の当該法令等の改正により増加した場合の増加分は県が負担するものと理解しますがよろしいですか。	事業契約書案第4条第1条による例外的場合を除き23条第3項に基づき事業者負担となります。
58	11	4	24	2	「県が業務要求水準書に定める当該条件を大幅に変更する場合、事前に事業者へ通知の上、その対応は関係者協議会の協議に従うものとする。」と規定されていますが、「県が業務要求水準書に定める当該条件を大幅に変更する」ことによる追加費用については当然に県がこれを負担するものと理解しますがよろしいですか。	維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
59	11	4	24	2	第24条第2項につき、県が業務要求水準書に定める当該条件を大幅に変更する場合は、基本的に県の責めに帰すべき事由として県が追加費用等負担するという解釈で相違ないか。	維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしませす。
60	11	4	24	2	第24条第2項につき、県の責めに帰すべき事由により葉山新館の修理及び模様替え以外のことを行ったために要した費用の負担はどうなるのか。	維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしませす。
61	11	4	24	2	第24条第2項につき、県の理由で修理等を行ったことで、清掃費や保守費がアップした場合はサービス対価をアップしてもらえるのか。	維持管理・学芸支援業務を大幅に変更する場合には、事業契約書案第24条第2項にしたがい、協議を行い得るものとしませす。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
62	11	4	25	2	第25条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	事業開始の原則21日以上前に行う必要があります。なお、参考として、入札説明書34ページの「10.その他」の をご覧ください。
63	12	4	26	2	「業務計画書」は、本件施設の県への賃貸目的での引渡し前までに事業者が県に提出し承認を受けるものであり、県の承認を受けた後は再度提出する義務はないものと理解致しますがよろしいですか。	本契約書(案)第38条第1号に規定する、独立採算部分の「業務不適正」に伴い事業者から提出される「独立採算部分改善計画書」、及び 本契約書 (案)第47条第1項第1号に規定する、維持管理業務等の「業務不履行」に伴い事業者から提出される「改善計画書」は、「業務計画書」を訂正・補完するものとして、本件施設の引渡し後に事業者が提出したものと位置付けられますので、御了承ください。
64	12	4	27		随時モニタリングについては、具体的方法が、入札説明書45頁の他には規定されていないが、現時点で想定している方法(チェック項目等)があるか。	モニタリングの項目、方法については事業者の提案により異なってくるものと理解しておりますので、現時点でチェック項目等の方法をお示しすることはできません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
65	12	4	27	1	第27条第1項及び第2項に定める県の「自己の費用負担」とは、具体的に何の費用を負担するのか。	たとえば、モニタリングに要する職員の人件費などの事務費を想定しております。
66	12	4	28	1	第28条第1項（1）に定める日常モニタリングの項目及び方法につき、事業者と県で策定する場合の意思決定方法は。また合意に至らなかった場合の対応は。	前段につきましては、契約締結後、関係者協議会において協議を行うこととします。後段につきましては、合意に至らないことは想定しておりません。
67	12	4	29		通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害の賠償が事業者の負担とされる場合、事業者は保険等のあるものには保険等をかけ、保険等のないものについては事業者の損害の負担部分を入札価格の中で予め留保しておく必要がでてくるため、最終的には発注者である県に負担が転嫁することになるものと理解致します。従って、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者に与えた損害については県の負担とすることが妥当と思慮しますがいかがでしょうか。	事業者の負担となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
68	12	4	29		何故、「原則は事業者負担、県の責めに帰すべきとの事由（事業者による立証責任が必要）についてのみ県負担」という書きぶりなのか？責めが県に帰することを事業者が立証するのは実務的に非常に困難な場合が多く、これは事業者に不利である。	県に帰責事由がある場合には、民法をはじめとする法令の原則に基づいて処理されます。
69	12	4	29		「また...通常避けることができない騒音、振動等の理由により...事業者がその損害を負担」とあるが、何故、通常避けられない理由による損害が事業者の負担なのか、その考え方を教えて欲しい。	通常避けられない理由による損害は事業主体である事業者が負担すべきものであるとの考え方からこのような規定としております。
70	13	4	30		特に第2項は、第三者の責めによる事由に対して事業が責任を負うということは、公平なりスク分担とは言えないと考えます。 “県の責めに帰すべき場合を除き”を“不可抗力事由を除き、事業者の責めに帰す場合に”とすべきではないでしょうか。	第三者の責めに帰すべき場合においては事業者から第三者に損害賠償請求を行うことで対処願います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
71	13	4	30		第30条には基本的に事業者の責めに帰すべき場合の対応及び不可抗力の場合の対応が規定されているが、県の責めに帰すべき場合の対応の規定が欠けているのではないか。	県に帰責事由がある場合には、民法をはじめとする法令の原則に従って権利義務関係が処理されます。
72	13	4	30	1	第30条第1項(3)にある「本館施設の入館制限」とはどのような制限か。また誰が基準を決定し、誰が実際に制限行為を行うのか。	「神奈川県近代美術館条例」(昭和42年神奈川県条例第6号)第4条第2項各号の規定により、入館の承認をしない場合について定めており、「神奈川県立近代美術館の利用等に関する規則施行規程」(昭和42年神奈川県教育委員会教育長訓令第6号)第1条により、当該権限は近代美術館長に委任されております。実際に入館制限を行うのは維持管理業務を担う事業者となります。
73	13	4	30	1	展示中及び所蔵中の美術品の盗難・破損等についての原因はどのように判断されるのでしょうか。また、収蔵庫の清掃は県が実施するとされていることから、所蔵中の美術品の盗難・破損等について事業者がリスクを負うとすれば、どのような事例が想定されるのでしょうか。	盗難・損傷等の原因につきましては、一義的には、総合的に客観的事実に基づき県が判断します。また、所蔵中の美術品の盗難・破損等についての事例ですが、警備業務における機械操作のミスに起因する盗難の発生、空調設備の不調に伴う美術作品の損傷、等が想定されます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
74	13	4	30	3	第30条第3項は、「県の責めに帰すべき場合を除き」の間違いではないか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。
75	13	4	30	3	「事業者は、県の責に帰すべき場合、原則として備品等整備業務に関連する一切の責任を負い、」とありますが、ここは「県の責に帰すべき場合を除き」ではないでしょうか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。
76	13	4	30	3	『県の責めに帰すべき場合』とありますが、これは『県の責めに帰すべき場合を除き』に改めて考えてよろしいですか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
77	13	4	30	3	一行目の「県の責めに帰す場合、」は「県の責めに帰す場合を除き、」とされるべきと思慮致しますがいかがですか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。
78	13	4	30	3	事業者は、県の責めに帰すべき場合、県の責めに帰すべき場合をのぞき、の間違いではないか。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。
79	13	4	30	3	「事業者は、県の責めに帰すべき場合、（中略）一切の責任を負い」とはどういう意味か。「県の責めに記すべき場合を除き」の脱字か。	御質問のとおりですので、事業契約書案を修正いたしました。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
80	13	4	30	4	第30条第4項につき、不可抗力の際の負担責任が確定するまでは、事業者側に責任があるということか。	不可抗力の際の県・事業者間の負担割合は、本項に基づく協議により確定されるものであり、協議中に事業者側に責任を負担させるものではありません。
81	14	4	31		第31条につき、美術品の盗難・破損等を1事故10億円まで賠償とあるが、各作品の評価額は開示されるのか。買い辞さない場合の鑑定費負担は県側という認識でよいか。	当該盗難・破損等が発生した場合、それに係る作品の評価額は県が示しますが、全作品の評価額はお示ししません。評価の作業は県が行います。
82	14	4	31		事業者が、第2項及び第3項に規定された賠償に対応する保険付保を行う場合、的確な保険料の算定に際して各種情報が必要となります。第2項については、各展覧会ごとの作品の概算総額・点数・種別（絵画又は彫刻又はその他、海外品又は国内品等）・展示期間等の目安をご指示いただきたい。第3項については、県所有又は県が寄託を受けた美術品の価値に関するデータ（簿価・時価・県が賠償を要求する額）を公開いただきたい。詳細が困難であれば、1点の最大額・平均額を教えてください。入札前に上記の情報が提示されない場合、事業者が付保する保険にかかる費用については別途県と落札者が協議の上合意し、契約価格の変更が認められるものと理解しますがよろしいですか。	本条においては、事業者の責めに帰する作品の盗難・損傷等について事業者が賠償することを規定しているものであり、保険の付保についてまで言及しているものではありません。美術館においては当然その収蔵品が将来にわたり増加・変動するものであり、保険を付保するのであれば、1事故あたりの損害賠償額を付保する形を御検討ください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
83	14	4	31		各美術品の保険付保に際しては、現状では事業者への賠償責任保険の適応は難しく、被保険者を県とする物保険によることが想定されますが、県としては、これを了承いただけますか。	保険の付保の要不要、及び事業者が保険付保する場合の手法につきましては、事業者の判断事項であり、県は了承する立場にはありませんが、美術館においては当然その収蔵品が将来にわたり増加・変動するものであり、保険を付保するのであれば、1事故あたりの損害賠償額を付保する形を御検討ください。
84	14	4	31	2	「(県が支払うべき保険料相当額を含む)」県が支払うべき保険料とは何か。既払いの保険料をさかのぼって事業者が負担すると言ふ趣旨か。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
85	14	4	31	2	<p>第4章 第31条(保険)第2項において、県が第三者所有の美術品を借用する場合は県が保険を手配するが、事業者の責めに帰すべき損害が当該美術品に生じた場合は、事業者が1事故10億円を限度として賠償するとなっております。しかしながら、通常の実務では、第三者所有の当該美術品保管場所～近代美術館の展示期間中～第三者所有の保管場所までの返還まで一貫して運送保険が付保され、かつ、運送業者や展示中の保管者に対する保険会社の求償権は放棄されるのが一般的であり、そのような保険手配をすれば、事業者は当該美術品に対する保険を別途掛ける必要がなく、県、事業者双方の保険料コストの低減につながります。このような保険手配をされるのかどうかお聞かせ願いたく。また、このような求償権放棄の手当をされない場合は、その都度当該美術品の時価額をご開示いただくようお願いいたします。ご開示をいただかないと保険の付保が不可能であります。なお、このような場合、事前には保険料コストを見積もることが不可能であり、県にて保険料負担をしていただくのが妥当と考えておりますが、この点県のご見解をお聞かせ願いたく。</p>	<p>企画展開催等により、県が第三者所有の美術品を借用する場合には、いわゆる「オールリスク担保・求償権放棄特約付・展示一貫保険特約付」の保険を付保いたします。</p>
86	14	4	31	2	<p>第31条第2項に定める県が保険料を負担する保険とは何の保険か。火災保険のみか。</p>	<p>いわゆる「オールリスク担保・求償権放棄特約付・展示一貫保険特約付」保険であり、本項で規定している県美術品の滅失、破損、損傷等の原因は、火災のみに限りません。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
87	14	4	31	2,3	第31条第2項及び第3項(1)に規定により県が事業者に対して損害賠償請求を行う場合、保険事由に該当するときは県は同時に保険金の請求も行うのか。それともまず保険金の請求を行い、カバーされなかった部分につき事業者に損害賠償請求を行うのか。あるいはその逆か。	最初に保険金の請求を行い、当該保険金でカバーされなかった部分について第31条各項の規定に基づき事業者に求償します。
88	14	4	31	2,3	「1事故10億円」とあるが、1事故の定義は？	実務上、1回の「事故」とは、「保険事故の原因となる偶然な事故」となります。例えば、美術館で火災が発生し、その火災で100点の美術品に被害が出た場合、当該火災事故が「1回の事故」となります。
89	14	4	31	2,3	「県が被った被害」とあるが、損害の基本となる美術品の価値は備品出納簿に記載された価格と理解してよいのか？	備品出納簿に記載された価格ではなく、県が別途算定する時価評価額によります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
90	14	4	31	3	第4章 第31条(保険)第3項において、県の所有、寄託を受けた美術品については、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、事業者が1事故10億円を限度に賠償するとなっておりますが、この限度額は美術品および美術図書資料合わせての限度額という理解でよいかご回答願いたく。なお、このようナリスクに対しては、事業者も保険を付保することになると考えられますが、賠償額が1事故10億円という規定があっても、所蔵もしくは展示する県所有もしくは寄託を受けた美術品、美術図書資料の個々の時価額がわからなければ保険を付すことができないので、これらの時価額の公表を希望します。また、事前の保険料コスト算出のために、少なくともこれら美術品、美術図書資料の総時価額の事前公表を希望します。	御質問のうち、美術図書資料につきましては、賠償の対象から除外しております。また、事業者の保険の付保につきましては、事業者の責めに帰する作品の盗難・損傷等について事業者が賠償することを規定しているものであり、保険の付保にまで言及しているものではありません。美術館においては当然その収蔵品が将来にわたり増加・変動するものであり、保険を付保するのであれば、1事故あたりの損害賠償額を付保する形を御検討ください。したがって、御質問の事項につきましては公開いたしません。
91	14	4	31	3	維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務水準要求書の警備業務要求水準書や展示作品監視業務要求水準書によれば、美術品の盗難の防止までが、事業者の業務と規定されています。盗難による美術品の滅失、紛失、破損、損傷等が事業者の責めに帰すべき事由による場合とは、具体的にいかなる場合でしょうか。	事業者の警備業務・展示作品監視業務の解怠により、盗難が発生した場合には、事業者の責めに帰すべきものと考えます。
92	14	4	31	3	「...県所有の美術品について、...価格を付保金額とする財団法人都道府県災害共済部の運営する火災共済に加入し...」とあるが、県が寄託を受けた美術品については火災共済に加入しないのか？	寄託作品については県は火災共済に加入しません。その理由は、寄託者の依頼理由が主として自己所有作品の良好な保管を美術館に求めているものであり、このような場合、保険付保の要否は一義的には寄託者の自己責任によるものと県が判断していることによるものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
93	14	4	31	3	県が支払を受ける保険料相当額についても賠償しなければいけないのか。控除してもらえないのか。	御質問中の「保険料相当額」は「保険金相当額」の誤りと思料されますので、当該前提のもとに回答いたします。県は、県が受け取った保険金について事業者に請求するものではありません。ただし、当該保険金相当額について、(財)都道府県会館災害共済部が事業者に対して代位請求する可能性につきましては、同財団の判断によるものと理解しておりますので、御了承ください。
94	14	4	31	3	『事業者の責めに帰すべき事由による場合』とありますが、業務要求水準にある事項を満たし、善管注意義務を怠らない場合は、事業者の責めに帰すべき事由にあたらぬと考えてよろしいですか。	御質問のとおりです。
95	14	5	32	1	第32条第1項にあるサービス対価の請求権への処分または金融機関等への担保提供についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	前段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
96	14	5	32	1	第32条第1項にあるサービス対価の請求権への処分または金融機関等への担保提供についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。
97	14,15	5			第5章につき、入札で決定したサービス対価は、特段の理由が無い限り変更されないという認識でよいか。	御質問のとおりです。
98	15	6	35	2	「...の名義および計算でこれを締結するものとする。」とあるが、計算の意味は？	本項の「計算」とは、事業者が実際に費用を支出することを意味します。例えば、事業者（事業者の協力企業・受託者・下請人等の関係者を含む、以下同じ。）が独立採算部分の清掃につき第三者である清掃業者に委託する場合の委託料は、事業者が負担する（県は負担しない）ことを意味するものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
99	16	6	36	5	事業者の県への請求権の放棄について、葉山新館の敷地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の支出に関して県の責めに帰すべき事由により発生したもの及び事業者が使用貸借を受けた時点で予見不可能な事由により発生したものについては例外とされるものと理解致しますがよろしいですか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
100	16	6	36	5	第36条第5項につき、県の実請等県の責めによる場合または不可抗力による費用の支出の場合はどうするのか。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
101	16	6	37		第37条は一切県の責任を認めていないが、第39条第2項にある県の指定商品を販売したためのトラブルなど、県の責めに負うべき事由もあるのではないかと。もしそうであれば、その旨を明記する必要があるのではないかと。	県の責めに帰すべき事由に基づくトラブルについては民法をはじめとする法令の原則にしたがって権利義務関係が処理されます。なお、第39条第2項の場合、同項に規定する県と事業者間の合意に基づき協定を締結することは可能と考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
102	16	6	37		事業者の責による事由、不可抗力による事故等による事業者の負担については理解致しましたが、県及び第三者に起因する独立採算事業に対する損害（営業損失も含めた）についての補償方法等を明記願います。	県に起因する損害は想定しておりません。一方、第三者に起因する損害は、県は関知しませんので、事業者及び第三者間において民法をはじめとする法令に従って処理願います。
103	17	6	39	1	第39条第1項につき、独立採算部分の費用負担は按分とあるが、実際は子メーターの検針値によって県から請求されるという認識でよいか。	基本料金についても、県・事業者双方の使用量に基づき按分のうえ、事業者に請求することとなります。
104	16	6	37	2	事業者が独立採算部分に関する運營業務について責任を負う条件とされることは理解しますが、独立採算部分に関する運營業務を行うための施設は事業者が県から使用貸借を受けることから、不可抗力による独立採算部分に関する業務に関連した事項についての事故・トラブル等の発生の扱いは第12章第51条の規定が適用されるべきと思慮致しますがいかがですか。	県が使用貸借を行うことは、不可抗力による事故・トラブル発生の際に常時県の責任割合を発生させる原因とはなり得ません。第51条の第2項の適用は、不可抗力により「履行不能となった場合」「本件施設への重大な損害が発生した場合」に限定されており、それ以外の事故・トラブルについては第37条第2項に基づき事業者が原則として処理することとなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
105	16	6	37	2	独立採算業務は、独立採算とはいえ業務を行うこと自体は必須なのだから、不可抗力に基づく損害については、すくなくとも一定部分は、県が負担するべきではないのか。	原則として第37条第2項により事業者負担となります。しかし、本契約が履行不能となった場合、本件施設への重大な損害が発生した場合、については、第51条により県と事業者間の協議により双方に負担割合が発生する可能性があります。
106	17	6	38	5	「本契約は終了するものとする。」とされていますが、独立採算部分の業務不適正の結果本契約を終了させるよりも、独立採算部分以外の維持管理等の履行が問題ない場合は本契約のうち独立採算部分に相当する部分のみ終了させた方が県にとっての利益は大きいと思慮致します。一体としてのサービス、一体としての対価という前提からは外れますが、第38条第5号に関しては、本契約のうち独立採算部分についてのみの終了が認められる条件とすべきと思慮致しますがいかがですか。	美術館の付帯施設としての独立採算部分の運営確保、及び特定事業としての一体性確保の観点から、独立採算部分についてのみ分離して契約終了することは認めません。
107	17	6	38	6	...かかる終了時点における本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の90を事業者の指定する口座に平成45年4月10日まで当初に定めた期日に従い支払うことができるものとする。」と規定されていますが、一体のサービスとされているものの本件工事費等に係る対価の性質は建設工事の請負代金であることから「かかる終了時点」における本件工事費等の残額これにかかる支払利息は一括して県から事業者を支払われるべきであり、「かかる終了時点」までに実施された維持管理に相当するサービスの対価の支払が県から事業者になされるべきであると思慮致します。上記及びを反映させた条件の変更が必要と考えますがいかがですか。	第47条第2項第2号により一括払いか延払いかは県の選択によります。契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に係るサービスの対価については契約終了時点において支払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
108	17	6	39	1	第39条第1項にある光熱水費の按分の方法について、基本的な考え方を示していただけないか。	県・事業者おのおの子メーターの使用分の料金のみならず、当該使用量に比例して基本料金を按分の上、併せて事業者に請求いたします。
109	17	6	39	2	第39条第2項は、第28条に記載すべき内容ではないか。鎌倉館の業務は、入館者受付業務（維持管理業務）の一環であり、一方新館の業務は新館ミュージアムショップ運営業務の一環ということと見受けられるが、鎌倉館の業務は独立採算事業ではないということか。であれば、販売実績に応じた受託手数料という扱いではなく、入館者受付業務の費用として認識された方が合理的と考えるがいかがか。	葉山新館・鎌倉館における県指定商品の販売業務については、県が事業者に対して販売委託を行い、それに伴う手数料を実績見合いで支払うものです。上記の前提のもとに、葉山新館での業務については第39条第2項に、鎌倉館での業務は第28条に、それぞれ規定しております。
110	17	7	40		県と保証契約を締結する相手方として、グループを結成している場合の代表者の他に県が適当と認める者がいたとしても、代表者1社のみが保証契約を締結することは可能でしょうか。	原則2者以上の保証が必要です。ただし、グループの代表者に十分な信用力がある場合はグループの代表者のみの保証を認める場合があります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
111	17	7	40	1	契約保証金の納付、あるいは証券、債権、銀行の支払保証小切手、金融機関の保証状の差入れ以降の扱いについての規定が契約書（案）にないのは何故か？	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、契約保証金の納付又は納付に代える神奈川県債証券等の差し入れ等については事業契約期間中返還せず、利息等の付与も行わないこととなります（入札説明書21ページを御参照ください。）。
112	17-18	7	40	1	契約保証金の納付に代えることができるとされている金融機関による保証について、事業者にとって実行可能な保証差し入れの方法でありかつ県にとっても保証として不足のないものと判断される以下の条件での金融機関による保証差し入れが認められるべきと思慮致しますがいかがですか。・金融機関による保証の期間は事業年度とし、事業者は毎年度当該金融機関による保証を県に差し入れる。・金融機関による保証金額は、初年度は落札金額の100分の10とするが、次年度以降は前年度までに県から事業者に対して支払われたサービス対価の金額を落札金額から控除した額の100分の10とする。	前段につきましては事業期間全体において保証を行っていただくことが必要です。また、後段につきましても事業期間中落札金額の100分の10の額の保証を行っていただく必要があります。
113	18	7	40	2	第7章 第40条（保証）第2項において、履行保証保険の付保も選択肢の1つとしてあげられておりますが、30年間（建設期間中も含めると32年間）一括の履行保証保険の付保というのは事実上不可能です。現実的には以下の付保方法しかありません。1. 建設工事期間中 工事期間中の履行保証保険（付保金額は本件工事費の10%）2. 維持管理期間中 1年ごとの履行保証保険の更改（付保金額は特定事業契約を解除して新たな事業者と再契約をした場合に県が負担するコストアップ分）よりまして、上記のような履行保証保険の組み合わせが可能かどうかご回答願いたく。また、可能な場合は、2.の維持管理期間中に付保すべき妥当な金額をご開示いただきたく。（契約の残存期間が短くなるほどコストアップ分は減少していくので1年ごとに必要な付保額は低減していくと考えております。）	履行保証保険についてはSPCが保険契約者となり、県を被保険者とする必要があります。建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の10分の1の額を保険金額とする必要があります。維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。なお、関係条文として、事業契約書案第40条第2項を御参照ください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
114	18	8	41		「この協議にかかわらず、法令変更から180日以内に契約の変更等及び追加費用の負担の割合についての合意が成立しない場合は、県及び事業者は、別紙6に規定する負担割合に応じて費用を負担するものとする。」と規定されていますが、合意不成立の場合の県及び事業者による費用負担は法令変更時点から発生した費用が対象となり、また県が負担すべき費用で事業者が立て替えていた場合には県から事業者への立替分の支払に金利が付されるものと理解しますがよろしいですか。	前段につきましては法令変更時点から発生した費用が対象となりますが、後段につきましては金利は付しません。
115	18	8	41		第41条は、葉山新館の完工前に法令変更があつて葉山新館が設計図書に従い建設できなくなった場合のことのみを規定したものが、そうであれば完工後に法令変更があつた場合の対応についても同様の規定が必要ではないか。	葉山新館の建設期間中のみならず、維持管理期間中も含めた事業期間中に適用される規定です。上記の意味が明確になるよう条文を修正します。
116	18	8	41		これに関連して42ページの「法令変更に係る負担」の別紙が添付されていますが、「本事業以外の全ての事業者に影響を与える法令」（と呼ぶ）県負担割合0%「本件事業又は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令」（と呼ぶ）県負担割合100%とありますが、それぞれ区分けが明確ではありませんので、具体的明示をお願いします。の法令でもに当てはまるケースは多々あると考えます。のケースであっても、にあてはまるケースにおいては事業者負担とすると事業安定的継続に支障が出る可能性があります。30年間に亘る事業の安定的継続という観点からご回答をお願いします。	は本件PFI事業に適用されるもののみを概念しており、その他の法令についてはに該当することとなります。たとえば、博物館法等の美術館のみに適用される法令の改正により、維持管理や運営面で現在の業務要求水準書や設計図書に定めるサービス水準や施設水準を越える設備等が義務付けられた場合に増加する経費については、県が負担します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
117	19	9	43		第43条には、サービスが不要になった等の場合における県の都合による県の費用負担を前提とした契約終了の規定がないが必要ではないか。	そのような事態については想定しておりませんので、御質問のような規定は不要と考えます。
118	18	9	43	1	第43条第1項及び第2項にある「相当期間」とはどれくらいの期間か。	1項1号の「相当の期間」は、平成15年4月の引渡し時に完工し得る最短の工期の始期までの間となります。2項の「相当の期間」は、具体的な違反行為の態様により異なりますので、一義的に回答することはできませんが、違反行為の内容にしたがい合理的に治癒することができる期間を念頭に置いております。
119	19	9	43	2	「事業者の責めに帰すべき事由により、」と「県の通告にもかかわらず、」の間に「第27条に定める県によるモニタリングが行われた後」を追加すべきと思慮致しませんがいかがですか。	第47条にモニタリングの手続の規定がありますので不要と考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
120	19	9	44	2	なぜ、一部終了による損失が補償されないのか。入札価格には鎌倉館に関する業務の期待利益が織り込まれているのだから、期待利益は補償されるべきではないのか。	第44条に基づき、県は契約終了の1年前に事業者に対して通告することから、当該損失を事前に回避できるものと考えておりません。
121	19	9	43	4	「...かかる契約終了時点における本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の100を事業者の指定する口座に平成45年4月10日まで当初に定めた期日に従い支払うことができるものとする。」と規定されていますが、一体のサービスとされているものの本件工事費等に係る対価の性質は建設工事の請負代金であることから「かかる契約終了時点」における本件工事費等の残額これにかかる支払利息は一括して県から事業者を支払われるべきであり、「かかる契約終了時点」までに実施された維持管理に相当するサービスの対価の支払が県から事業者になされるべきであると思慮致します。上記及びを反映させた条件の変更が必要と考えますがいかがですか。	第45条第1項により一括払いか延払いかは県の選択によります。契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に係るサービスの対価については契約終了時点において支払います。
122	19	9	44	1	鎌倉館本館維持管理業務又は鎌倉館別館維持管理業務若しくはその双方の提供が途中で終了させられた場合、減少した業務のサービスの対価に相当する額は、第40条に規定する契約保証金を算出するための母数となる金額から減額されるものと理解してよろしいでしょうか。	契約保証金は、落札価格を基に算出され、かつ、契約期間中に当該金額の変更を行ない得ないものであることから、御質問のような取扱いはできません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
123	19	9	44	2	第2項の最後に「但し、前項にいう県から事業者への1年前の通知が遅れた場合その他明らかに県の責めに帰すべき事由により事業者が負担した直接又は間接に生じた費用あるいは事業者が被った損害についてはこの限りではない。」と追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	通知日を起算点として1年後に本契約の一部終了を行うものであり、県の通知が遅れるといった事態はあり得ません。
124	20	9	45	1	事業者が約定解除権を行使できる条件として以下が追加されるべきと思慮致しますがいかがですか。 ・県の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。 ・県による支払不能又は上記による本契約の履行不能のほか、県が本契約の重大な条項に違反したとき。	第45条に規定する県の支払い遅延以外の事由による事業者からの本事業契約の終了につきましては、民法その他の法令に従って処理されます。
125	20	9	45	1	第45条第1項の規定による契約終了は県が支払不履行を起こしたために生じたものであり、未払い維持管理料等・事業者の得べかりし利益・従業員解雇費用等の臨時費用等の一切を県が負担すべきではないかと考えられるが、そうではないのはなぜか。	事業契約書案第45条により県のリスク負担は達成されていると考えられます。県は本件工事費等の残額及びこれにかかる支払い利息のほかに、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うこととしており、また、事業者の県に対する損害賠償請求を妨げないこととしています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
126	20	9	45	1	第45条第1項の規定による契約終了は県が支払不履行を起こしたために生じたものであり、当然ながら県の期限の利益を喪失せしめる権利を事業者が保持すべきであると考えられるが、そうではないのはなぜか。県が支払不履行を起こしている状況で、30年間にわたり施設の割賦代金を支払うことができると考える合理的な理由はあるのか。かかる状況下では、事業者が県に対する割賦債権を債権回収のために第三者に売却し、それが転々とする事も予想されるが、県にとって得体の知れない債権者が突然現れるリスクがあるのではないか。	前段については本契約が終了した時点での権利義務関係であり、県が、履行が終了していない債務を負っているだけで、別途割賦契約を締結する必要はないと認識しております。後段については事業契約書案第52条にしたがい県の事前の承認が必要ですので御質問のような事態は防止し得ると考えております。また、県が承認する際に再譲渡の条件を付けることも考えられます。
127	20	9	45	1	「この場合、本件工事代金の支払については」は「工事代金等の」の脱字ではないのか。使い分けられているとすれば、どのような趣旨か。	御指摘のとおりです。「本件工事費」の後に「等」を入れるよう訂正します。
128	20	9	45	1	「...かかる契約終了時点における本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の100を事業者の指定する口座に平成45年4月10日まで当初に定めた期日に従い支払うことができるものとする。」と規定されていますが、一体のサービスとされているものの本件工事費等に係る対価の性質は建設工事の請負代金であることから「かかる契約終了時点」における本件工事費等の残額これにかかる支払利息は一括して県から事業者を支払われるべきであり、「かかる契約終了時点」までに実施された維持管理に相当するサービスの対価の支払が県から事業者になされるべきであると思慮致します。上記及びを反映させた条件の変更が必要と考えますがいかがですか。	第45条第1項により一括払いか延払いは県の選択によります。契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に係るサービスの対価については契約終了時点において支払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
129	20	9	46		第1項の「事業者は、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。」と規定されていますが、「事業者は、当該物件を撤去するものとする。」とされるべきであり、仮に県が事業者による即時撤去を認めずに指定期間は当該物件を留め置く指示をされるような場合は当該指示により発生する費用の一切を県が負担するものと理解致しますがよろしいですか。また、同様に第2項の「相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは」と規定されていますが「相当の期間内に当該物件を撤去しないときは」とされるべきと理解致しますがよろしいですか。	本条は、契約終了時において事業者所有物件を処理する際には、必ず県が事業者に対して指示することを規定したにすぎません。契約終了後に一定期間当該物件を留置するような指示を行うことは想定しておりません。
130	20	9	45	2	独立採算部門業務不適正の措置として、第38条(5)(6)により県が本契約を終了させ、10%のペナルティを課せられるのに比べ、この項は、業者側から独立採算の不振を理由に独立採算部分のみの契約の終了さえもできない規定になっている。事業者側からの申し出に対し、協議する機会を設け、ある条件下で独立採算部分のみの契約を切り離して終了できる余地を盛り込んだ条文にすることはできないか？	美術館の付帯施設としての独立採算部分の運営確保、及び特定事業としての一体性確保の観点から、独立採算部分についてのみ分離して契約終了することは認めません。
131	20	9	46		第46条の規定は、工事期間中に契約が終了になった場合を想定しているのではないかと考えられるが、完工後についてはどのような対応になるのか別途規定が必要ではないか。	同条第1項中に「葉山新館内に事業者の為設けられた控室」の文言があり、また「その他の物件」は維持管理業務に必要な物件を想定しており、これらは完工後も想定したものであることから、完工後に係る規定を別途設ける必要はありません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これらの譲渡の代金はいくらか。また支払方法は。	事業者から第三者への譲渡代金や支払い方法につきましては当事者間の契約によりますので、事業者と当該第三者との問題と考えます。したがって県が判断する事項ではありません。
133	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、事業者の債務も第三者に引き継がれるのか。	本事業契約上の既存の債務は契約上の地位の譲渡により原則として事業者を引き継がれますが、県が承認する場合にはその限りではありません。
134	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これらの譲渡代金とその時点の時価に比べて安価だった場合、贈与と認定される恐れがあるが、どう考えるか。	事業者から第三者への譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。したがって県が判断する事項ではありません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
135	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これらの譲渡代金はその時点の時価に比べて安価だった場合、事業者が法的な破産手続き等に入った場合に管財人より否認される恐れがあるが、どう考えるか。また、そのような譲渡行為を行った事業者の経営者は背任の責を負わせられる恐れがあるが、どう考えるか。	事業者から第三者への譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。したがって県が判断する事項ではありません。
136	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、事業者の契約上の地位又は代金請求権等、事業者の株式等には金融機関等第三者の物的権利が付帯していることが考えられ、また事業者が破綻している場合に差押え権者等が発生することが想定されるが、それらの権利者との調整はどうするのか。	破綻に至るまでの処理については融資を行う金融機関と県が締結する直接協定において定めるものと考えております。
137	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は(中略)事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、株主は本契約の当事者ではないため、株主の権利の制限を行うことは不可能なのではないか。	事業者(SPC)の株主は本契約の当事者ではありませんが、附則第1条に規定したとおり、一定の事項につきましては株主の権利の制限を行いますので、株主より附則第1条に規定する事項について誓約書を求める予定です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
138	21	9	47	1	第47条第1項(6)において、「県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、これは通常PFI契約の際に想定される事業者の金融機関による介入権を認めないということか。	別途直接協定により金融機関と協議する機会を設けます(附則第2条を御参照ください。)
139	21	9	47	1	第3号の規定により業務改善が認められないサービスの対価について県による減額がなされることから、第5号の「上記業務を県の選定した第三者が行う期間、事業者は、第三者に委託する上記業務にかかる費用をそれぞれ一切負担するものとする。」が適用されることはないものと理解しますがよろしいですか。	当該業務についてのサービスの対価は減額されますが、減額や第三者への委託を行う原因は事業者の責めに帰すべき事由であることから、第三者に委託する業務に係る費用は事業者に負担していただくこととしております。
140	21	9	47	2	「...かかる終了時点における本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の90を事業者の指定する口座に平成45年4月10日まで当初に定めた期日に従い支払うことができるものとする。」と規定されていますが、一体のサービスとされているものの本件工事費等に係る対価の性質は建設工事の請負代金であることから「かかる終了時点」における本件工事費等の残額これにかかる支払利息は一括して県から事業者を支払われるべきであり、「かかる終了時点」までに実施された維持管理に相当するサービスの対価の支払が県から事業者になされるべきであると思慮致します。上記及びを反映させた条件の変更が必要と考えますがいかがですか。	第45条第1項により一括払いか延払いは県の選択によります。契約終了時点までに提供を受けた維持管理業務に係るサービスの対価については契約終了時点において支払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
141	21	9	47	3,4	「それぞれ減額することができる」の減額は、どのように決定されるのか。	入札説明書43ページから50ページ付属資料に記載したとおりです。
142	22	10	48	2	「本契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること」とあるが、強制執行可能な債務とは具体的にどのような意味でしょうか？	民事保全法等に定める法的手続により強制執行可能な債務のことです。
143	22	10	48	2	事業者として本契約を更新する必要が生じる場合の想定が難しく、第1号の規定に本契約の遵守義務以外に本契約の更新を含めるのであれば「必要な場合」の例示がなされるべきと思慮致しますがいかがですか。	御指摘のとおりです。本契約については更新を予定しておりませんので、1号は「本契約を遵守すること。」に訂正します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144	22	10	48	2	第48条第2項(2)に規定する「必要な場合には本契約を更新すること」とはどのような事態を想定したものか。	御指摘のとおりです。本契約については更新を予定しておりませんので、1号は「本契約を遵守すること。」に訂正します。
145	22	10	48	2	第48条第2項(2)に規定する県に対して有する債権の担保設定についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	前段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
146	22	10	48	2	第48条第2項(2)に規定する県に対して有する債権の担保設定についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
147	22	10	48	2	第48条2項1号に規定する「必要な場合」とは何を指すか。また、同号に規定する「更新すること」とは、「法的な更新義務」ないしは「更新義務そのものではないが、何らかの法的拘束を伴う義務」を意味しているのか。そうだとすれば、その義務の内実は何か。	本契約については更新を予定しておりませんので、1号は「本契約を遵守すること。」に訂正します。
148	22	10	49	1	第49条第1項(2)にある「各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な県の債務」とはどのようなことか。毎年年度予算による承認を受けないと強制執行可能な県債務とはならないということか。もしそうであれば、予算承認が取れないときのリスクは誰がどのように負うのか。それに関する契約書の規定が必要ではないか。	県が債務負担行為を設定するのは将来にわたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を得たものであれば、各年度の支出見込額は義務費として歳入歳出予算に計上することになりますので、議会の議決が得られないことは想定しておりません。また、各年度の支出見込額が議会により削除又は減額修正されたとしても、義務費の場合、地方自治法177条の規定により、最終的には議会の議決を得ずとも原案執行ができることとなっております。したがって、議会の議決が得られない場合の規定を契約書に置くことは不要と考えます。
149	22	10	49	1	「本契約の履行に必要な債務負担行為が平成13年2月の県議会定例会において議決されていること」と規定されていますが、「平成12年9月の県議会定例会」ではないかと思慮致しますがいかがでしょうか。	スケジュールの関係上平成12年度に契約が締結されない見通しであることから、平成12年9月議会で議決した債務負担行為の効力は当該年度内に限られているため効力を失います。そのため、平成13年2月議会において平成13年度当初予算として再度同額の債務負担行為の設定を行うものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
150	22	10	49	1	「本契約の規定に従い各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な県の債務が生じる」と規定されていますが、債務負担行為の議決がなされており複数年度に渡るサービスの対価の県による支出が認められていること及び各事業年度のサービスの対価は入札時点で提出する30年間償還表により予想されることから、各年度の予算の議決前であっても本契約に基づき県が負う債務については強制執行可能と理解されるのではないかと思慮致しますがいかがですか。	県が債務負担行為を設定するのは将来にわたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。会計年度独立の原則により、強制執行可能な金銭債務となるためには、各年度の歳出予算が成立し、支出負担行為がなされていることが必要であると認識しております。
151	22	10	49		県が誓約する事項として以下を第49条に追加すべきと理解しておりますがいかがですか。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に定められた廃棄物の処理費を負担すること。 ・葉山新館建設地域に下水道が整備された場合における下水道接続工事に係る費用を負担すること。 ・その他業務要求水準に記載された県の負担費用を負担すること。 ・本件施設の設置に関する住民等の苦情、賠償請求又は工事差止仮処分申立その他の訴訟及び要望について、これらの対応及び解決を図ること。（入札説明書22ページ6.提示条件(7)県の費用負担とする事項及び入札説明書36ページ付属資料 参照） 	事業契約書案において明示されていない入札説明書の内容については、事業契約書案前文において本事業契約の一部を構成しておりますので、当該リスクについては県がリスクを負うこととなっております。
152	22	10	49	1	同号で、「各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な県の債務が生じる」と規定されているが、県の債務は本契約発効時をもって将来にわたり確定し、かつ、それは強制執行可能ではないか。この文言通りだとすれば、県（ここでは議会をも含めた意味）は、自ら議会において予算を否決ないし減額承認することにより契約上の債務の強制履行義務を免れ、自然債務化させることが可能となってしまうのではないか。また、それでは債務負担行為の承認が議会になされたことの意味がないのではないか。	県が債務負担行為を設定するのは将来にわたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。会計年度独立の原則により、強制執行可能な金銭債務となるためには、各年度の歳出予算が成立し、支出負担行為がなされていることが必要です。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を得たものであれば、各年度の支出見込額は義務費として歳入歳出予算に計上することになりますので、議会の議決が得られないことは想定しておりません。また、各年度の支出見込額が議会により削除又は減額修正されたとしても、義務費の場合、地方自治法177条の規定により、最終的には議会の議決を得ずとも原案執行ができることとなっております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
153	22	10	49	3	「適切な措置を採るよう努力するものとする。」は「適切な措置を採ることを事業者に対して誓約する。」とされるべきと思慮致しますがいかがですか。	変更はいたしません。
154	23	12	51	2	「かかる協議が整わない場合は、県は事業者が生じた合理的な費用を負担するものとする。但し、県は第43条第4項の規定に基づいて本契約を終了させることができる」とあるが、但し書きの部分を実施した場合、事業者が生じた合理的な費用を県は負担しなくても良いようにも読めるが、県のお考えはいかがか？	損害について協議が整わなかった場合、その時点までの損害を県が負担した上で、第43条第4項にしたがい契約を終了することとなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
155	22	12	51	2	<p>第12章 第51条(不可抗力)第2項において、不可抗力により本件施設に重大な損害が発生した場合は、サ・ビスの対価支払については最長180日間協議し、協議が整わない場合は県が合理的費用を負担するとなっています。これに関連しまして、維持管理期間中にこのような損害が発生した場合、少なくともサ・ビスの対価の一部である本件工事費およびこれにかかる支払利息部分については、原則支払われるという理解でよろしいでしょうか。事業者側としては、このような不可抗力により施設が損壊した場合の施設復旧費を担保するものとして火災保険を、そのサ・ビス提供不能期間中に収入がなかった場合の収入を担保するものとして利益保険を手当することが考えられますが、地震などの特殊な不可抗力については保険手配が困難か、もしくは30年間安定的にこのような保険を手配することが困難であることが十分考えられます。(すなわち、事業期間中の保険料コスト算出が不可能)公共材の提供というPFIの原点から考えますと、不可抗力リスク(特に地震など他の公共財も同等に被害を受けると考えられるリスク)については、その復旧費用および少なくともサ・ビス提供不能期間中の初期投資の回収部分(サ・ビス対価の一部である本件工事費およびこれにかかる支払利息部分)は、県にご負担いただくべき部分かと思料いたしますが県の見解をお聞かせ願いたく。</p>	<p>第51条第2項本文の場合は、事業契約を解除しないで事業を継続する場合を想定しておりますので、御質問のとおりです。</p>
156	23	13	52		<p>第52条に事業者の権利義務の譲渡・担保提供、第53条に制限物件の設定ついて、県の事前の承認を要する旨規定されています。事業者はプロジェクトファイナンスの利用のために、これらを活用しなければならないことが想定されますが、県が承認しないことはあるのでしょうか。承認しない場合を具体的にご教示願います。</p>	<p>第52条の場合は、具体的な計画を御提示いただいた上で検討します。また、第53条の場合は、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承認します。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
157	23	13	52		第52条に規定する契約上の地位の譲渡及び担保提供についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)に示している建物への担保権設定と同様に、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	具体的な計画を御提示いただいた上で検討します。
158	23	13	52		第52条に規定する契約上の地位の譲渡及び担保提供についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。
159	23	13	53		土地使用貸借契約書には、建物(葉山新館)について、事業者は所有権保存登記を行える旨の規定はありませんが、契約書第53条で抵当権の設定について言及されているので、所有権保存登記は県の承認なく設定可能と考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
160	23	13	53		第53条に規定する制限物件の設定についての県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	前段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
161	23	13	53		第53条に規定する制限物件の設定についての県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。
162	23	13	54		第54条について、事業者が法令等の要請に基づき開示する場合も除く旨を含めるべきではないか。	事業者が法令等に基づき開示する場合は当然第54条の例外となり、現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の趣旨の文言を追加いたします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
163	1-5,23	1,11	1,50		消費税の定義（正式名称、及び将来の税率・名称等の変更の場合に対応したもの）を規定することはできるか。	現行消費税法に定義する消費税及び地方税法に規定する地方消費税、本事業契約におけるサービスの消費を行うことに伴い支払うべきこれに類する税（将来創設されるものも含む。）です。上記につき、本事業契約書案に規定する必要はないものと考えております。
164	16,19,21	5	38.4 3.45		第38条（6）、第43条第4項、第45条第1項及び第47条第2項（2）に関し、「本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息」の「支払利息」とは、本件工事費等の資金調達の一部である出資金に対する配当金は含まれないが、株主等の提供する劣後ローンの金利は含まれるという理解でよろしいか。	「支払利息」とは、県が事業者に対して支払う利息をいい、具体的には別紙3・1)の「サービスの対価の構成」に記載する「本件工事費等」に係る利息のことです。
165	16,19,22	6	38.4 3.46		第38条（6）、第43条第4項、第45条第1項及び第47条第2項（2）に関し、県の支払期日が到来していないために未払いとなっている維持管理料等のサービス料は支払われないのか。	未払いとなっている分につきましては支払います。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
166	16,19,23	7	38.43.47		第38条(6)、第43条第4項、第45条第1項及び第47条第2項(2)に関し、県は葉山新館に関する所有権を保持・取得した上で、その代金を平成45年まで分割後払いするということであるから、当然事業者から県への割賦債権が発生するはずである。しかしながら、その時点では事業契約は終了してしまっているため、別途割賦契約を県と事業者間で締結する必要があるのではないかと。また、この将来の割賦債権につき予め金融機関が質権設定予約等を行うことが予想されるが、それに対する県の対応は他の担保権同様に県の承諾を得て可能という認識でよろしいか。もし異なるときはその理由を示していただきたい。	前段につきましては、本契約が終了した時点での権利義務関係であり、県が、履行が終了していない債務を負っているだけで、別途割賦契約を締結する必要はないと認識しております。後段につきましては、御質問のとおりです。
167	16,19,24	8	38.43.48		第38条(6)、第43条第4項、第45条第1項及び第47条第2項(2)に関し、県は葉山新館に関する所有権を保持・取得した上で、その代金を平成45年まで分割後払いするということであるから、当然事業者から県への割賦債権が発生するはずである。事業者が破綻等していた場合には、この割賦債権がいろいろな債権者間を転々とすることも想定され、県にとって得体のしれない債権者が突然現れるというリスクにもなりかねないのではないかとと思われるが、このような方式を取った理由は何か。通常は事業者が破綻・契約不履行等したために契約終了となった場合には、その施設を購入して同様のサービスを提供する第2の事業者を公共が入札で選定し、その落札者が支払う施設購入代金をもって1番目の事業者への支払にあてるのが、公共における施設買取り資金負担を生むこともなく合理的である。	第52条により、事業者が本契約上の地位及び権利義務を譲渡するためには事前に県の承認を必要とすることとしておりますので、御指摘のようなことは想定しておりません。
168	25	附則	1		附則の第1条に株主の誓約が規定されているが、株主は本契約の当事者ではないため権利を制限することは不可能ではないか。それとも株主も本契約にサインするのか。	事業者(SPC)の株主は本契約の当事者ではありませんが、附則第1条に規定したとおり、一定の事項につきましては株主の権利の制限を行いますので、株主より附則第1条に規定する事項について誓約書を求める予定です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
169	25	附則		1	附則第1条に規定する県の同意の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	前段につきましては、御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
170	25	附則		1	附則第1条にある、「県より要求される保証等必要な措置」とは具体的に何をさすのか。親会社は別途契約保証金の免除のための履行保証を行っている場合を除き、原則出資金の範囲内での責任にとどまるのとの理解で相違ないか。想でない場合は理由を明示していただきたい。	第40条第2項による株主の保証により契約保証金を免除する場合は、別紙5の保証書に規定された事項及び入札説明書54ページ基本協定書案第3条に規定する事項を、その他の方法により契約保証金を免除する場合は基本協定書案第3条に規定する事項をそれぞれ想定しており、株主からの誓約書を求める予定です。
171	25	附則		1	附則第1条に規定する県の同意について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
172	25	附則	1		株主は、本件事業の遂行のため、本契約に基づき県より要求される保証等必要な措置をとるものとする。」と規定されていますが、株主は出資に係る義務以外の保証等の責任を負うことを想定しておりません。「本契約に基づき県より要求される保証等」の具体的な内容が提示されるべきと思慮致しますのでご提示をお願い申し上げます。	第40条第2項による株主の保証により契約保証金を免除する場合は、別紙5の保証書に規定された事項及び入札説明書54ページ基本協定書案第3条に規定する事項を、その他の方法により契約保証金を免除する場合は基本協定書案第3条に規定する事項をそれぞれ想定しており、株主からの誓約書を求める予定です。
173	25	附則	2		附則第2条に定める融資団との協議とは、協議の結果融資団と県との直接契約の締結を目指したもののか。また、協議内容は金融機関の介入権を明確に認める内容のものか。	前段については御質問のとおりです。後段については融資団による介入権を視野に入れたものです。
174	25	附則	2		附則第2条に定める「事前協議」は、合意に至らなければなんら強制力を持たないという理解で相違ないか。	御質問のとおりです。なお、本条は融資団による介入権を視野に入れたものです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
175	27	別紙 2	3		<p>土地使用貸借契約第3条に定める譲渡及び転貸の禁止につき、担保権の設定については県の承諾を得て行うことは可能か。またその際の県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。</p>	<p>使用貸借権に担保権を設定する必要があるのであれば可能です。県の承諾の基準は御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。</p>
176	27	別紙 2	3		<p>土地使用貸借契約第3条に定める譲渡及び転貸の禁止につき、担保権の設定については県の承諾を得て行うことは可能か。また県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。</p>	<p>使用貸借権に担保権を設定する必要があるのであれば可能です。県の承諾の基準は御質問のとおりです。後段につきましては、現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。</p>
177	28	別紙 2	6		<p>土地使用貸借契約第6条の第3者への損害賠償につき、事業契約同様に、県の責めに負うべき時は県が賠償負担する規定を加える必要があるのではないかと。異なるときはその理由を明示していただきたい。</p>	<p>民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
178	28	別紙 2	6		<p>第三者が被った損害に関する乙の責任を明確にするため、「本件土地の使用により」と「第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は」の間に「乙の責めに帰すべき事由により」を追加し、また「但し、第三者が被った損害がPFI事業契約第1条第31号に定義する不可抗力による場合あるいは乙が本件土地を借り受けた時点で予見不可能な事由による場合はこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。</p>	<p>民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。</p>
179	27	別紙 2	7		<p>土地使用貸借契約第7条につき、県の責めによる場合・不可抗力による場合は県の負担も必要ではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。</p>	<p>県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。</p>
180	28	別紙 2	7		<p>(補修義務等)(使用上の損傷)第7条、第9条 本件土地の補修等は事業者の負担とするとありますが、事業者の責による損傷等の補修は、事業者負担義務があると考えますが、通常の使用に伴う補修等は、維持管理業務として対価を頂き、行なうものと理解します。また、駐車場につきましては、独立採算事業ですが、舗装等の初期工事は施設整備の一環として、他の建設費と同様サービス対価の一部として、県より頂けると理解します。以上の二点につきまして、当方の理解の通りで宜しいでしょうか。</p>	<p>本件土地は、土地使用貸借契約第1条に規定した目的のため事業者が使用するものであることから、本件土地の補修・改良等は、基本的には事業者の責任により行われるものと理解しております。なお、駐車場に係る舗装等の初期工事につきましては、ご質問のとおりです。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
181	28	別紙 2	7	2	第2項に「但し、PFI事業契約第1条第31号に定義する不可抗力あるいは乙が本件土地を借り受けた時点で予見不可能な事由により本件土地の補修、改良等又は使用に要する費用についてはこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
182	29	別紙 2	13		土地使用貸借契約第13条に定める「特段の指示」につき、契約日現在における現状回復義務を超える指示を行うものではないことを明記する必要があるのではないかと。異なるときはその理由を明示していただきたい。	同条第2項にいう「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。なお、関係条文として、事業契約書案第23条第2項を御参照ください。
183	29	別紙 2	13		土地使用貸借契約書第13条につき、特段に指示をした場合それに従うとあるが、必要以上に義務が生じるため、具体的な事例を示してほしい。	本契約書（案）第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
184	29	別紙 2	13		この条項で言われる“原状”とは、平成45年4月1日時点でのあるべき姿ということと理解してよろしいでしょうか。もし、そうである場合、回復に関し、県側からの一方的な指示のみの条項となっておりますが、協議及び協議不一致の際の対処をご明示ください。	同条第2項にいう「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。なお、関係条文として、事業契約書案第23条第2項を御参照ください。
185	29	別紙 2	13	1,2	原状回復について特段の指示とは、現時点でどのような場合を想定されているのか例示していただきたい。	本契約書（案）第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。
186	29	別紙 2	13	2	本件土地の原状回復に係る乙の責任を明確にするため、「前項で甲が乙に本件土地の原状回復について」と「特段の指示をした場合、」の間に「乙の責めに帰すべき事由に基づく」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	本条第2項において、「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。原状回復が必要な場合は、本契約書（案）第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。葉山新館の引渡日以降において行われた本件土地の形質変更は、事業者が土地使用貸借契約書第1条に定める目的を達成するために必要とされたものであることから、当該検査時における土地の形質変更を招来した原因のいかんを問わず、県が原状回復を指示した場合は、事業者はその責を負うものです。従って、御質問のような文言の追加は不要です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
187	39	別紙 2	13	2	ここでいう原状の定義を明確にお示し下さい。事業者のVE提案による原設計からの変更(県からの合意を得た変更)についてはどのような扱い(原設計に戻す等)となりますか。	同条第2項にいう「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。従って、御質問のVE提案による原設計からの変更部分については、当該提案に基づく施工後の状態が「原状」となります。なお、関係条文として、本契約書(案)第23条第2項を御参照ください。
188	29	別紙 2	13	2,3	県の指示があった場合は、契約期間終了時に葉山新館の敷地を「原状回復した上で返還しなければならない」旨規定されているが、これは葉山新館の解体撤去をも含む趣旨か。(当初土地引渡時の「原状」は更地である。)含まないとすれば、その旨明らかになるよう文言に変更を加えることは可能か。	同条第2項にいう「原状」とは、葉山新館の引渡日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。したがって、葉山新館の解体撤去を含む趣旨ではありません。
189	29	別紙 2	15		土地使用貸借契約第15条の必要費当の請求権の放棄につき、県の指示等県の責めによる場合及び不可抗力による場合は県が負担する必要があるのではないかと。異なる場合はその理由を明示していただきたい。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第21条第5項もしくは第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
190	29	別紙 2		15	「但し、第6条但書及び第7条第2項但書に該当する費用の支出についてはこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	御質問中の「第6条但書」及び「第7条第2項但書」につきましては、それぞれ質問178, 181を念頭に置いての記述と史料いたしますが、前述のとおり、但書の追加は不要と回答しておりますので、本質問における追加も不要となります。
191	29	別紙 2		16	第16条第2項として以下を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。2 甲は、本契約上の義務を履行しないため乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。	民法その他の法令に定める原則に基づき処理すればよく、特に追加は不要と考えます。
192	29	別紙 2		16	土地使用貸借契約第16条の損害賠償につき、県が土地の使用につき確保しなかった場合など県の責めによる場合は県が賠償責任を負うのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	民法その他の法令に定める原則に基づき処理すればよく、特に追加は不要と考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
193	28,38	別紙2,別紙4	第15条,第15条		改良費等の有益費の抛出が、県の要請による場合、その費用については県に対して請求できるものと理解してよろしいでしょうか。	県の要請が業務要求水準書に示されたサービス水準の範囲内であれば本事業契約書案のサービスの対価に含まれておりますので、事業者は当該要請に係る費用を独立して県に請求できません。しかしながら、県の要請が業務要求水準書に示されたサービス水準を越える場合には、県と事業者との間で別途合意の上県が費用を負担します。
194	31	別紙3, (入札説明書P37付属資料2)			修繕費における物価変動リスク負担について、例えば15年後の大規模修繕実施時に物価が急激に高騰することも想定される。性能維持上、そのようなタイミングで実施せざるをえない場合には、県の支払う修繕費は物価変動に応じた見直しはあるものの、30年均等払いであることから、SPC(事業者)がそのリスクを負担することとなると思われる。入札説明書リスク分担表の運営段階-維持管理リスク-物価リスクは県負担となっているが、このような状況下では一部事業者負担になっていると思われるが県はどうお考えか。また、SPCにおける法人税の問題もあり、VFM最大化の観点からも修繕費の支払い方法は発生時期に上乘せして支払う方法に改めていただきたいことを改めて提案するが、いかがか。	サービスの対価の支払い方法は修理費も含め平準化して支払うものであり、変更はいたしません。事業者の会計処理については、法令にしたがい、事業者の責任において行ってください。なお、県としての特別な措置はありません。
195	33	別紙3	サービスの対価の算定方法		改定方法に「毎年度、以下に示す各業務毎の指標の対前々年度の変動率を勘案して設定した改定率」とありますが、「対前々年度」ではなく「対前年度」とすべきと思慮致しますがいかがですか。	改定基準日現在において対前年度の改定率の基準である指数が公表されないため、対前々年度の指数を用いることとしております。タイムラグは生じますが、物価変動率は適切に反映できるものと考えております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
196	33	別紙3	サービスの対価の算定方法		改定率設定のための「各業務毎の指標」について、30年間当該指標が変更されない保証がないことから、「各業務毎の指標」の見直しを県及び事業者が実施する規定を設定すべきと思慮致しますがいかがですか。	現在の指標が変更された場合はそれに代わる適切な指標を用いるべく関係者協議会で協議する予定です。
197	33	別紙3	サービスの対価の算定方法		ある年度のサービスの対価の改定率が1.0未満となった場合には、当該年度のサービスの対価は前年度に県から支払われたサービスの対価（実績）を適用するものとされるべきと思慮致しますがいかがですか。	物価変動率に基づき改定するため、改定率が1.0未満の場合であっても当該改定率に基づき改定を行います。
198	34	別紙3	サービスの対価の算定方法		同表の項目：維持管理業務の中の小項目「・・・管理業務」とあるのは（3つ）いずれも「修理」を除いたものということか。（維持管理業務の項目と並んで「修理費業務」という項目がある。）	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
199	31	別紙3	1	1	「入札説明書に記載の業務」の欄の と のカッコの付け方がおかしいので表の意味が捉えにくい。	御指摘のとおりですので、 つきましては「架設）」の次に「)」を加え、「、工事」を削除し、 つきましては「監理」の前に「工事」を加え、「VE実施に伴う設計変更」の次の「)」を削除することとして訂正します。
200	32	別紙3	2		美術品移転業務及びバスベイ、歩道整備業務は物価変動に伴う改定対象となるサービスではないのか確認させていただきたい。 (入札段階(平成13年度) 初年度(平成15年度)一括払い)	御質問のとおり、物価変動に伴う改定は行いません。
201	35	別紙3	2		基準金利について、供用1年目～10年目については、契約日(契約議案の議決日)とある。第1回の支払いは平成15年であるが、(現在の予定では)平成13年7月に基準金利がフィックスされるということと理解してよいか(確認)。	御質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
202	37	別紙4	2		期間が平成15年7月1日からとなっているが、設置ならびに試運転期間等が必要なので、前倒しになるよう柔軟に対応していただきたい。	喫茶・レストラン及びミュージアムショップは、美術館の付帯施設であることから、営業は美術館開館(10月)以降となりますので、これを考慮のうえ、機器設置及び試運転期間を設定願います。
203	33	別紙3	3		入札時から、初年度までの物価変動に基づく改定は行われぬのか。	御質問のとおり、初年度までの物価変動に基づく改定は行いません。
204	37	別紙4			乙は建物全体の貸し主だが、独立採算部分は県から借り受けるということになるのか。	御質問のとおり、独立採算部分は県から使用貸借を受けることとなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
205	37	別紙4		3	建物使用貸借契約第3条に定める譲渡及び転貸の禁止につき、担保権の設定については県の承諾を得て行うことは可能か。またその際の県の承諾の基準は何か。実施方針の意見招請への回答(46)にあるとおり、提案における資金計画に記載された金融機関から本件事業に関して融資を行うことを目的とするのであれば承諾するとの理解で差し支えないか。そうであればその旨を契約書に明記することは可能か。	使用貸借権に担保権を設定する必要があるのであれば可能です。県の承諾の基準は御質問のとおりです。後段につきましては、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
206	37	別紙4		3	建物使用貸借契約第3条に定める譲渡及び転貸の禁止につき、担保権の設定については県の承諾を得て行うことは可能か。また県の承諾について、基本協定書案第3条第2項にあるように「但し、県は合理的な理由無くして、かかる承認を留保または遅延しないものとする」との文言を明記することは可能か。	使用貸借権に担保権を設定する必要があるのであれば可能です。県の承諾の基準は御質問のとおりです。後段につきましては、現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。
207	38	別紙4		6	建物使用貸借契約第6条の第3者への損害賠償につき、事業契約同様に、県の責めに負うべき時は県が賠償負担する規定を加える必要があるのではないかと。異なるときはその理由を明示していただきたい。	民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
208	38	別紙 4		6	第三者が被った損害に関する乙の責任を明確にするため、「使用貸借部分の使用により」と「第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は」の間に「乙の責めに帰すべき事由により」を追加し、また「但し、第三者が被った損害がPFI事業契約第1条第31号に定義する不可抗力による場合あるいは原設計図書又はその他県の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。
209	38	別紙4		7	建物使用貸借契約第7条につき、県の責めによる場合・不可抗力による場合は県の負担も必要ではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
210	38	別紙 4	7	2	「但し、甲の責めに帰すべき事由により発生した費用についてはこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	民法その他の法令の原則にしたがい、県に帰責事由がある場合には県が損害を賠償する責任を負いますので特段契約書に追加する必要はないと認識しております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
211	38	別紙4	11		ここでいう「調査等」はいかなる範囲・頻度に及ぶのか。ある程度歯止めを設ける文言を追加することは可能か。(全くの無制約だと、事業者の業務に不当に支障を来す場合もあり得るので。)	「調査等」につきましては、独立採算部分が「業務不適正」であるか否かをモニタリングする範囲において行うものであることから、事業契約書案第27条の県による事務執行につき必要な範囲内に限定されるものです。
212	39	別紙4	13		建物使用貸借契約第13条に定める「特段の指示」につき、契約日現在における現状回復義務を超える指示を行うものではないことを明記する必要があるのではないかと。異なるときはその理由を明示していただきたい。	同条第2項にいう「原状」とは、平成15年7月1日における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。なお、関係条文として、事業契約書案第23条第2項をご参照ください。
213	39	別紙4	13	1	特段に指示をした場合それに従うとあるが、必要以上に義務が生じるため、具体的な事例を示してほしい。	事業契約書案第23条第2項に定める「検査」に基づき、葉山新館の敷地部分について業務に支障があると県が判断した場合です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
214	39	別紙 4	13	2	使用貸借部分の原状回復に係る乙の責任を明確にするため、「前項で甲が乙に使用貸借部分の原状回復について」と「特段の指示をした場合、」の間に「乙の責めに帰すべき事由に基づく」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	本条第2項において、「原状」とは、平成15年7月1日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。原状回復が必要な場合は、事業契約書案第23条第2項に定める「検査」に基づき、使用貸借部分について業務に支障があると県が判断した場合です。平成15年7月1日以降において行われた使用貸借部分の変更は、事業者が建物使用貸借契約書第1条に定める目的を達成するために必要とされたものであることから、当該検査時における使用貸借部分の変更を招来した原因のいかんを問わず、県が原状回復を指示した場合は、事業者はその責を負うものです。従って、御質問のような文言の追加は不要です。
215	39	別紙 4	13	2,3	ここでいう「原状」とは、どのような状態を意味するのか。場合によっては、相当高額の費用がかかると思われるが、そのようなことを想定しているのか。そうでないとするば、誤解が生じないような文言に加筆ないし修正することは可能か。	同条第2項にいう「原状」とは、平成15年7月1日現在における状態ですので、同項中にその旨明記させていただきました。なお、関係条文として、事業契約書案第23条第2項をご参照ください。
216	39	別紙 4	15		「但し、第6条但書及び第7条第2項但書に該当する費用の支出についてはこの限りではない。」を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。	御質問中の「第6条但書」及び「第7条第2項但書」につきましては、それぞれ質問208,210を念頭に置いての記述と思料いたしますが、前述のとおり、但書の追加は不要と回答しておりますので、本質問における追加も不要となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
217	39	別紙4	15		建物使用貸借契約第15条の必要費当の請求権の放棄につき、県の指示等県の責めによる場合及び不可抗力による場合は県が負担する必要があるのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	県に帰責事由がある場合には民法の原則にしたがい事業者は県に対し損害賠償請求を行うことができます。通常予見できない不可抗力による場合は、本事業契約第51条にしたがい、事業者が保護される場合がありますが、これに該当しない場合には、本事業契約第36条第5項及び第37条第2項に従うこととなります。
218	39	別紙4	16		第16条第2項として以下を追加すべきと思慮致しますがいかがですか。2 甲は、本契約上の義務を履行しないため乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。	民法の原則に基づき処理すればよく、特に追加は不要と考えます。
219	39	別紙4	16		建物使用貸借契約第16条の損害賠償につき、県が土地の使用につき確保しなかった場合など県の責めによる場合は県が賠償責任を負うのではないか。異なるときはその理由を明示していただきたい。	御質問中「土地の使用につき」は「建物の使用につき」の誤りであると思料されます。御質問の件は、民法の原則に基づき処理すればよく、特に追加は不要と考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
220	41	別紙5	3		保証書第3条において保証債務履行の請求について規定されているが、保証債務履行請求は、事業契約書第37条と第48条との関係上、事業者がどのような事態に立ちいったった場合に行使されるのかを明確にする必要があるのではないかと。異なるときはその理由を明示していただきたい。	御質問で記載されている条文は第38条と第47条のこととされますのでそれを前提に回答します。保証書でSPCの株主が負う保証の内容は、連帯保証ですので、県はいつでも保証人に履行を請求することが可能ですので、御質問のような事項を規定することは不要と考えます。なお、実務的には保証債務の履行請求に至るまでの間、できる限り事業者と協議を行う予定です。
221	42	別紙5	4		保証書第4条において「原契約（案）に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない」とあるが、事業者の債務は契約終了まですべて履行されることはないため、保証者は契約終了まで県に対してサービス料を請求できなくなってしまうが、どう考えるか。このような場合に県の承認が得られるということであれば、その承認の基準を明記する必要があるのではないかと。	PFI事業契約の履行の状況を勘案し、合理的な場合には代位を承認することとなります。
222	42	別紙5	5		保証書第5条の保証契約の終了について、保証契約は原契約の終了により当然にして終了するのではないかと。また、保証人による保証債務の履行によっても終了するのではないかと。	前段については、原契約終了時までに発生した原契約上の債務がすべて履行された、もしくは原契約等に従い事業者の株式が第三者に譲渡されたときに保証契約を終了させることができます。後段につきましては、すべての保証債務が履行された場合に保証契約は終了します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
223	42	別紙 5	4		保証人の代位請求権の行使については、原契約（案）に基づく事業者の全ての債務の完了にかかわらず確保されるべきと理解致します。従って第4条の適用はなされないものと理解致しますがよろしいですか。	第4条に規定するとおり、保証人の代位権の行使について県が承認を与えるか否かについては本事業契約全体におけるSPCの履行状況等を助案の上決定します。
224	43	別紙 6			「本件事業以外の全ての事業者に影響する法令」とは具体的には例えばどのようなものが該当するのか。同じく、「本件事業又は近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令」とは具体的にどのようなものか。	後段につきましては、博物館法等美術館の業務に特有の法令の変更により、美術館の維持管理や運営業務について設計図書や業務要求水準書に定める施設やサービス水準を超える措置が義務付けられた場合をいい、前段につきましては、たとえば、その他美術館のみならず建築物全般に適用される法令の変更により設計図書や業務要求水準書に定める施設やサービス水準を超える措置が義務付けられた場合をいいます。
225	43	別紙 6			「但し、消費税に関する変更並びに葉山新館の所有に関する新税創設及び法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により事業者において増加する負担については、これを県の負担とする。」について、県の負担とする対象を明確にするため以下の表記が適切かと思慮致しますがいかがですか。「但し、法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更並びに消費税に関する変更及び葉山新館の所有に関する新税創設により事業者において増加する負担については、これを県の負担とする。」	現在の事業契約書案も御質問と同一の趣旨ですが、明確化のため御指摘の文言を追加いたします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
226	43	別紙 6			別紙6に規定する「本件事業以外の全ての事業者に影響する法令の変更」とは事業者には影響を与えない法令変更のことをさすようにとれるため、「本件事業を含む全ての事業者に影響する法令の変更」のほうที่เหมาะสมなのではないか。また、「本件事業または近代美術館の建設・運営に影響を及ぼす法令の変更」とは一般的なものも含めた本件事業者に影響を及ぼす全ての法令変更をさすようにとれるため「本件事業または近代美術館の建設・運営に限り特に重大な影響を及ぼす法令の変更」のほうが適切なのではないか。	後段につきましては、博物館法等美術館の業務に特有の法令の変更により、美術館の維持管理や運營業務について設計図書や業務要求水準書に定める施設やサービス水準を超える措置が義務付けられた場合をいい、前段につきましては、たとえば、その他美術館のみならず建築物全般に適用される法令の変更により設計図書や業務要求水準書に定める施設やサービス水準を超える措置が義務付けられた場合をいいます。

落札者決定基準Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	2	2	(3)		サービスの対価に係わる事項について、大きな見積り落ちや意図的なダンピングによって結果的にそのグループの対価の総額が最低となった場合、そのグループは失格となるのか、あるいはそのグループの総額を基準として他グループは評価を受けることになるのか。	見積り落ちについては、基礎審査（事業シミュレーション内容の確認）のなかで確認し、誤りがある場合には失格とします。また、本事業はWTO協定が適用される事業となりますので、最低価格ラインの設定は行いません。
2	2	2	(3)		例えば、大きく水光熱費を削減するようなVE提案を行った場合、どのような評価を得ることができるのか。あるいは審査項目に該当無しとして評価は得られないのか。	光熱水費の削減は美術館の機能性の向上に資するものと考えられますので、機能性の向上の観点から、VE提案の審査時及び入札提案時に、審査及び評価の対象となります。
3	2	2	(4)		サービス対価の総額が評価の85%を占める割合である為、最近の他PFI事例からするとダンピングに近い入札価格であっても資力・信用の高い企業コンソーシアムからの提案であれば落札が可能となります。事業の安全性の観点からも審査基準に最低価格ラインの検討はされないのでしょうか。	本事業はWTO協定が適用される事業となりますので、最低価格ラインの設定は行いません。
4	3	2	(4)		この評価指標の場合、30年間の維持管理コストよりも施設初期投資額の差が直接的に響くものと予想され、適切な維持管理業務の検討よりも、単に施設建設費のコストダウンを助長する可能性があります。特に現在価値換算手法を取る場合、初期投資はそのままサービス費の低減に寄与し、公の施設の運営との立場からもダンピングに歯止めをかけることが重要と思います。また内容点が15点のため、「価格は低い、内容点も高くない」グループが選定される可能性もあります。美術館に関する評価点の比重が低い点も併せ、基準書に記載されている評価点の配分に至った経緯をご説明願います。	本事業は、既に実施設計まで終了している等の本事業独自の事情を検討した結果、「サービスの対価に係る事項」の配点を落札者決定基準に記載したとおりといたしました。また、本事業はプロポーザル方式と比較して入札価格差が少ないと想定されますので、美術館に関する評価点の比重は、審査のなかで十分に意味を持つものと考えております。
5	4	3	(3)		SPCの債務を負担し得るか否かは、事業の収益性によるものであることから、債務返済能力の評価は出資企業の評価ではなく、事業体の評価とすべきであると理解しておりますが、どのようにお考えでしょうか。	事業期間中の運転資金の増加、修理費の確保等の問題に対する出資企業の役割は大きい為、出資企業を評価対象としています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	4	3	(3)		「事業遂行能力に不安があると思われる場合、代替信用補完措置（第三者による履行保証）を付しているか。」とあるが、不安がある場合でも代替信用補完措置（第三者による履行保証）があれば十分であるという事にはならない。不安がある場合は落選とし、代替信用補完措置は不要であると理解しておりますが、どのようにお考えでしょうか。	業務遂行能力に不安がある場合でも代替信用補完措置があれば評価することとしています。失格か否かについては内容確認の上、判断します。
7	5	4			VE提案によるコスト削減効果については、サービスの対価の総額の中で評価し、得点化をおこなうとある。サービス対価の総額が85点をしめるものであり、ここでの優劣が本事業者選定に大きな影響を及ぼすものと考えられる。しかし、VE提案の範囲（VE提案要領に記述）はすべてを対象としながらも、ただしぎ部分はVE対象外とされており、その採否の基準が不透明にもかかわらず、この点が最もコストダウンに効果があることが実施設計案から認められる。VE提案要領においては、VE提案の採否について、審査会経緯および議事録の非公開、不服申立は受け付けないとある。VE提案にかかる技術面での提案内容の保護と、総合評価一般競争入札方式における客観性、透明性、公平性を担保したPFI事業者選定とは別の次元の問題であり、これを混同してはならないと考える。審査会ではこの問題に対してどのような意見が出され、どのような判断をされ、このような審査方法ならびに情報公開への対応方針を定められたのか、審査会としての回答を求める。審査方法の変更ができないのであれば、落札者決定後に情報公開条例に基づく情報公開を請求するので、（技術的に保護すべき事項は除外して）審査会経緯、議事録等を全面情報公開し、PFI事業者選定における客観性、透明性、公平性を担保していただきたいと考える。	提出されたVE提案については、採否について審査を行った後、その結果に加えて、不可とした理由（「VE提案要領」の「3 VE提案の範囲」に記載する（1）から（9）までの理由又はその他の理由）、不可とした理由についての具体的なコメントを、個々の事業者にお示しすることとしております。なお、落札者決定後にはVE提案の採否の基準を公開することを予定しております。
8	5	4		ア)	関心表明とは何か、具体的な説明をお願いしたい。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。
9	5	4		ア)	「（3）事業に関して金融機関からの「関心表明」を得ているか」とありますが、グループ構成員の中に、リース会社が参加している場合でも「関心表明」は必要となりますか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。したがって、SPCがグループ構成員であるリース会社から融資を受けるスキームの場合には必要であると考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
10	5	4		ア)	事業に関して金融機関からの「関心表明」を得ているか。という項目があるが、何をもち「関心表明」とするのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。様式14-2への記載については、その有無を記載の上、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
11	5	4		ア)	事業の安全性の評価項目「ア(3)」で「事業に関して金融機関からの「関心表明」を得ているか。」とあるが、これに該当するか否かについてはどの様に判断するのか？金融機関からエビデンスとなる書面等を受入れて、それを提出する必要があるのか？	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。様式14-2への記載については、その有無を記載の上、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
12	5	4		イ)	バックアップ体制とは何か、その定義を具体的にお示しいただきたい。維持管理業務を実施する企業の緊急時体制の説明のこととの理解でよいのか？それとも外注企業一覧ということか？維持管理会社が倒産等に陥った場合の別の委託先候補のことか？	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行ううえで、ペナルティ等との関係から、特に緊急性の対応が必要と思われる部分について、別の委託先の候補などのバックアップサービスの確保を行うことです。
13	5	4		ウ)	S P Cが破綻する場合には、県からの支払いが元金+金利の90%として支払われるとの内容になっていると思われるが、ここで記載される「損害金に対する手当て」とは何を示すのか具体的にお示しいただきたい。 県からの損害賠償請求に対する手当てなのか？デット投資家・出資者等の損害金に対する手当てなのか？それとも第三者損害等への手当てなのか？その扱いにより手当てすべき金額も大幅に異なるため、確認しておきたい。	「損害金に対する手当て」とは、デット投資家（債権者）の損害金に対する手当てを意味します。
14	5	4		ウ)	破綻時の対応として、損害金に対する手当てが十分されているか。とあるが、県以外の第三者への損害金の手当てと理解してよろしいか	「損害金に対する手当て」とは、デット投資家（債権者）の損害金に対する手当てを意味します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	5	4		エ)	「SPC出資企業の事業継続性に対するモチベーション維持が図られているか。」とありますが、モチベーション維持とはいかなる意味かご教示願います。	SPC出資企業が30年間の長期に渡り継続して事業に参画していくための動機づけとなる工夫がなされているかということを意味します。例えば、借入期間を契約に比較し短く設定し、事業の投資回収を契約期間後半に厚くすることにより、事業者による事業継続の動機づけを行うこと等が想定されます。
16	5	4			「美術館（施設・業務）の価値及びサービス水準の向上並びに周辺環境への配慮」の評価項目として、3分類5項目が明記されています。「ア美術館の快適性、利便性、機能性の向上」は「3提案まで記載する」と明記されていますが、「イ建物内外のトータルデザイン」と「ウ周辺環境への配慮」については、提案数が具体的に明記されていません。「イ」と「ウ」については、それぞれ1提案しか記載できないのか、または複数提案可能なのか、具体的にご指示ください。	複数の提案を記載することは可能ですが、評価については、「イ」及び「ウ」のそれぞれについて、複数の提案であっても一体のものとして評価します。
17	5	4			「3美術館（施設・業務）の価値及びサービス水準の向上並びに周辺環境への配慮」における評価項目「イ建物内外のトータルデザイン」については、様式集にはVE提案に関する様式がありません。（評価項目「ア」と「ウ」についてはそれぞれVE提案の様式集が用意されています。） 「イ建物内外のトータルデザイン」の提案にあたり、デザインを変更することは設計図書の変更を伴うので、従って、VE提案をする必要があると考えます。 「イ建物内外のトータルデザイン」において、VE提案は認められないのでしょうか。お考えを具体的にご指示ください。	「イ 建物内外のトータルデザイン」の提案について、工事を伴わない備品・什器等の整備はVE提案を伴わないものと想定していましたが、ご指摘のとおり、工事を伴う場合にはVE提案の必要がある場合が考えられます。したがって、「B・美術館（施設・業務）の価値及びサービス水準の向上に関する提案書」に、様式20-1及び20-2と同一様式で、新たに様式20-3「建物内外のトータルデザイン」を追加することにします。
18	5	4			光熱水費の削減をすること（VE提案も含む）は、評価の対象にならないのでしょうか。 また、光熱水費の削減は、定量的審査における得点化の方法における、「美術館（施設・業務）の価値及びサービス水準の向上並びに周辺環境への配慮」の評価項目「ア 美術館（施設・業務）の利便性・快適性・機能性の向上」で評価されると考えます。 どのようにお考えなのか、具体的にご指示ください。	光熱水費の削減は美術館の機能性の向上に資するものと考えられますので、機能性の向上の観点から、VE提案の審査時及び入札提案時に、審査及び評価の対象となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
19	5	4	~		美術館の価値及びサービス水準の向上並びに周辺環境への配慮 喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上上記の提案に対して、A、B、Cの3段階で評価することとなっていますが、各項目の具体的な評価基準をご教示願います。	落札者決定基準でお示ししたとおり、「A当該項目に関して特に優れている」、「B当該項目に関して優れている」、「C当該項目に関して優れているとはいえない」、の3段階です。また、落札者決定基準でお示ししたとおり、実質的な得点となるA、Bを付与する場合には合理的な説明を加えることとしております。
20	6	4			<p>「4 喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上」の評価項目として3分類8項目が明記してあります。</p> <p>一方で、提案書の様式集には、3つの付帯施設毎に提案をする様式（様式23-1~3）が用意されていますので、これらの3枚の様式を提出すれば、8項目の評価項目すべてについて審査されると考えてよいでしょうか。具体的にご指示ください。</p> <p>なお、評価項目の3分類のうち、2分類「A経営安定性の実現」、「ウ美術館との調和」は、3つの付帯施設に係る項目であると考えます。</p> <p>例えば、「A 経営安定性の実現」のうち「2年間を通じた営業内容の工夫」について、喫茶・レストラン部分でも、駐車場部分でも提案をした場合、両方がそれぞれ別に評価されるのでしょうか。それとも3つの付帯施設を総合的に評価するのでしょうか。具体的にご指示ください。</p>	1 様式23の3つの様式に基づき、3分類8項目の評価項目のすべてについて審査します。2 「A 経営安定性の実現」、「ウ美術館との調和」については、3つの付帯施設について個別に評価したうえで、さらに各評価項目について総合的に評価します。
21	8				PFIの精神から考えて、サービスの対価に係る事項の配点が高すぎると考えます。事業の安定性を疎かにしてサービスを対価を下げて提案する応募者の有利に作用しますので、再考はいただけないでしょうか。ご回答をお願いします。入札（総合評価一般競争入札方式）の仕組みをとっている以上やむを得ない配点なのでしたら、その入札の仕組み自体の採用を再考すべきと考えます。	本事業は、既に実施設計まで終了している等の本事業独自の事情を検討した結果、「サービスの対価に係る事項」の配点を落札者決定基準に記載したとおりといたしました。また、本事業はプロポーザル方式と比較して入札価格差が少ないと想定されますので、美術館に関する評価点の比重は、審査のなかで十分に意味を持つものと考えております。したがって、今回の入札の実施に際して、配点を再考することは考えておりません。

業務要求水準書Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全体				・提案時における維持管理・美術館支援及び備品等整備に関する業務内容と、実際の事業実施時の業務内容が異なっていたとしても、県が入札公告時に示した「業務要求水準書」の内容を満たしている場合には、サービス対価の減額は行われないと理解で問題ないか？	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、県が認めた提案内容が、事業実施にあたって県が要求する業務水準となります。したがって、事業実施にあたりそれを満たしていない場合は、サービスの対価の減額対象となります。
2	全体				・提案時における維持管理・美術館支援及び備品等整備に関する業務内容が、県が入札公告時に示した「業務要求水準書」の内容を上回るものであったとしても、事業実施にあたっての県が求める業務要求水準はあくまでも「業務要求水準書」記載の内容との理解でよいのか？	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、県が認めた提案内容が、事業実施にあたって県が要求する業務水準となります。
3	全体				・今回公表された業務要求水準書の内容を満たしていれば、事業実施に際しては問題が生じず（サービス対価を減額されず）、必ずしも提案した内容全てを履行しなくても良いとの理解で問題ないか確認したい。例えば、事業実施後、レストラン運営者が倒産し、レストランの運営内容が変更する場合（イタリアンレストランだったものが和食に変更されるなど）。例えば、美術品監視業務として13人見込んでいたものが運営の効率化により12人で実施できる場合など。	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、県が認めた提案内容が、事業実施にあたって県が要求する業務水準となります。レストランの運営内容変更のような事例の場合には、業務要求水準を満たすために、県と協議のうえ、運営内容を決定すると考えます。また、美術作品監視業務の事例では、要求水準の性能を満たすのであるならば、人数の変更は問題ないと考えます。
4	全体				・このたびの葉山新館計画を策定した際に、新館来館者数について県にて想定された数値がありましたら、是非参考までにご提示をお願い致します。	平年度化した時点で、年間15万人程度と想定しています。
5	2	6			法定選任者のうち、鎌倉館については所有者から選任すべき業務（例えば防火管理者）は県側から選任されるという認識でよいのか？	所有者から選任すべき業務についてはご質問のとおりです。なお、業務要求水準書の範囲内において、危険物取扱者等の業務従事者について法定選任者が必要な場合には事業者の責任において選任してください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
6	3	11			・業務に支障のない状態というのは、どのような状態か。県の主観による判断ではなく、具体的な条件を提示していただきたい。維持管理水準が一定に保たれており、モニタリングによる減額措置が無い場合（引渡直前）は、県は無条件で本施設の引渡を受ける等、具体的な条件提示をしていただきたい。	事業契約書（案）第23条でお示ししたとおり、検査を実施しますが、検査の内容については関係者協議会における協議で決定します。
7	3	12	(7)		・実用上支障のない状態まで回復させることをいう。』とありますが、『原状』との違いはどのように考えればよろしいですか。 『実用上支障のない状態』はいかなる時点においても『原状』を上回る事がないと認識してよろしいでしょうか。	「実用上支障のない状態」とは、原状と同等、あるいは県が求める要求水準を満たしている状態であると考えます。
8	6	3	(1)	ウ	・貸与施設の破損に関して、美術館職員による破損は、県側の責任・費用負担において補修していただけると考えてよろしいのですか。	ご質問の貸与施設が葉山新館ということであれば、県側の帰責事由が明白である場合には、県側の費用負担となります。
9	7	3	(2)	ア	・展示替えに伴って発生する修復を行うこと。」とありますが、修復以外の展示準備・片付け作業は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいのですか。	ご質問のとおりです。
10	7	3			・イ展示室、ウ仮設壁、工展示室床の「展示替えに伴って発生する修復を行うこと」とあるが、職員または業者によって起きた修復箇所の費用は、県側の負担となるか。	修復は事業者が行います。ただし、事業者の負担によって行う修復には、壁や床を全部張り替えらるといった大幅なものは含まれていません。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
11	7	3	(2)	<p>・展示壁、仮設壁、展示室床に関して、展示替えに伴って発生する修復を行うとあるが、展示物によって業務内容が大きく異なることが想定された、展示替えに伴って発生する修復が県の責めに帰すべき事由により過大に必要となる場合もありうるのではないかとと思われる。どの程度の修復が事業者に要求されているのか、具体的な事例を提示し説明していただきたい。また、30年のうちには、通常の使用の範囲であっても傷みにより、修復ではなく交換等必要となることも想像されるが、その場合の費用は県負担と理解してよいか。</p>	<p>事業者が行うこの手の修復には、壁や床を全部張り替えるといった大幅なものは含まれていません。具体的には、1年に1度程度、釘穴のような痛んだ部分を修復し、10年に1度ほどの割合で部分的な張り替えを含めた中規模の修復を行うことです。ただし、壁については3年に1度程度の塗装が必要になると考えます。また、修復ではなく交換等の必要が発生した場合は、別途県と協議することになります。</p>
12	9	2		<p>「展覧会開催に伴う照明調節業務及び講堂等の音響・映像等の設備運用業務も併せて実施する。」とあるが、設備機器の設置（照明機器・映像機器・マイク・スピーカー等の準備）に限定されるのか、あるいはその操作までを行うのかご教示いただきたい。</p>	<p>展覧会開催に伴う照明調節業務については、展覧会毎に発生します。また、講堂等の映像機器、マイク、スピーカー等については、不具合の修正等保守管理を行ってください。</p>
13	9	2		<p>・展覧会開催に伴う照明調節業務及び講堂等の音響・映像等の設備運用業務について、展覧会や講堂を活用した活動の頻度・内容によって業務量が大幅に異なるものと思われるが、美術館職員の指示に基づき、随時対応を求められるということか。現時点で想定される講堂の利用計画（講座、講演、映画鑑賞、学校教育との連携等の計画）を提示していただきたい。</p>	<p>展覧会開催に伴う照明調節業務については、展覧会毎に発生します。また、講堂等の映像機器、マイク、スピーカー等については、不具合の修正等保守管理を行ってください。なお、現時点では講堂の利用計画は固まっていますが、少なくとも年間30回程度の利用機会を想定しています。</p>
14	9	2		<p>・業務の実施の中で、「展覧会開催に伴う照明調節業務及び講堂等の音響・映像等の設備運用業務も併せて実施する」とありますが、講堂を利用するような講演会等は年に何回ぐらい想定されていますか？</p>	<p>展覧会開催に伴う照明調節業務については、展覧会毎に発生します。また、講堂等の映像機器、マイク、スピーカー等については、不具合の修正等保守管理を行ってください。なお、現時点では講堂の利用計画は固まっていますが、少なくとも年間30回程度の利用機会を想定しています。</p>
15	11	a		<p>・実験結果の後、内装、照明等の変更が生じた場合、その変更金額は別途県が支払うとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>変更金額は工事費に含まれます。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
16	12	d			1 「500万円（経費率相当分を除く）」とあるが、経費率相当分とは具体的に何を指すのでしょうか。また、その部分の負担者は県、事業者のどちらになるのでしょうか。2 設計料及び工事費が500万円を超えた場合、その部分は県の負担となりサービス対価に上乘せされるという理解でよろしいでしょうか。	あずまやは美術作品のひとつとして考えていますので、内訳は設計料及び工事費となっておりますが、作品の制作費としてご理解ください。なお、500万円（税別）で作家に制作を依頼するため、金額の変更はありません。
17	12	d			・「設計料及び工事費はサービスの対価に含まれ、500万円とする」とありますが、500万円を上回る場合の措置としてはどのような内容をお考えですか。	500万円（税別）で作家に制作を依頼するため、金額の変更はありません。
18	13	f	(8)		塩害処理フィルター交換の具体的な目安があれば示して頂きたい。（期間等）	塩害処理フィルターは、室内環境と室外の塩素粒子濃度を定期的に計測し、捕集効率が低下した場合に交換してください。期間は、自然条件等によって変化すると考えられます。
19	14	3	(1)		・ア門扉、フェンス イ案内板 エあずまやの要求水準に対し、第三者による破損などが明らかな場合も受託者の負担となるのか	県と事業者との関係ではご質問のとおりです。
20	16	3			・「展示室、収蔵庫前室、一時保管庫、撮影作業室、搬入口及び荷解・荷降ろし室の清掃は美術館職員の指示に従うこと」とあるが具体的に定期的に発生するのか、不定期なのか。清掃内容について清掃仕様を詳しくお答えください。	展示室、収蔵庫前室、一時保管庫、撮影作業室、搬入口及び荷解・荷降ろし室の清掃は定期的に実施します。清掃内容については、別添付資料「神奈川県立近代美術館 委託業務概要」の【別添A】に記載した鎌倉館の仕様を参考とし、加えて葉山新館の施設条件を勘案のうえ、事業者が判断してください。
21	16	3			・「展示質については、清掃に使用する洗剤等は、美術作品に影響を及ぼす有害物質を発生しないものとする」とあるが、資料【別添A】の清掃業務資料に現在使用している使用材料(洗剤等)等があるが、同じ物以外なら同等成分の物の使用は可能か。	ご質問のとおり可能です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
22	16	3			<p>・「展示室等来館者利用スペースの日常清掃は美術館開館時間外に実施すること。(現状は9:00~9:30及び17:00~17:30)」とあるが、清掃時間を7時とか、8時に作業を開始するのは可能か。</p>	<p>展示室等職員の指示が必要な部分を除き、可能と考えます。</p>
23	16	3			<p>・全体に「塩分の付着、砂塵による汚れがない状態に保つこと」・「埃や塵がない状態に保つ」とあるア日常清掃 ガラス面・イ定期清掃 トップライトガラス面 トップライト天井裏等要求水準があるが、日常におけるガラス清掃の場合、手の届く範囲であれば日常清掃において作業を行うことは可能であるが、施設全体若しくは高所作業においては月1回程度の作業回数となるため、定期清掃において要求水準を満たすのは困難と思われるが、ある程度定期的に環境維持(1ヶ月・2ヶ月・6ヶ月周期等)できていれば良いのか。</p>	<p>要求水準を満たす頻度で業務を実施してください。</p>
24	16	3			<p>・業務については「建築物保全業務共通仕様書」を参考とするとあるが、「建築物保全業務共通仕様書」では各部屋はどこに該当するのでしょうか。特に展示室・展示ロビー・講堂・ミュージアムショップ・コンピュータ室等は、「建築物保全業務共通仕様書」ではどこの箇所に該当しますか。</p>	<p>ご質問の各部屋については、次のとおり想定していますが、要求水準を満たすよう業務を実施してください。</p> <p>・展示室は「玄関ホール」を準用しますが、日常清掃では壁の清掃は必要ありません。講堂は「会議室」を準用してください。また、コンピュータ室は職員が対応します。なお、ミュージアムショップなどの独立採算事業部分は業務の対象外となりますが、施設の維持管理上、業務の対象となる施設部分と同等の清掃の水準が必要と考えます。</p>
25	16	3			<p>・業務については「建築物保全業務共通仕様書」を参考とするとあるが、「建築物保全業務共通仕様書」においてガラス清掃は特記がない場合として2月1回となるが、塩害対策として作業回数を設定した場合、最低1ヶ月に1回か望ましいと思われる。作業回数が費用に大きく関わるため、ガラス・外装清掃の作業回数を指定していただきたい。</p>	<p>塩害等を考慮し、県が要求する性能を満たすことのできる作業回数を事業者の判断で提示してください。</p>
26	16	3			<p>・床材のフローリングボード(展示室等)は「建築保全業務共通仕様書」の床材種類においては、弾性床・硬質床・繊維床のどれに該当するのか。また、弾性床の仕様にワックス塗布の作業が明記されていないが、弾性床は床洗浄及びワックス塗布作業を行うことで良いでしょうか。</p>	<p>展示室等のフローリングボードは、ワックス塗布作業を行って構いません。素材を理解して適切な清掃を実施してください。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
27	16	3	(1)		<ul style="list-style-type: none"> 『... (収蔵庫の清掃は基本的に美術館職員が実施する)。...』とありますが、美術館職員が残業することはありますか。もしあるのであれば、そのコストは県側が負担するという認識でよろしいですか。 	職員の残業時間に、業務の実施を依頼することは想定していません。
28	16	3	(1)		<ul style="list-style-type: none"> 来館者利用スペースの閉館時清掃について、廊下等来館者が利用する場所は全て対象か？ また、来館者の利用に支障のない部分は平日日中でよいのか？ 	来館者利用スペースには、廊下等も含まれますが、利用に支障のない部分については平日日中の清掃は可能と考えます。
29	16	5			<ul style="list-style-type: none"> 「ごみは、所定の場所に収集し、集積する。分別方法は、県の指定する方法に従う。」とあるが、ゴミ箱の設置数としては分別種類分(可燃ゴミ、不燃ゴミ、缶、ビン等)を設置するのか。また、ゴミ箱の中に備え付けるビニール袋は衛生消耗品として扱うのか。 	ゴミ箱は、葉山町が実施する回収分類に準じて設置してください。(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、ペットボトル等)。また、ビニール袋は、衛生消耗品として扱い、事業者が調達することになります。
30	16	全体			<ul style="list-style-type: none"> 「業務に付いては建設大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」を参考とするが、美術館特有の事項に関する仕様設定が各社によって異なる場合、費用に大きく影響すると思われるが、具体的な作業回数設定などはないのでしょうか。 また、仕様設定の評価などはするのでしょうか。 	県の要求水準を満たすことを前提として、具体的な作業回数は事業者の判断により設定をお願いいたします。なお、要求水準を満たすかの評価は行いますが、仕様設定の評価は行いません。
31	18	5			<ul style="list-style-type: none"> 展示品梱包材の発生処理もするのでしょうか。 	日常的なごみ処理の範囲でありませす。展覧会終了時に大量に梱包材を廃棄することはありません。
32	19	3			<ul style="list-style-type: none"> 葉山新館における維持管理要求水準(仕様)は、鎌倉館(本館・別館)の植栽維持管理仕様に基づく内容でよろしいのでしょうか。また、自然災害における損害は、受託者の負担となるのか。 	葉山新館には鎌倉館と異なる特有の業務がありますので、別途に検討をお願いします。また、自然災害によって発生した損害についてはリスク分担表に基づき県と協議を行うこととなります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
33	19	2			・植栽の維持管理は平日日中の実施でよいのか？	来館者の利用に支障のない範囲で実施してください。
34	21	1			・近代美術館葉山新館敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び...』とありますが、保全する『すべての財産』には美術品は含まれないという認識でよろしいですか。	美術品も含まれます。
35	21	3			・火災以外の機械警備の実施時間は次のとおりとする。開館日及び展示替期間 17時～翌日9時 休館日 9時～翌日9時とありますが、通常の警備信号はONからOFFの間でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。ただし、職員の在館中はこの限りではありません。
36	21,36	4	(1)		・閉館時の電話対応とあるが、夜間・休日等非常駐対応の場合は電話対応ができないが、対応する時間指定等はあるのか？	葉山新館、鎌倉館の両方とも常駐警備は24時間実施しますので、閉館時の電話対応についての時間指定はありません。
37	21	3			・「常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。」とあるが、休館日には24時間警備が想定されます。2名(2ポスト)とはどのようなローテーションを想定しているのでしょうか。	常駐警備とは、24時間365日の2ポスト警備です。ローテーションについては事業者が判断してください。
38	21	3			・VIP来館者の実績を教えてください。	外国展関係で国家元首、大使の他、皇室関係並びに議員があります。なお、VIP対応のために別途維持管理費を見込む必要はありません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
39	21	4	(1)		・閉館時の電話対応をすること。」とあるが、開館時は美術館職員が対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
40	21	3			・常駐警備2ポストは日勤対応でかわらないか？ ・また、日勤対応の場合は勤務時間の指定はあるか？	常駐警備とは、24時間365日の2ポスト警備です。
41	21	3			・警備システムは事業者の提案を採用するとあるが、入札時にシステム提案をする必要があるか？	警備システムの概要は、維持管理業務内容説明書（（6）警備業務（様式25-7））に記載してください。
42	21	3			・常駐警備担当人員は2名（2ポスト）とする。」と記述されていますが、常駐警備とは24時間365日の警備を意味するのでしょうか、それとも昼間の365日を意味するのでしょうか。	常駐警備とは、24時間365日の2ポスト警備です。
43	21	3			・展示ワイヤーセンサーなどの展示室と調和したセンサーを設置すること。」と指示されておりますが、機械警備対象ワイヤーセンサー数量をご指示ください。また特別な型式等が必要であればご指示ください。	要求水準を満たすことを前提に、事業者が判断してください。
44	21	3			・「必要に応じ、VIP来館者の対応も想定しておくこと。」とあるが、費用については、維持管理費に見込んでおくべきか。また、見込む場合、過去の実績においてどの程度の体制・回数を見込めばよいのか。見込まない場合は、別途県側の負担でよいのか。	VIP対応のために、別途維持管理経費を見込む必要はありません。特別な対応が必要となる場合には県の負担となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
45	21	3			・「必要に応じ、VIP 来館者の対応も想定しておくこと」とあるが、県が想定しているVIPとは誰のことでしょうか？ また現在想定しているVIPの来館対応に必要な具体的仕様（警備計画等）をご教示いただけませんかでしょうか？	国等の要請により特別な対応をしなければならぬ来館者を想定していません。事前の警備計画はありませんが、関係部署と相談のうえ個別来訪者に応じた警備の対応をしていただくこととなります。
46	21	3			・常駐警備担当人員は2名（2ポスト）とする。とありますが、この常駐警備は日中ですか、それとも24時間でしょうか？	常駐警備とは24時間365日の2ポスト警備です。
47	21	4			「閉館時の電話対応をすること」とありますが、これは電話対応を外部業者に委託し、内容を後日連絡するとの理解でよろしいですか。	常駐する警備員が電話の対応をするものであり、外部業者に委託する必要はありません。
48	21 & 36				常駐警備は2ポストと記載されていますが、常駐警備の対象時間は24時間でしょうか？或いは要求水準最下に記載されている機械警備の対象時間以外でしょうか？ 常駐警備の対象日は年間通じて全日でしょうか？あるいは開館日だけの対応でしょうか？	葉山新館、鎌倉館の両方とも24時間、全日対応としています。
49	22	4	(2)		・定期的に館内外の巡回を行い安全を確認すること。とありますが、1巡回範囲に機械警備対象区域は含むのでしょうか？	全区域が対象ですが、機械警備装置が作動中の区域はその限りではありません。
50	22	4	(2)		・『火災、盗難の初期発見と予防を行うこと。』とありますが、『予防』とはP21記載の要求水準を満たすことと考えております。そういった認識でよろしいですか。	「3 要求水準」、「4 業務内容」をふまえて、業務を適切に実施してください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
51	23	4	(1)		・美術館職員の指示に基づいた観覧券の販売、館内や周辺施設の情報など簡単な情報提供を行う。とありますが、美術館職員の指示に基づいた.....は、派遣業法に抵触しませんか？	業務内容をその都度指示するのではなく、決められた業務遂行の具体的な方法を指示するので、派遣業法に抵触しません。なお、観覧券の販売については、地方自治法に基づき、職員の指示に従うことが必要と考えます。
52	23	3			・美術館の開館日程にあわせて、適切な人数の従事者を配置すること。平成11年度開館日数は、別添P40を参照とありますが、基本的に本館11人体制、別館5人体制のシフトになっていますが、交替で休憩をとった場合、休憩中の不在の場所ができて良いのでしょうか。それとも、休憩も含め必ず11人を配置しなくてはならないのでしょうか？	入館者受付・展示作品監視業務の要求水準を満たすことを前提として、人数は事業者の判断で適切な人数を配置してください。なお、交替で休憩をとる場合でも、要求水準を満たす必要があります。
53	23 38 38	4 4 4	(1) (1) (1)		・観覧料、商品販売代金（鎌倉館）の預り金に付いては、どの程度保管する必要があるのか？ ・また、県へ入金するまでの保管リスクは事業者側にあるのか？	預り金は当日の業務終了後に県に引き渡します。 保管リスクについてはご質問のとおりです。
54	23	4			・葉山新館では、電話交換業務は不要なのか？（鎌倉館の同種業務には含まれているため 頁39）	葉山新館では、ダイヤルインを想定しているため、電話交換業務は不要です。
55	24	4			・特殊作業となるため、専門業者の紹介をお願いしたい。	燻蒸を行う業者は、美術作品の保存に関する機器設備を扱う業者を中心に少なからずありますので、各事業者で選定してください。
56	25	4	(1)	ア-	・予備品のストックはどれくらいあるのか。 ・また、そのストックの管理については県の責任と考えてよろしいでしょうか。	タイルカーペットの現状のストックは、次のとおりです。 ・本館：50枚(50×50cm) ・別館：10枚(50×50cm) ストックの管理についてはご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
57	25-29				鎌倉館の建築物及び建築設備保守点検業務については、点検に留まる業務と応急措置的な施工を必要とする業務に大別されています。ここに挙げられた項目以外については、この区別の基準はどのように設定されますか。	入館者の使用・安全の確保を第一とし、必要がある場合は応急措置を行っていただきます。
58	28	3	(1)	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の小破修繕、障害発生時の応急処置を行うこと。とありますが、P3の12.用語の定義に小破修繕及び応急処置が示されていないがどのように解釈すればよいのでしょうか？ ・また、入札説明書 6提案条件のP24.維持管理美術館支援及び備品等整備修理業務 イ.において、建築設備保守点検業務及び運転・監視業務に小修理業務は含まないとあるが、この場合の応急処置をした場合の費用は、県の負担でよろしいのでしょうか？ 	<p>鎌倉館における建築設備保守点検及び運転・監視業務について、1点目については次のとおり考えます。</p> <p>小破修繕...専門業者でなくても対処できる程度の簡易な補修。</p> <p>応急措置...各設備に障害が発生し、工事が必要な場合、県が工事を実施するが、その間の一時的な措置。</p> <p>2点目については、小破修繕及び応急措置を行うものと考えてください。応急措置にかかる材料費については県が負担します。なお、ご質問で使われている「小修理業務」は存在しません。</p>
59	28	3			<ul style="list-style-type: none"> ・その他で修理、応急措置を行うこととあるが、工事等にかかった費用は県負担という認識でよいのか？ 	鎌倉館における建築設備保守点検及び運転・監視業務については小破修繕及び応急措置を行うものと考えてください。応急措置にかかる材料費については県が負担します。
60	29	5			<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の変更の場合に保守点検項目を見直すところがあるが、機器増加や容量アップなどによって維持管理費が上がった場合は、サービス対価を上げてもらえるのか？ 	機器の増加や容量アップなどによって、維持管理費の増額が必要となる場合には、県と別途協議を行うこととなります。
61	30	4			<ul style="list-style-type: none"> ・工作物及び外構等において破損、事故等が発生し、緊急に対応しなければならぬ場合については、予め県と協議の上作成したマニュアルに従い応急処置をとり、近代美術館長に報告する。とありますが、この場合の応急処置をした場合の費用負担は？ 	鎌倉館における工作物及び外構等保守点検業務については応急措置を行ってください。ただし、応急措置にかかる材料費は県が負担します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
62	31	3			・展示室等来館者スペースの日常清掃は美術館開館時間外に実施すること。とありますが、P31.3.(1)でトイレトペーパー、消毒用品等は常に補充しておく。また、洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つ。とあるが開館時間内に実施するのでしょうか？	開館時間内に実施する必要がある場合は利用者に配慮しながら実施してください。
63	31	3	(1)		・トイレのトイレトペーパー、消毒用品は常に補充とあるが、費用は県側の負担という認識でよいか？	トイレトペーパー、消毒用品等の衛生消耗品は事業者の負担となります。
64	33	3	(1)		「鶴岡八幡宮と借地契約を結んでいる範囲内において、周辺環境と調和した美術館の景観を保持するよう樹木の剪定及び除草を行うこと。」と定められていますので、鶴岡八幡宮との借地契約の内容の開示をお願い申し上げます。	業務要求水準書34ページに示す斜線部分が鶴岡八幡宮から無償貸借をして管理している地域です。契約書には、この管理地内の樹木の剪定を管理者側で行うこととなっています。今回の要求水準ではその部分が反映されていますので、契約書自体の開示は必要ないものと考えます。
65	33	全体			・この業務に関しては、平日の日中に作業が可能でしょうか？	利用者に支障のない範囲で実施してください。
66	33	3			・「事前に鶴岡八幡宮と協議が必要のため、美術館職員の指示に基づき業務を実施すること。」とあるが、年間どの程度の頻度で発生するのか。また、過去の具体例などあれば教えて下さい。	管理地内樹木の伐採や枯枝の整理が中心で年2回程度です。
67	36	3			・常駐警備は24時間警備とするのでしょうか？	ご質問のとおり、24時間365日の警備となります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
68	36	3			・「常駐警備担当人員は2名(2ポスト)とする。」とあるが、本館・別館それぞれに2名(2ポスト)配置という理解でよろしいでしょうか。	鎌倉館全体で2ポストということです。
69	36	3			・常駐警備2ポストは、本館別館あわせての体制か？ ・また、常駐者は日勤対応のみでよいのか？ ・その際の日勤者の時間指定はあるか？	1 鎌倉館全体で2ポストという意味です。2及び3 常駐警備とは24時間365日警備のことです。
70	36	3			・機械警備システムは同程度とあるが、現行システムの流用は可能か？ ・また、今後機械警備システムの更新、改修等を実施する場合は、県負担という認識でよいのか？	現在の受託事業者の了解があれば、現行のシステムの流用は可能です。なお、事業者が警備の都合上警備システムの更新、改修等を実施する場合は事業者の負担となります。
71	36	3			・常駐警備担当員は2名(2ポスト)とする。」と記述されていますが、常駐警備とは24時間365日の警備を意味するのでしょうか、それとも昼間の365日を意味するのでしょうか。 ・また、2名(2ポスト)の指定は、この人員で鎌倉本館と鎌倉別館、両館の警備を行うという意味でしょうか、それとも、本館、別館にそれぞれ2名(2ポスト)を配置するという事でしょうか。	1 24時間365日の警備を意味します。2 鎌倉館全体で2ポストという意味です。
72	36	3			常駐警備人員は2ポストと指定されていますが、本館2ポスト、別館2ポストの鎌倉館全体で4ポストということでしょうか？	鎌倉館全体で2ポストということです。
73	38	3			・展示作品監視業務について、現在、県が業者に委託している契約は、年間毎の委託契約、単価契約、実施精算契約でしょうか。ご教示ください。	の年間毎の委託契約です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
74	38 & 43				<ul style="list-style-type: none"> ・県指定商品の販売業務について現在の鎌倉館における売上（年間）を教えてください 	<p>平成11年度の販売実績は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展覧会図録 約1,650万円（約9,500冊） ・展覧会はがき 約160万円（1枚100円）
75	39	4	(4)		<ul style="list-style-type: none"> ・専任の交換手が必要でしょうか（窓口業務と兼務でもよいか）。 ・また、その勤務時間等詳細の制約はあるのでしょうか。 	<p>電話交換業務は受付業務との兼務となります。したがって、勤務時間は受付業務の勤務時間帯と同じになります。</p>
76	39	4	(4)		<ul style="list-style-type: none"> ・電話の対応は受付業務と兼務で実施してもよいか？ ・また、その場合は受付を実施している時間帯のみの対応でよいか？ 	<p>電話交換業務は受付業務との兼務となります。したがって、勤務時間は受付業務の勤務時間帯と同じになります。</p>
77	42	3			<ul style="list-style-type: none"> ・ショップ、駐車場を含め休館日・時間外の営業は可能としています。これに関して、9月8日付「質問の回答」P57に記載されている「建築許可の再取得」については事業者、県のどちらで行なうのかお示し下さい。また事業者側が担当した場合は再取得に関して県のご協力がいただけると理解してよろしいでしょうか。 	<p>喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の営業が可能な休館日とは、展覧会開催日以外で、何らかの美術館活動（展示替え、図書室の利用等）を行っている日を指します。したがって、美術館活動を行っていない日には営業できません。以上を前提に、建築基準法に基づく特例許可の再取得については、事業者が行います。特例許可の手続きにおいて、県は、必要と判断するものについては協力は行うこととしております。</p>
78	42	3			<ul style="list-style-type: none"> ・「近隣住民の迷惑にならないよう配慮」となっているが、具体的に近隣住民からの要望事項が県に対して出ているならば御教え下さい。 	<p>特例許可取得の際の説明会において近隣住民から 近隣に路上駐車がないよう配慮すること、横断歩道の設置場所は安全面に配慮すること、夏季の美術館閉館時には人が入らないよう適切に管理すること、などの要望事項がありました。</p> <p>なお、第一種低層住居専用地域に建設される公立美術館として、近隣住民に対する十分な配慮は必要であると考えます。</p>

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
79	42	1		・美術館の魅力を高める「憩い」と「楽しみ」のスペースとして、軽食、ソフトドリンクの他に食事を提供する。とありますが、食事とは、どの程度のメニューを想定しているのでしょうか？	食事の質、メニュー内容については、葉山に立地する近代美術館新館のレストランとしてふさわしい提案を期待します。
80	42	4		・「消耗品費用は、事業者の負担とする。」とあるが消耗品の範囲についての考え方をご教示頂きたい。	通常のレストラン業務の実施にあたって、使用しなければならない消耗品の範囲と考えてください。
81	42	4		・県が行う業務である、広報・普及活動における事業計画（講座、講演、映画鑑賞、学校教育との連携等の実施計画、想定利用人数等）を教えてください。また、葉山新館における県職員数と昼食時等のレストラン利用について現時点での考え方をご説明いただきたい。（安定的な需要がどの程度見込めるのか検討するにあたっての参考データとしていただきたい）	講座等普及活動は少なくとも年間30回程度、1回あたりの利用人数は講堂の定員数を想定しています。また、同種の食堂が周辺にほとんどありませんので、職員利用は相応に見込めると考えます。なお、職員配置数は未定です。
82	42 & 43	2		・実施方針時と比べると、基本的な設備整備費はサービス対価に含まれると変更されたが、基本的な設備の定義はどの様に理解したらよいか。事業者としてVE提案時に必要な設備等について提案し、これの採用について確認をいただくことになるのか。VE提案で採用されなかった場合、原設計案でレストラン・ミュージアムショップの運営提案をしなければならないということか。その場合、落札者決定基準における評価は自動的に低くなってしまいうということか。とすると、実質VE提案が採用されるか、採用されないかが、評価に直結するものとなり、その影響力は甚大であるが、VE提案審査に関する情報公開はされないのか。落札者決定後であれば、情報公開条例に基づく情報公開を請求した場合、公開していただけるのか。	1 基本的な設備とは参考図面に記載されている厨房設備、喫茶レストランのテーブルと椅子、ミュージアムショップの陳列棚です。2 設計図面を変更する場合にはVE提案が必要となります。したがって、VEが必要な場合も必要でない場合も考えられます。3 ご質問のとおりです。4 設計変更ができないだけで、他の提案は可能ですので、自動的に評価が低くなるとは限りません。5 VE提案審査については、VE提案要領に記載したとおりです。6 情報公開については個々の請求内容にしたがって公開、非公開が決定されます。
83	42, 43, 45			・独立採算部分の業務要求水準当初提案内容が「県が入札公告にあたって提示した業務要求水準書」記載の内容を上回るレベルの提案だった場合にも、県が事業実施にあたって要望する「業務要求水準」はあくまでも「当初の業務要求水準書」に記載される内容と理解してよいか確認したい。 ・すばらしい提案を受けたからといって、県が要望する業務要求水準が上がってしまうことは無いとの理解でよいか確認したい。	落札者決定基準における定量的審査の対象となった業務については、県が認めた提案内容が、事業実施にあたって県が要求する業務水準となります。すばらしい提案を受ければ、県はその提案内容の業務の実施を求めることになります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
84	42、43				独立採算事業であるが、整備費用がサービス対価に含まれる、新館喫茶レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の基本的な設備及び備品に関して、点検・保守費用は各運営会社の営業収益をもってまかなうものとし、修理・及び設備更新費用に関してはサービス対価に含めるものとしての理解でよろしいでしょうか？	新館喫茶レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の設備及び備品（空調などの共通の設備を除く。）については、点検・保守の費用だけでなく、修理・設備更新の費用についても事業者の負担となります。
85	43	1			・販売のする商品について、県指定絵葉書等の納品は県の負担にて行い、また万が一売れ残った場合は、事業者は自らの負担なく県に返品することが可能でしょうか。	絵葉書など県が事業者に販売を委託する商品については、納品は県の負担にて行い、売れ残りについては事業者の負担なく県に返品することになります。その他の商品の販売については事業者の責任となります。
86	43	1			・販売商品の内容についての美術館長の基準を具体的にお示し下さい	美術館の付帯施設で販売するにふさわしい商品であることが求められます。美的、デザイン的水準が高く、購買者の美的感覚が養われるものを期待します。
87	43				ミュージアムショップ運営業務につきましては、当該業務の実績を有していない業者が実施することでも審査上問題ないと理解してよろしいでしょうか？	ミュージアムショップ運営業務の実績を有しないことのみで、審査上の問題が生じることはないと考えます。提案書のなかで、店舗経営の考え方を具体的に記載してください。
88	43	3			1 事業者側の販売手数料は、具体的には何%なのでしょう。 2 事業者側の開発商品の販売について、県に納めるマージンは0と考えてよろしいでしょうか。	1 販売手数料は10%以上と考えますが、個々の商品によって変動があります。 2 ご質問のとおりです。
89	45	3			・繁忙期における他の駐車場への誘導等の対応については、事業者側の収益性を考えた場合、非常に困難であり県側が行うべきと考えます。	ご意見として承りますが、本来業務に支障がない業務従事者が駐車場誘導をおこなうことや、掲示することなどの収益性を損なわない誘導方法について効果のある提案を期待しています。

ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
90	45			・美術館側の集客性の高い展覧会やその他企画等によっては、駐車場の混雑・周辺道路の渋滞等の予想も懸念されますが、それに伴う誘導員の増員等については別途協議の内容とさせて頂けるのでしょうか。	展覧会等の特殊な事情により、誘導員が必要と判断される場合には、別途県と事業者との間で協議することとします。
91	45	3		・「美術館の閉館または付帯施設の営業終了後は、人や自動車が立ち入ることができないようにし」とありますが、美術館が休館し、レストラン・ミュージアムショップの営業を休業したときは、駐車場の営業を休業せよとのことでしょうか？ 或るは夜間の営業についての制限ということなのでしょうか？	独立採算部分については、展覧会開催日以外でも、何らかの美術館活動（展示替え、図書室の利用等）を行っている日は営業可能です。また、開館時間外の営業は近隣住民の迷惑とならないよう配慮が必要です。
92	45	3		・駐車場管理を警備業務の警備員が兼務で実施してもよいのか？ ・その際の駐車場管理費用は、独立採算部分として人事費を按分し、サービス対価に含まれる分と分ける必要があるか？	1点目は可能です。2点目については、原則としては人件費を区分する必要がありますが、警備業務に支障がない範囲で警備員等の活用が考えられます。
93	46	2		・「事前許可制（葉山警察署）」の内容について、公開していただきたい。 ・また、入札説明会配付資料8「神奈川県立近代美術館の活動について」に、学校教育と連動した美術鑑賞教育（小中学校、高校など）の充実を図る旨が記載されていますが、このための児童・生徒の移動については、大型車が主となり、その乗り入れが頻繁になるものと理解してよろしいですか。	普通車以外は4～5日前に葉山警察署へ通行許可の申請を行う必要があります。なお、大型車の乗り入れについてはそれほど膨大な頻度になるとは考えていませんが、多くて日に2回程度の対応が必要になると想定しています。
94	46	4		4.車の出入りに関する安全確保美術館の敷地と前面道路を出入りする車及び歩行者の安全性に配慮した運営を心掛けること。とありますが、誘導警備員が必要なのでしょうか？	駐車場における誘導警備員の設置については、事業者の判断と考えます。
95	46	3		・他の駐車場施設との連携については、県側で検討すべき事項と考えます。	県としても検討していますが、他の駐車場施設との連携については民間のノウハウを生かした効果的な提案を期待しています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
96	46	1			・料金に価格差を設けると、一般車輛との管理が難しくなり（常時監視要員を配置させなければならない）、また、駐車場収入が減ってしまうため、一律単価方式としてもかまわないか？	どのような料金体系とするかは事業者の判断となります。ただし、一律単価方式とした場合には、料金による誘導以外の方法により美術館利用者の駐車スペースを確保する提案をすることが必要になると考えます。
97	46	3			・近隣駐車場との連携について提案する。とあるが、提案時に具体的な近隣駐車場を確保し、提案を行わなければならないということでしょうか。	近隣駐車場との連携については、考え方を提案するということであり、提案時に具体的に近隣駐車場を確保する必要があるわけではありません。ただし、その後の業務実施にあたっては提案に拘束されます。
98	46	2			・「利用者の降車のための一次停車（2台分）のみ可能なスペースを確保している」、と明記しているが、具体的にはどの場所を想定しているのでしょうか。具体的にご指示ください。	現設計では、県道側の乗用車駐車スペースを利用して停車することを想定しています。
99	46	3			・「近隣駐車場との連携について提案する」と明記してありますが、提案することは必須のことでしょうか。ご指示ください。	必須事項ではありませんが、県は提案をいただくことを希望しているということです。
100	46				・「近隣駐車場への配慮」「近隣駐車場との連携」等想定し提案する内容となっていますが、県側から今回の計画における駐車場の考え方等について近隣の町営・民間駐車場への説明・打診等はされているのでしょうか。	葉山町には県の考え方を説明し、了承を得ています。民間駐車場については説明・打診を行っておりません。
101	47				・特に明示はございませんが、コンピュータ機器の保守対象外である消耗品の費用は含まれるのでしょうか？また含まれるのであれば、年間使用量を想定していただきたいのですが。 年間消耗品使用量：DATテープ 無停電電源装置の交換電池 トナーカートリッジ（カラー用） トナーカートリッジ（モノクロ用） MO（640MB）媒体 スマートカード（64MB） デジカメ用充電電池 プリンタ用各種用紙	トナーカートリッジ、プリンタ用各種用紙等業務量によって使用量が変化するものについては、県が負担します。無停電電源装置の交換電池等業務量によって使用量が大きく変化しないものについては、事業者の負担になります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
102	47	4			・「システムに関わるハードウェアは事業者の所有とし、」とありますが、ハードウェアを事業者がリースする方法による対応は可能でしょうか。	ご質問のとおり可能です。また、この場合、提案のなかで明示する必要が生じます。
103	47	5			・運用時の保守管理の範囲で年間保守費用にシステム改善費を含むとされていますが、稼動しているなかでのシステム改善とはどんな内容・程度のことを指し示すのでしょうか？	通常の運用業務における不具合の修正です。またシステムの機能改善については協議のうえ行うことを考えています。(各サブシステムの大幅な機能変更は想定していません。)
104	47	4			・整備にあたってシステムに関わるハードウェアは事業者の所有とし、とあるがリースを活用し、コストの平準化を図ることが可能か。5年更新ということになると、1年の償却を残した形で更新しなくてはならず、コスト的に効率的ではないため。	リースを活用することは可能です。また、この場合、提案のなかで明示する必要が生じます。
105	48	6			・ハードウェア及びO Aソフトについては、5年ごとに更新を行う。」とありますが、この更新について具体的に内容を説明していただきたい。	更新とは、サービスの対価に見合うことを前提として、更新時の時代に即した、ハードウェアの更新、アプリケーションソフトのバージョンアップ等を行うことと考えます。
106	48	6			・5年毎の更新となっており、技術革新等の問題については別途協議となっている。提案時点のサービスの対価を基本とし、5年毎その金額でできる範囲の最新仕様に更新する、技術革新や必要仕様の変更によりこの金額を超える場合には、県が別途負担すると整理した方が分かりやすいと考えるがいかがか。	ご質問のとおり、そのように理解しております。
107	49	2	(3)		展覧会資料管理データは、『図録及び年報等から初期入力する』とありますが、どのようなものでしょうか？P59記載のデータベース項目が纏められたものの認識でよろしいでしょうか？	P59の「基本的なデータにかかる入力項目」の項目を想定しています。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
108	49&64 (別表 3)	2	(3)		P49の【(3) 既存データの移行及び初期入力】では、既存データを試験工程までに移行とあり、【別表3 システム開発に向けたスケジュール(想定)】では、データ移行作業が引渡し後の平成15年7、8月となっておりますが、どちらの時期の作業となるのでしょうか(どの時期にデータをいただけるのでしょうか)?	データの移行作業の工程は試験工程と同時期になると考えてください。(要求水準書の別表3に記載するデータ移行作業の日程については修正いたします。)
109	50	3	(3)		・貸出・返却機能は、一般の利用者を対象としたも(公共図書館と同じような運用イメージ)を想定する必要がありますか?	職員の利用状況の把握と、他の美術館や研究機関への貸し出しを対象としており、一般の利用者は想定しておりません。
110	51	5			・内部管理サーバにID、パスワード等のゲートを設け、SSL(公開鍵方式)等のセキュリティを設定する。とありますが、イメージされている利用方法をお教え下さい。	SSLレベルのセキュリティは、職員による館外からのアクセスを想定しています。
111	51	6	(2)		・クライアントはサーバOSに準拠したGUIインターフェースの使用を想定する。とありますが、仮にサーバOSがUNIXの場合、クライアントのGUIはUNIXに準拠するということなのでしょうか?それともWindows等の他のOSのGUIでもよろしいのでしょうか?	仮にOSがUNIXの場合でも、クライアントのGUIはUNIXに準拠する必要はありません。
112	51	7	(2)		別表3 システム開発に向けたスケジュール(想定)】では、平成13年8月より基本設計開始、平成15年3月に引渡し(試験終了)となっておりますが、開発を効率よく実施し、平成15年3月の引渡し時期の変更なく、工程短縮を図ることは可能でしょうか?	引渡し時期の変更がない場合には、工程短縮を図ることは可能です。
113	52	7	(2)		開発段階でテスト版を県で検証する機会を設けるとありますが、どの段階で、どのレベルのものを想定されているのでしょうか?設計段階でプロトタイプ版を確認するということでしょうか?	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
114	53	1	(1)	ア	・画面入力作業画面を作成する。とありますが、市販のアプリケーションを利用して画像データを作成するのではなく、画像データ作成用の専用アプリケーションを作成するということでしょうか？	市販のアプリケーションの想定です。
115	53	1			1. (1) ウ.画面表示において「・選択したタブ画面の全画面表示」とありますが、これは、平成12年7月付け「施設整備等事業実施方針(資料2)」44ページにおける、内部管理用拡大画像と考えられます。しかし、同44ページに記載されている美術館来館者用精細画像は、本水準書54ページに記載された表において、どの画像レベル(高精細?)を表示するものでしょうか。	高精細画像表示の必要はありません。レベル3までで結構です。
116	53	1	(1)	エ	1. (1) エ.印刷において、「A4版の上1/3程度に作品のデータ・・・」と記載してありますが、58ページ記載のデータベース項目を印刷するには無理があります。従いまして、使いやすい帳票デザインをご提案して構わないでしょうか。	作家名、作品名、制作年、サイズ、技法、材質、作家作品コードを最低限の項目として印刷されていることを条件に、使いやすい帳票デザインの提案を期待します。
117	53	1	(2)	ア	(2)ア.データの移行及び初期入力に「著作権保護期間が切れた作品1,000点のポジフィルムを撮影し」とありますが、撮影が必要な1000点の作品の内、立体作品は何点あるのでしょうか。また、立体作品については何カット(何方向)の撮影が必要でしょうか。	4点です。各2カット(=2方向)です。
118	53				初期入力する作品1,000点の撮影後に納品するポジフィルムについて、通常は2式と考えられますが、特に指定がないため1式でよろしいでしょうか。	2式です。
119	53	1	(2)	ア	(2)ア.データの移行及び初期入力に「著作権保護期間が切れた作品1,000点のポジフィルムを撮影し」とありますが、撮影者の著作権は放棄するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり放棄が前提です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
120	53	1	(1)	工	『任意の選択項目とレイアウトでキャプション等の印刷に対応』とありますが、どのような操作イメージを想定されているのでしょうか？	たとえばACCESSデザインビューで、レポート作成するように、縦横のサイズ項目の選択、文字フォントのサイズ、種類が自由に選べるものをイメージしています。
121	53	1	(2)		1,000点のポジフィルムを撮影し、・・・』とありますが、各作品の撮影は撮影者が容易に移動し撮影可能でしょうか（特別な機材等の持ち込みは必要）？可能であれば、所蔵作品のリスト（分類、大きさ等）をご提示いただければと思います。	撮影の際には職員が立ち会い、作品の移動等を行います。彫刻は4点で特別な機材等の持ち込みは必要ありません。絵画は150号程度が最大です。撮影には額装をはずすなどしますが、数点額装のまま（ガラス入り）で撮影するものもあります。
122	53	1	(2)		『1,000点のポジフィルムを撮影し、・・・』とありますが、初期入力の各作品の撮影は何時、何処（鎌倉館、葉山館、それ以外？）で、行う想定をすればよろしいでしょうか？撮影者が作品を移動させ、撮影者のスタジオ等で実施する必要はあるのでしょうか？	すべて鎌倉館（別館）で行います。時期については、協議させていただきます。撮影者が作品を移動することはありません。
123	53、54	1	(2)		P53, 54で1000点のポジフィルムの撮影および画像の仕様のなかでサイズが示されていますが、多少サイズは小さくなりますが（64BASE 4096×6144 75.5MB）がプロフォトCDの64ベースを印刷原稿用として作成しても差し支えないのでしょうか？	ご質問のとおり差し支えありません。
124	54	1	(2)		・高精彩画像の格納メディアとして「例：プロフォトCD或いはDVD-ROM」とありますが、DVD-R或いは現在最も信頼性のあると考えられるCD-Rでよろしいでしょうか。また納品メディアは、1式でよろしいでしょうか。或いは正副2式必要でしょうか。	メディアの選択は事業者の判断によりますが、信頼性のあるものを採用してください。また、納品は1式で結構です。
125	54				・画像データのレベル1～4のそれぞれについて、トリミングは必要でしょうか。すなわちマスター用のTIFFデータについてはトリミングを行わず、参照用（公開用）のデータについてトリミングを行うことでよろしいでしょうか。その際、画像サイズは長辺が指定のサイズになるように作成すると考えてよろしいでしょうか。	1～3については必要です。4についてはご指摘のとおりトリミングなしで結構です。長辺が指定サイズでも結構です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
126	54				<p>・平成12年9月8日付け「施設整備等事業実施方針等に関する質問への回答」63ページのNo.126においては初期画像入力1000点以外のデジタル化の要求を「PFI事業では実施しません。」との回答でしたが、本項では「イ、年間データ増加数（予想）約300件」とあり、30年間では9,000件の多数をデジタル化する事となります。すなわち追加のデジタル化に関しては、やはり事業者の責任範囲に含むと理解すべきでしょうか。</p>	追加のデジタル化を行う場合は、県の費用で行います。増加数は、システム構築のためのスペック等の目安として示したにすぎません。
127	54	1	(2)	ア	<p>1.(2)ア・データの移行及び初期入力に関しまして、CMYKで入力を行った場合は、仕様書に記述されている131,000KBになりますが、デジタルアーカイブではRGBによる入力がデファクトスタンダードと考えられます。このため高精細画像の入力仕様について、色数は、RGB各色8bitによる入力でのよろしいでしょうか。この方式の場合、5,120×6,400ピクセルのサイズの画像データの場合、ファイルの容量は96,000KBとなり、仕様書の記述と異なりますがよろしいでしょうか。</p>	ご質問のとおり結構です。
128	54				<p>・色補正処理については、初期設定値を打合せにより決定することとし、通常の場合と同様に行わなくてよろしいですか。</p>	ご質問のとおり行わなくてよろしいです。
129	54	2	(1)	ア	<p>アーカイブ資料（展覧会記録原本等）のデータ』とありますが、どのようなデータでしょうか？P59のデータベース項目を意識すればよろしいでしょうか？</p>	どの箱（紙資料保管箱）にどのような資料が入っているかが画面上でみて分かることを目的としています。
130	54	2	(1)	ウ	<p>『ラベル印刷』とあるが、A4用紙に枠付帳票印刷ということで良いのでしょうか？大きさ等指定はあるのでしょうか？</p>	紙資料管理のラベル用です。市販のラベルシート（A4）で、一片35×66ミリ～25×56ミリ程度を想定しています。
131	55	3	(1)	エ	<p>バーコード印刷とありますが、【図書整理室】の1台の端末が対象ということでのよろしいでしょうか？</p>	1台の端末機です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
132	55	3	(1)	工	バーコード印刷とありますが、バーコード印刷したラベルを読み取るためのバーコードリーダー(バーコードリーダーによる貸出、返却処理)は不要なのでしょうか？	バーコードリーダーによる読み取り及びキーボード入力が可能であることを想定します。
133	56	4	(1)		・英語版ホームページ作成に関わる翻訳は、事業者の責任範囲でしょうか。	県が行います。
134	56	4			・ホームページ情報に関し、ホームページの閲覧に使用するブラウザのバージョンはどこまでを想定すればよろしいでしょうか。	時代に即した汎用性の高いものを想定しています。
135	56	4			・ホームページ情報の携帯電話用ホームページについて、iモード、Ezweb、Jskyのすべてを対象とするのでしょうか。また対応機種はどこまでを想定すればよろしいでしょうか。	インターネットに対応した携帯電話、PHS等を想定していますのでご提案ください。
136	56	全体			・館内の利用者端末で配信する情報は、トラブルを避けるためにキオスクモード画面や利用者専用画面による閲覧及びタッチパネルによる操作を考慮しますが、内容についてはインターネットの情報と全く同じものと考えてよろしいですか。	内容については、ご質問の通りです。
137	56	全体			・画像データを作成するスキャナのレベル(具体的には、ダイナミックレンジの数値)は、どの程度(業務用印刷製版、市販用など)のスキャナを使用すればよろしいでしょうか。高精度のデジタルアーカイブ制作の場合は、印刷製版用等の高精細スキャナを用いる必要があり、ダイナミックレンジは3.9以上にすべきと考えられます。	市販用で結構です。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
138	56	4	(1)		ホームページによる情報提供は、どのブラウザをターゲットとすればよろしいでしょうか（InternetExplore、NetscapeCommunicatorでよろしいでしょうか）？	時代に即した汎用性の高いものを想定しています。
139	56	4	(1)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、ターゲットとなる機種は何を想定すれば良いでしょうか（Iモードなど）？	インターネットに対応した携帯電話、PHS等を想定していますので、ご提案ください。
140	56	4	(1)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、日本語による提供でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
141	56	4	(2)		携帯電話によるテキスト情報提供とありますが、操作性を考慮し、階層検索機能（キーワード検索機能は除く）についてのみ準備するということによろしいでしょうか？	携帯電話での情報提供は、開催中の展覧会案内、開館日時、交通経路等の簡略な情報をテキストのみで提供することを想定しています。
142	62				・利用者端末においてタッチパネルとの記載がありますが、通常利用に関するシステムリスクは県の負担とこのことであり、利用者の不用意な使用を制限するため、マウス・キーボードを利用しない画面設計をすることですか。	ご質問のとおりです。
143	62	1	(1)		平成12年9月8日付の【神奈川県近代美術館新館（仮称）施設設備等事業実施方針等に関する質問への回答】のNo.130（P63）で、『Eメールサーバは、WWWサーバと共用で想定しています』とありますが、5台のサーバのうち1式において、メールサーバ機能を有するということがよろしいでしょうか？またその場合、クライアントライセンスは最低20でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
144	62	1	(1)		【別表2】、【別表4】より、5式のサーバは、(1)WWWサーバ(MAILサーバ機能付)(2)DBサーバ(3)DBサーバ(4)ファイルサーバ(5)Firewallと認識しておりますが、ドメインネームサーバについては、プロバイダ設置のDNSサーバを利用するということよろしいでしょうか？	内部サーバにDNSを設定することを想定しています。
145	62	1	(1)		【別表2】、【別表4】より、5式のサーバは、(1)WWWサーバ(MAILサーバ機能付)(2)DBサーバ(3)DBサーバ(4)ファイルサーバ(5)Firewallと認識しておりますが、Proxyサーバは不要でしょうか？(2)、(3)、(4)いずれかのサーバ上に構築する必要はあるでしょうか？	Proxyサーバは必要です。セキュリティに配慮された提案であれば、いずれのサーバ上に構築しても結構です。
146	63	2	(4)		スキャナ添付のOCRソフトとありますが、何に利用するのでしょうか(システムとは切り離すという認識で良いのでしょうか)？	システムとは直接関係なく、通常業務での文字認識に利用します。
147	62別表2 65別表4				別表2の1. 機器(1)サーバ(5台)とありますが、別表4ではサーバが4台しか描かれておりません。2台のDBサーバを始め、サーバの機能・構成についてはPFI事業者の提案事項としても良いのでしょうか。	Fire wallをサーバとして想定していません。サーバの機能・構成については事業者で提案してください。
148	65別表4				・システム想定図において鎌倉館が葉山に設置されるFirewallの外側のHUBに接続されることとあります。しかし、鎌倉館からは葉山の内部管理用情報を参照すべきであり、また、セキュリティ確保の面からも、Firewall内側のHUBに接続すべきと考えますが、宜しいでしょうか。	結構です。
149	65別表4				【DBサーバ、システム】という機器が2式ありますが、システムによってデータベースを分けるということよろしいでしょうか？例)所蔵作品管理システムで1台、展覧会資料管理システムと美術図書システムで1台	事業者で判断してください。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
150	66	1&5			1 業務の内容に「その他の消耗品類は県が開館前に調達する。」と規定され、5 用語の定義(2)消耗品には「ただし、備品に該当するものうち、2万円未満の物品は消耗品とする。」と規定されています。設計図書、参考図面及び備品参考仕様一覧表にある備品のうち、2万円未満のものは県が調達すると理解してよろしいですか。	設計図書、参考図面及び備品参考仕様一覧表に記載する備品については、2万円未満のものであっても、事業者が調達することになります。
151	66	1			・システム同様にリースを活用することは可能か。 ・可能の場合、提案の中に明示の必要が生じるか。	リースを活用することは可能です。また、この場合、提案のなかで明示する必要が生じます。
152	72	5			「県は美術作品の破損を想定し、事業者に対して4,000万円を上限に損害賠償を請求する。」とありますが、これは契約で定められる美術作品等移転の全業務に対する損害賠償金の上限と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
153	72	5			・業者は4000万円を上限として県に損害賠償することになっておりますが、この限度額は、この美術作品等移転業務を通じての限度額という理解でよろしいのでしょうか。 ・また、この賠償額の上限は、美術作品と美術図書資料合わせての限度額という理解でよろしいのでしょうか。 ・また、事業者としても移転業務に伴い、運送保険を付保することが考えられますが、保険の付保に際しては、移転される美術品、美術図書資料の個々の時価額がわからなければ保険を付すことができないので、これらの時価額の公表を希望します。 ・また、事前の保険料コスト算出のために、少なくとも移転される美術品、美術図書資料の総時価額の事前公表を希望します。	1点目、2点目については御質問のとおりです。なお、保険付保のかわりの賠償限度額として想定していますので、時価評価額の公表は不要と考えます。
154	72	5			「県は美術作品の破損を想定し、事業者に対して4,000万円を上限に損害賠償を請求する。」と定められていますが、美術作品の破損に関して県が4,000万円を越える損害賠償請求及びその他の負担を事業者に要求することはないものと理解しますがよろしいですか。	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
155	72	5			・事業者側に請求される損害賠償額は、1事故4,000万円なのか、移転業務全体において4,000万円なのか教示いただきたい。	移転業務全体として4,000万円を賠償額の上限としています。
156	72	5			・上限4000万の根拠は何か？	破損への対応として必要と想定される限度額です。美術館がこれまでにやってきた作品修復費が算定の根拠となっております。
157	74	全体			・平成15年の8月から9月に実施される“野外彫刻関連の基礎工事、撤去、調整などの費用は美術品等移転経費に含めるのか？また、同年10月の葉山新館収蔵庫の燻蒸は、環境衛生管理業務で最初に実施する燻蒸と考え、環境衛生管理業務費用に含めればよいか？	野外彫刻関連の費用は美術作品等移転業務費用に含めます。なお、コンクリート打ちなどの基礎工事は不要です。また、収蔵庫の燻蒸の費用は環境衛生管理業務費用に含めます。
158	74				・平成14年4月「整理・点検の開始」において、鎌倉館別館収蔵庫より、2階展示室へ作品を移動する際に、2階の養生の有無についてご指示ください。また、7日間行程と明記してありますが、これは、継続する7日間と考えるべきでしょうか。ご指示ください。	巻段ボールを引く程度の簡単な養生で、継続する7日間とお考えください。
159	74				・平成14年5月「鎌倉館本館収蔵作品の鎌倉館別館への移動」において、「展示替期間を利用して」と明記してありますが、これは継続した7日間と考えるべきでしょうか。ご指示ください。	継続する7日間とお考えください。
160	74				平成15年4月「鎌倉館本館別棟倉庫内作品の移動」において、本館彫刻室、及び、第3展示室の養生の有無について、ご指示ください。	養生については移動通路用にベニヤ板、鉄板が必要になると考えます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
161	74				<p>・平成15年6月「図書資料梱包作業」において、7日間と明記してありますが、鎌倉館本館、鎌倉館別館すべての梱包の日数でしょうか。ご指示ください。また、学芸員室の個人的資料の梱包は必要でしょうか。ご指示ください。また、鎌倉館本館、本館別棟、鎌倉館別館において、箱詰めしたダンボールを置く場所が決定しているのであれば、ご指示ください。</p> <p>・平成15年7月「地球市民プラザ分の図書資料の移送」において、現地説明会では、既に梱包されているようにお聞きしましたが、その解釈でよろしいでしょうか。ご指示ください。</p>	<p>図書資料の梱包日数は目安として7日間を設定しています。また、学芸員室の個人的資料の梱包は必要ありません。段ボール箱の集積は券売所の奥の控室や休館中の空きスペースの利用を想定しています。地球市民かながわプラザに別置している図書資料はすべて段ボール箱に梱包されています。</p>
162	74				<p>・平成15年8月「野外彫刻(3点)のための基礎工事」において、基礎工事を具体的にご指示ください。</p>	<p>直接地面に設置しますので、整地は必要となります。コンクリート打ちなどの基礎工事は不要です。</p>
163	74				<p>・平成15年9月上旬「鎌倉館に残った野外彫刻17点の調整」について、具体的にご指示ください。・平成15年9月中旬～下旬「葉山新館へ移送」において、美術作品と図書資料の移送は並行して行うのか、別々に行うのか、ご指示ください。</p>	<p>野外彫刻の調整は3日間程度の作業量と想定します。作業は別々に行います。</p>
164	74				<p>・葉山新館への搬入時において、搬入経路の養生の範囲を具体的にご指示ください。</p>	<p>搬入経路の養生範囲は床面にベニヤ板を敷く程度と想定します。</p>
165	74				<p>・平成15年8月に想定されている基礎工事、9月に想定されている野外彫刻17点の調整はサービス対価に含まれるのでしょうか？含む場合積算に必要な明確な仕様のご提示を御願いたします。</p>	<p>基礎工事に係る費用は美術作品等資料移転費用に含まれます。直接地面に設置しますので、整地が必要となります。コンクリート打ちなどの基礎工事は不要です。</p>
166	75	5			<p>・「事業者は美術館に関わる事業(レストラン・ミュージアムショップ等)に関してそのデザインの使用については美術館等と別途協議する。(契約期間終了後)」とありますが、契約期間中のデザイン使用については特に制限しないもの、また、デザイン使用料もないものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
167	76	77			<p>デザイン委託料について3点確認したい。</p> <p>デザインの著作権等を400万円(税別)で買い取るとの記載があるが、サイン作成費とは別途との理解で問題ないか確認したい。</p> <p>様式11、様式29、様式30-1にはサイン作成費としての必要経費を記入し、デザインの著作権等400万円については様式には記載する必要はないとの理解で問題ないか確認したい。</p> <p>デザイン著作権等400万円については、提案には記載せずとも、別途県から受領できるとの理解で問題ないか確認したい。</p>	<p>デザイン委託料の400万円(税別)はデザイン作成費及び著作権使用料のことであり、著作権買い取り費用は含みません。(要求水準書を訂正します。) デザイン委託料の400万円の記載ですが、様式11及び29については400万円を上乗せして、様式30-3については「デザイン作成等経費」として記載してください。 デザイン委託料については、他の費用と一体でサービスの対価として支払うことになりません。</p>
168	76	4			<p>・400万円は、様式11費用等積算表の備品等整備費に見込めばいいのか、初年度一括で支払われるものなのか、確認させていただきたい。</p>	<p>備品等整備費のなかに見込んでください。支払については400万円を分離して初年度一括に支払うことは考えておりません。</p>
169	付属資料別添B	2	(10)		<p>(10)上記(3)の女子従事者は、美術に興味を持ち、健康で明朗な短大卒業程度の学歴を有する者とする。とありますが、年齢制限はあるのでしょうか？</p>	<p>年齢制限はありません。</p>
170	付属資料別添B	2			<p>・「荷物の一時預かり」が含まれているが、新館及び移管後の鎌倉館の入館者受付・展示作品監視業務にも含まれるのか？</p>	<p>鎌倉館の入館者受付・展示作品監視業務にはこれまでどおり「荷物の一時預かり」が含まれます。葉山新館では、施設案内業務のなかにロッカー利用案内が含まれます。</p>

様式集Q&A

様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	全般			様式集の数値項目に付いて、全て端数調整を四捨五入とすることは可能か。(衛生研究所案件の場合、切り捨てと定義されている箇所が多かったが、事業計画のシミュレーションをする際のExcelシート上では特に指定をしなければ四捨五入処理がなされるので、そこで得られた数値をそのまま転記できた方が、手間がかからず無用なミスも防げるので。また、結果的にも切り捨てと四捨五入の差はマイナーなものであると思われるので。)	各様式の合計欄は、元の数字(切捨て前の数字)を合計し、千円未満を切り捨てた数字を記入してください。
2	全般			数値を記入する様式については、MSエクセル仕様が望ましいとしておりますが、県に於いてエクセルファイルの提供はございますか?	フロッピーディスクの提出が必要な様式については、ホームページにおいてエクセルファイルを提供いたします。
3	全般			単位が千円にて記入するものは、すべて切り捨てで記入すると考えてよろしいのでしょうか。また合計がある場合は切り捨てた額の合計でよろしいのでしょうか。	各様式の合計欄は、元の数字(切捨て前の数字)を合計し、千円未満を切り捨てた数字を記入してください。
4	1			グループ名は任意で決定して記入すればよいのか。特に決まりはないと考えてよろしいか。	御質問のとおりです。
5	3-3	3		「3 設計図書に定める内容とVE提案との対比」において、指定様式内に図が収まらない場合、添付書類を添付させることはできるでしょうか。ご指示ください。 また、添付書類のサイズは、A4サイズでしょうか、A3サイズも可能でしょうか。ご指示ください。	添付書類を添付することは可能です。添付書類のサイズはA4サイズのほかA3サイズ(A4サイズに折り込みのこと)も可能です。
6	3-4	4		「コスト削減効果」欄に「光熱水費」の項目が記載されています。光熱水費の削減に関する直接的な評価方法は設定されていませんが、光熱水費の削減は、VE提案の審査時の対象となるのでしょうか。ご指示ください。 また、入札時提出書において、光熱水費の削減は、評価対象となるのでしょうか。ご指示ください。	光熱水費の削減は美術館の機能性の向上に資するものと考えられますので、機能性の向上の観点から、VE提案の審査時及び入札提案時に、審査及び評価の対象となります。
7	3-4 及び 19			VE提案時に提出する書類と、入札時に提出する書類において、「VE提案の効果」欄に『計(LCC)』を記載する項目があります。 この欄に計上する効果(金額)は、VE提案時には、ある程度の想定値を記載してもよろしいのでしょうか。ご指示ください。	VE提案時には想定値を記載することはやむを得ませんが、記載した効果の内容については提案書の記載内容と合致することが必要です。
8	7			代表事業会社の社員が持参する場合にも委任状は必要か、確認したい。	委任状は必要となります。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
9	10				具体的会社名の明記は必要でしょうか。	提案時に想定される会社名を具体的に記載してください。
10	11				業務要求水準書の頁11にある「a.近代美術館の展示光環境実験模型」関連の模型制作および実験の費用はどの項目に計上するのか？	「新館建設費」の「建築工事費」の項目に計上してください。なお、工事費内訳書（様式12-2）では、A建築工事、1主体建物、直接仮設に計上してください。
11	12				県が提示した見積項目に仕分けされない項目については、様式項目を変更し記載してよろしいでしょうか？	詳細な記入を行うことを目的に項目を増やすことはかまいませんが、現状の項目との関係を明示してください。
12	12-1				1 喫茶レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場の工事費については、他の工事費と特に区分することなく、記載してよろしいでしょうか。 2 喫茶レストランに係る厨房機器、テーブル、イス等、またミュージアムショップに係る陳列棚等に関しては、初期投資額に含まれると理解しているが、どの程度のグレードのものまで許容されるのでしょうか。（事業性を優先して検討した結果、かなり高価な備品を入れる必要がある場合等）	1 喫茶レストラン、ミュージアムショップ及び駐車場の工事費については、他の工事費と区分する必要はありません。2 喫茶レストランに係る厨房機器、テーブル、椅子、またミュージアムショップに係る陳列棚のグレードについては、事業者が判断してください。
13	12-1~7				V E 提案による縮減額（B）に記載する数値は、V E 提案書で認められた金額より、設計変更料を加減したV E に関わる数値を記入するとの理解でよろしいでしょうか？	V E 提案による縮減額（B）に記載する数値は、V E 提案書で認められた金額としてください。なお、設計変更料は様式11に記載してください。
14	13-1				調達額については、消費税を含む金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	消費税は除いた金額を記入してください。

様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
15	13-1~3			<p>1の事業費総額とは建設工事費等の初期投資に関わる金額(様式11に記載する初期投資の額)を記載するとの理解でよろしいでしょうか? 記入例にある外部借入等のABC建設10百万円、HIJリース50百万円は、例えば特定目的会社出資予定企業である両社が、劣後ローン等を抛出しているものを記載したとの理解でよろしいでしょうか? 出資予定企業から外部借入を予定している場合、当該企業が本事業の為にその資金を調達したのではない場合、及び当該企業の経営活動の中での資金調達の一部を抛出した場合、本様式にはどのように記載すればよろしいでしょうか?(実務上、自己資本と外部借入の区別を事業毎に行っている企業は少ないと思料します)</p> <p>資金調達主体企業の借入相手先が多数ある場合、その主なものを記載するとの理解でよろしいでしょうか? 特定目的会社がプロジェクトファイナンスで調達した場合、資金調達企業主体名は特定目的会社としての調達予定額を記載するとの理解でよろしいでしょうか? 特定目的会社の外部借入の内訳記載については、提案時の想定であり、落札後に若干の変更は認められるものと理解してよろしいでしょうか?</p>	<p>御質問のとおりです。 については、あくまでも記入例であり、劣後ローンを意味しているものではありません。 質問の事例では外部借入分を区分できると思われますので、記入例に沿って記入してください。 全て記載してください。</p> <p>S P Cが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはS P Cへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1. 事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2. 外部借入等について」に、S P Cの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、S P Cが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。 御質問のとおりですが、入札価格の変更は認めません。</p>
16	13-1	1		<p>事業費総額は様式11の費用等積算書の合計金額と整合性が必要という認識でよいか、確認したい。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>
17	13-1	1		<p>S P Cが資金調達を行う場合には、自己資本は出資者の資本金のみの記載でよいか、確認したい。 (神奈川県立保健医療福祉大学の入札時の記載方法と同等)</p>	<p>S P Cが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはS P Cへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1. 事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2. 外部借入等について」に、S P Cの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、S P Cが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。</p>

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
18	13-1	1			1の事業費の調達に関する考え方の表にある「資金調達企業主体名」とは何か。レンダーかボロワーまたはエクイティ提供者の誰をさすのか。記入例にあるABC建設及びHIJリースはどちらもエクイティ提供者のようだが、その場合表の「自己資本」「外部借入等」とはいったい何か。自己資本はSPCへの出資金額だとすると、外部借入等とはいったい何か。親会社が提供する劣後ローン等を想定しているのか。SPCの金融機関からの借入はこの表ではどこにどのように記入すればいいのか。	SPCが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、SPCの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、SPCが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。
19	13-1	2			2の外部借入等についての「資金調達企業名」はSPCではなく記入例にあるように株主をさすのか。SPCが金融機関から資金調達する場合はどのように記入すればいいのか。	SPCが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、SPCの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、SPCが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。
20	13-2	4			SPCが資金調達を行う場合には、資本金の出資企業の過去の借入実績の記載でよいか、確認したい。 (神奈川県立保健医療福祉大学の入札時の記載方法と同等)	SPCが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはSPCへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、SPCの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、SPCが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
21	13- 2		4		4の過去の主な借入実績は誰についての借入実績を書くのか。SPCが金融機関から資金調達する場合はSPCの借入実績を書くのか？その場合当然SPCなので過去の実績は存在しないが。また株主の借入実績を書くのであれば、小額のエクイティを提供する株主の借入実績を記入しても意味が無いのではないか。無借金会社であることもありうるが、その場合はやはり借入実績が無くて当然となるが。	S P Cが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはS P Cへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、S P Cの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、S P Cが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。
22	13- 2		4		S P Cが資金調達を行うため、過去の借入れ実績はないため、その場合は、資本金出資企業の過去の借入実績を記載すればよいのか。	S P Cが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはS P Cへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、S P Cの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、S P Cが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。
23	13- 2		4		事業資金の100%をS P Cが調達する場合、「S P Cへの出資予定会社」の借入実績の記載は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	S P Cが直接資金調達する場合には、「資金調達企業主体名」にはS P Cへの出資予定企業を、「自己資本」には各出資企業の出資額を記載してください。また、「1.事業費の調達に関する考え方」の「外部借入等」は空欄とし、「2.外部借入等について」に、S P Cの調達予定額とその内訳、借入条件等を記載してください。「過去の主な借入実績」については、S P Cが資金調達する場合には記載する必要がありません。なお、「過去の主な借入実績」については、自己資本による出資のみの企業の場合にも、記入する必要はありません。現在借入残高の現在は平成12年12月末としてください。
24	13- 3		5 6		無利子融資及びふるさと融資を予定していなくても記載する必要があるのでしょうか。（提案時点で無利子資金及びふるさと融資を導入する予定がないのにも拘わらず、本欄を記載したことにより、将来の資金調達の際に制約が課せられるのではないのでしょうか。）	入札説明書の6.の(1)の5)において、「無利子資金が適用され、サービスの対価が低減され得る場合は、事業者はこの資金を活用すること。」としていることから、記載することが必要です。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
25	14- 2	3			3の保険の付保について記載されている各種保険の定義について詳細な説明を頂きたい。	保険については参考までに例示させていただいたものです。各種保険の定義及び詳細については保険会社に問い合わせてください。
26	14- 2	4			バックアップ体制とは何か、その定義を具体的にお示しいただきたい。維持管理業務を実施する企業の緊急時体制の説明のこととの理解でよいか？それとも外注企業一覧ということか？維持管理会社が倒産等に陥った場合の別の委託先候補のことか？	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルティ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービスの確保を行うことです。
27	14- 2	4			4のバックアップ体制の検討にあるバックアップサービスとはどのようなサービスを行うものを想定しているのか。	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルティ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービスの確保を行うことです。
28	14- 2	4			4 . のバックアップ体制の検討 S P Cにかわるバックアップサービスを示していると理解してよろしいか。それとも、外注先のバックアップと理解するのか。	バックアップ体制とは、維持管理及び美術館支援の各業務を行う上でペナルティ等との関係から、特に緊急時の対応が必要と思われる部分について、別の委託先候補などのバックアップサービスの確保を行うことです。
29	14- 2	5			記載の仕方として、「有り」または「無し」と記載すればよいのか、確認したい。	御質問のとおりです。なお、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
30	14- 2	5			関心表明とは何か、具体的な説明をお願いしたい。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。
31	14- 2	5			5の関心表明の有無につき、具体的にどの程度の金融機関からのコミットメントを得ることを求めているのか示していただきたい。それにより関心表明書の内容が変化すると共に、金融機関が関心表明をだすか出さないかの対応が変わってくると考えられる。逆に、よりコミットメントの強い関心表明を得ていれば入札審査上プラスとなるのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。その意味において、「関心表明」の有無を確認するものです。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
32	14- 2	5			5. 関心表明の有無 関心表明の具体的な説明をお願いしたい。 単に有り、無しを記載すればよいのか、それとも具体的な金融機関等を明示しなければならないのか。	「関心表明」とは、金融機関が当該事業に関心を持っており、当該事業の事業者に対する融資について検討を行うことを表明するものと考えております。記載については御質問のとおりですが、得ている場合には、金融機関が作成したそれを証する書面の写しを添付してください。
33	15- 1	1			売上高は「初年度の額」を記入することとなっているが、新館建設費等及びその他における初年度の額とは何か。また、余裕金運用益及びその他はいつの金額を入れるのか。	新館建設費等とは、入札説明書付属資料 サービスの対価の算定方法(1)、1)に記載する「本件工事費等及びこれに係る支払利息」に係る30年分割払の1年目の支払額です。その他の額とは、入札説明書付属資料 サービスの対価の算定方法(1)、1)に記載する「保険料、公租公課など上記に含まれない費用」の1年目の支払額です。余裕金運用益及びその他は、「初年度の額」に基づき積算される数値を記入してください。
34	15- 1	1			売上等に記載する維持管理費は様式26-10における売上高の金額と、また美術情報システム運用支援業務費は様式28-2における売上高の金額と一致するという理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
35	15- 1	2			支出等に記載する維持管理費は様式26-10における売上原価の金額と、また美術情報システム運用支援業務費は様式28-2における売上原価の金額と一致するという理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
36	15- 1	2			支出等に記載する修理費の売上原価とは何か。修理費にはSPC手数料は含まれておらず、修理費の費用部分だけのことを指すのか。	修理費の売上原価とは、長期修理計画書の各年の合計額からSPC手数料を含む経常的経費(様式31の下端)を除いた費用です。なお、経常的経費については様式15-1の「2.支出等」欄の「一般管理費」の項目に記載してください。
37	15- 1	2			支出等に記載する労務費及び事務経費はSPC維持のためにかかる人件費及び経費であり、売上高における維持管理費及び美術情報システム運用支援業務に含まれるSPC手数料の一部を成すとの理解でよろしいか。	御質問のとおりです。
38	15- 1	2			支払利息欄には、消費税を含んだ実際の調達額を基に算定した数値を記載するという理解でよろしいでしょうか。	消費税を除いた金額を記入してください。
39	15- 1	3			3の売上総利益は長期収支計画表の税引き前当期損益に一致するのか(特定年度においては)。	御質問のとおりです。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
40	16				資金計画を前期繰越キャッシュリ ザーブを考慮し行っている場合、本 様式の資金過不足累計の上欄に前期 繰越という項目を追加し、資金過不 足累計欄は当該期の資金残額を記載 するとの理解でよろしいでしょ うか？	御質問のとおりです。
41	17				支払利息欄には、消費税を含んだ実 際の調達額を基に算定した数値を記 載するという理解でよろしいでしょ うか。	消費税を除いた金額を記入してくだ さい。
42	18				コスト縮減額の欄には、「種別が Aコスト縮減に関するVE提案につい てのみ記載する」と明記してありま すが、種別B、種別CのVE提案のう ち、コスト増減が発生するものにつ いては、その費用を記載する必要は ないのでしょうか。ご指示くださ い。 また、1つのVE提案には、種別がA とB、もしくは種別がAとCと、2 つ以上の種別に属するものが想定さ れます。この場合の記載の仕方は、 どのように考えればよろしいでしょ うか。ご指示ください。	1つのVE提案が複数の目的を持つ 場合には、種別欄に複数の記号を記 入し、様式19、20、21は別々に提出 してください。種別B及び種別Cの VE提案でコストの増が発生するも のについては、様式18の「コスト縮 減額」欄を「コスト増減額」欄に修 正し、(+)で記載してください。 また、様式20、21についても、「4 VE提案の効果」欄にコストの増減 額を記載してください。したがっ て、様式18の3は「コスト増減額 は、種別がAの場合にはコスト縮減 額を、種別がB、Cでコストが増と なる場合にはコスト増加額を記載し てください。また、修理費は維持管 理費の内数としてください。」と修 正してください。また、様式3-4 の「4 VE提案の効果」欄につい ては、コスト縮減額のみではなく、 コストの増が発生するものについ ても、(+)で記載してください。
43	19	2			「2 設計図書に定める内容とVE提 案との対比」において、様式20- 1?21-3では、『別図(A3版)でも 可』と明記してありますが、様式19 においても同様に、指定様式内に図 が収まらない場合、添付書類を添付 させることはできるでしょうか。ご 指示ください。	添付書類を添付することは可能で す。添付書類のサイズはA4サイズ のほかA3サイズ(A4サイズに折 り込みのこと)も可能です。
44	20- 1、 20- 2、 21- 1~ 3				1) 1提案1枚と考えるのでしょ うか。 2) 1提案の中に複数のVE項目 が絡み合っている場合はどのように すればよいのでしょうか。3) 3 設計図書に定める内容とVE提案と の対比の欄ですが、別図(A3版) とありますが、提案枚数は自由と考 えてよいのでしょうか。	1) 1提案1枚としてください。2 1つのVE提案が複数の目的を持つ 場合には、種別欄に複数の記号を記 入し、様式19、20、21は別々に提出 してください。3) 添付資料の枚数 に制限はありません。
45	22- 1				1提案内容を利便性とし、例えば、 1・レストラン及びミュージアム ショップへのアクセス 2・障害者 に対する配慮2項目以上提案しても よいのか、ご指示ください。	利便性として複数項目を提案するこ とはできません。ただし、1つの提 案の中に、快適性、利便性、機能性 などのいくつかの内容が包含される ならば、例えば、レストラン及び ミュージアムショップへのアクセス (利便性)の提案に障害者への配慮 (快適性)も含まれているならば、 1提案とすることは可能です。

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
46	22-1~23-3				<p>(様式22)「美術館(施設・業務)の価値及びサービス水準の向上に関する提案書」、及び、(様式23)「喫茶レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上に関する提案書」の様式は、A4サイズで提示されていますが、A3サイズによる提案を行うことは可能でしょうか。ご指示ください。</p> <p>また、(様式22-3)「建物内外のトータルデザイン」等においては、『カタログ等の写しを添付し』と明記されていますが、添付書類も含めて、1提案2枚以下なのか、1提案2枚以下+添付書類と考えるのか、具体的にご指示ください。</p> <p>また、添付書類のサイズは、A3サイズを使用することは可能でしょうか。ご指示ください。</p>	<p>1 様式はA4サイズとしてください。2 1提案の様式は2枚以下+添付資料としてください。3 添付資料はA3サイズ(A4サイズに折り込みのこと)を使用することが可能です。</p>
47	22-2~4				<ul style="list-style-type: none"> ・各提案の様式書は2枚と考え、他に資料を添付してよいのでしょうか。 ・添付する資料の枚数は自由と考えてよいのでしょうか。 	<p>2点ともに御質問のとおりです。</p>
48	23-1				<p>お示しいただいた記入要項の中に、「売上等平成11年度ベースの次の項目について可能な限り記載する」とありますが、</p> <p>レストラン運営予定企業の全体の経営状況数値を記載するのですか、或いはレストラン部分の営業成績数値を記載するのですか。レストラン部分の営業成績数値を独立会計していない場合はどのように対応すればよろしいのでしょうか?</p> <p>「営業数値の変化への対応」とはどんな内容の記載を求めていますか?運営予定企業の企業成績の記述ですか?或いは本事業の営業数値変化への対応でしょうか?</p>	<p>1 レストラン部分の営業成績数値を記載してください。独立会計でない場合は、その旨記載のうえ、全体の営業成績数値を記載してください。2 営業成績の変化への対応は、本事業におけるレストランの営業成績の変化への対応についての考え方を記載してください。</p>

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
49	25- 1~ 9				<p>単価（円/m²・月）を記載する項目がありますが、ここで使用する延べ床面積はどの数字を採用すればよいのでしょうか。入札説明書の2、3ページ、施設の概要に示された各施設の延べ床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葉山新館 : 6,000m² ・ 鎌倉館本館 : 2,435.04m² ・ 鎌倉館別館 : 1,599.8m² を採用してよろしいでしょうか。 	<p>葉山新館については、V E 提案による面積変更等を見込んだ数値を記載してください。なお、V E 提案のない場合及び鎌倉館の場合には、「設計図書」若しくは「神奈川県立近代美術館（鎌倉館）について」記載の面積としてください。なお、使用する面積の基準については次のとおりです。（葉山新館）様式26 - 1、26 - 2、26 - 3、26 - 5、26 - 9：施設の延べ床面積（26 - 5については喫茶・レストラン、ミュージアムショップ[®]部分を除く）、様式26 - 4、26 - 6：敷地面積から建築面積を除いた面積（駐車場部分を除く）、様式26 - 7：敷地面積、様式26 - 8：展示室延べ床面積、（鎌倉館本館及び鎌倉館別館）様式26 - 1、26 - 2、26 - 3、26 - 5：施設の延べ床面積（26 - 5については喫茶部分を除く）、様式26 - 4、26 - 6：敷地面積から建築面積を除いた面積、様式26 - 7：敷地面積、様式26 - 8：展示室延べ床面積</p>
50	26- 2				<p>備品及びサインの修理・更新業務は、建築設備保守管理業務（点検・保守）に含まれています。（様式26-2）の様式では、「備品及びサインの修理・更新」部分は、別表記されています。ここで記載する値は、「葉山新館（小計）」部分にも計上する必要はあるのでしょうか。それとも「葉山新館（小計）」部分に計上せず、「備品及びサインの修理・更新」部分に別記載する対応でよろしいのでしょうか。ご指示ください。</p> <p>また、備品及びサインの修理・更新部分に対して『SPC手数料』の項目が設定されていません。備品及びサインの修理更新部分に対する『SPC手数料』はどのように考えたらよいのか、具体的にご指示ください。</p>	<p>修理費は「備品及びサインの修理・更新」部分に別書きとしてください。また、備品及びサインの修理更新部分に対する「SPC」手数料は「経常的経費」に含めて記載してください。なお、様式26 - 1、26 - 2、26 - 4の（30年見積書）の「修理費（小計）」の欄には、（ ）外書きでSPC手数料を記載してください。</p>
51	29				<p>備品等整備業務は初期の整備費だけを対象とするものであるが、SPC手数料を記入するようになっているのはなぜか。</p>	<p>美術作品等移転業務など協力会社に業務を委託する場合が想定されるからです。</p>
52	31				<p>長期修繕計画には葉山新館の資本的支出を含むという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御質問のとおりです。</p>

	様式 No.	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
53	31			10	<p>注釈10の意味は、修理費を積算する場合、資本的支出(大規模修繕)と経費(小修繕)を分けて積算しておく必要があるということか。独立採算部分(新館喫茶、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場)の施設(設備を含む)の修理費は、長期修理計画書には計上せずに、事業者の負担で実施するというのでしょうか。</p>	<p>修理費の積算は、資本的支出(大規模修繕)と経費(小修繕)に分けて積算するものと考えています。独立採算部分についても、厨房設備や什器などを除いた建築物、共通設備などの修理費は長期修理計画に計上するものとします。</p>
54	31				<p>長期修理計画書には、「経常的経費」の項目が設定されています。この項目には、具体的に何を明記すべきなのかご指示ください。 また、「SPC手数料」を明記する項目が見あたりません。どのように対応すべきか、具体的にご指示ください。</p>	<p>経常的経費には、SPC手数料など業務を実施するうえでの諸経費を記入します。</p>

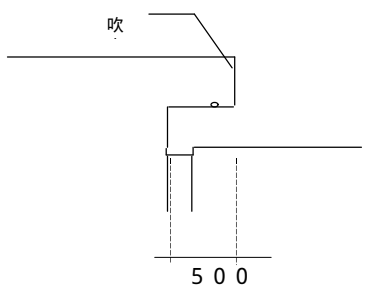
設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答	
1	電気 図面	E-79, E-82 ページ			AV機器について別途と表記されておりますが、別途とはどう解釈したらよいのでしょうか。(PFI対象工事から除外するというのでしょうか。)	AV機器については備品工事の図面に明記してあり、本体工事と併せて全てPFI対象工事に含まれません。
2		1~5図・16図・ 15図・22図			下記各項目の仕様、程度を御指示下さい。 <項目> <不明点> イ) 屋上 丸環 ----- 仕様, 径 屋根2~4 ロ) タラップ(7段) ---- 材種, 仕様, 詳細屋根4~5 ハ) タラップ(3段) ---- 材種, 仕様屋根6 ニ) タラップ(10段) --- 材種, 仕様, 詳細 ホ) マシラッチ_補強鉄骨 --- 塗装の有無, (H-150×100×6×9) 鉄骨の規格	イ)~ニ)について 設計図5、15、16図によります。(表記の数字は建築工事標準詳細図の番号です。) ホ)について 特記がない限り亜鉛メッキとします。 へ) について 建築工事共通仕様書9.5.2によります。なお断面サイズは設計図のとおりとしてください。
3		13, 14図			サックスゲートの階段(B-2000通, H'-1500通)の仕上が不明です。下記の通りと考えましたが、宜しいでしょうか。 ・段部 - - - 花崗岩 t35、ジェット バーナー ・段鼻 - - - 同上 ノスリップ溝加工 ・巾木, 排水溝 - - - ナシ ・段数 - - - 10段 ・サッ部 - - - 花崗岩 t35、ウォーター ジェット仕上(湿式工法)	別添図面1、図面2によることとします。(石は花崗岩、(厚)120です。)
4		13, 14図			サックスゲートの植込み内に、「水抜きパイプ」30、網付き」が描かれておりますが、箇所数が不明です。①1,000程度と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5		20図			2F事務室、館長室AW25、26裏 軽鉄下地に仕上げは必要でしょうか。 御指示下さい。	仕上げは必要です。
6		20図・14図・S- 12図			来館者出入口のアプローチ部の床:花崗岩 JBがありますが、B通-2,000以降には、 構造スラブがございません。 下地:土間スラブが必要と思われま すが、詳細を御指示下さい。	ご質問のとおりです。なお、厚さ 150、D10@200クロスと します。
7		21図			上記の持出しスラブにおいて、ドレ イン、樋は不要と考えて宜しいしょう か。	外構工事に含まれるので不要で す。
8		21図			上記の持出しスラブの軒天部の仕様は、 「アルミ 板t2.07素焼付」で宜しいで しょうか。	化粧ケイカル板とします。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
9	21図・46図-4			1FL、2通の植栽（持出しスラブ）の笠木の仕様が、下記の通り相違しております。 中庭詳細図 ・矩計図（2） - - - 笠木：アルミキャスト ・中庭詳細図 - - - 花崗岩 WJ t=35	設計図46図-10によります。
10	21図・5図			サクサグーデンの植込立上部見掛け仕上は、花崗岩t35、ウオータージェット仕上（湿式工法）で宜しいでしょうか。また、鉄筋のジョイント金物、緩衝材は、図示なきを不要と考えましたが、宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
11	22図			展示室（1）、（2）の天井下部内（キャットウォーク部）の仕上について、下記の通りと考えましたが宜しいでしょうか。 ・見掛け、鉄骨面 ----- SOP塗（トップライト下地鉄骨） ・見掛け、RC面 ----- 打放補修の上 EP塗（断熱吹付以外）	ご質問のとおりです。
12	22図			展示室（1）、（2）の天井下部内の光天井の吊材「吊子@900、FB+アングル型+溝型C」については、塗装不要（メッキ処理）と考えて宜しいでしょうか。	設計図6図によります。
13	22図			地下二重壁は全て押し成型板t50と考えて宜しいでしょうか。又、溝は防水モルタル、壁は外防水の為防水不要と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	22図・S-12図			矩計図（3）において、犬走りの「砂利敷き」がありますが、片持ちスラブCS1の上に砂利敷きt150を施すと考えて宜しいでしょうか。 「砂利敷き」に下地が必要な場合は、その仕様を御指示下さい。	ご質問のとおりです。なお、下地が必要な場合はCS1に準じることとします。
15	23, 35図			展示室（3）のブラインドボックスの仕様が不明です。スチールPL t1.6、曲加工焼付塗装と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
16	23図			委託員控室（1）窓簾板の仕様を御指示下さい。	ご質問のとおりです。
17	24図			金属屋根（5）の支柱が「仕上：フッ素樹脂焼付」になっておりますが、工場塗装によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
18	25図			喫茶レストランの壁（サッシュ上）：アルミの厚が不明です。風除室廻りのアルミの厚と同じく、t=3.0と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
19	25図			男子便所（5）窓簾板の仕様を御指示下さい。	窓簾板の仕様は、グラスパフォームとします。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
20	25図・46図-10			喫茶外部の手摺の部材メンバーが、下記の様に相違しております。矩計図(6)を正と考えて宜しいでしょうか。 ・矩計図(6) ----- FB-30×6 ・中庭手摺 詳細図 ----- FB-45×9	設計図46図-10を正とします。
21	28図			階段室 1、2 の下記各サッシの額縁の仕様が不明です。 ・階段_1 ----- AW15 W=100 ・階段_1 ----- AW24 W=250 ・階段_2 ----- AW18 W=500	スチールP Lt - 1.6フッ素焼き付け塗装とします。
22	28図			階段 3 詳細図にて、落下防止網 がありますが、仕様、詳細、数量が不明です。御指示下さい。	落下防止網は無しとします。
23	29図			階段(3)断面詳細図にて、レストコーナーにある「吹出口」(下図)の仕様、詳細が不明です。御指示下さい。 	設計図74図によります。
24	33, 22図			展示室(1)の天井700内「床 溶接金網」について、下記の各項目が不明です。仮定欄のように考えましたが宜しいでしょうか。 <不明点> <仮定> ・溶接金網、仕様 ----- 6-150×150 ・床 下地組鉄骨 ----- H-200×200×8×12 桁・コ @ 2,500	設計図38図-3によります。
25	33~35図			「排煙垂れ壁」及び「防災垂れ壁」の仕様(メカ名、品番)を、各々御指示下さい。	設計図38図-7によります。
26	33図			展示室(1)の「仮設壁(A) H=3,300」の表面仕上、詳細が不明です。御指示下さい。	仮設壁(A)は仮設壁(B)とします。
27	33図・14図			展示室(1)にある仮設壁の種類、ヶ所数が、下記の通り相違しています。平面詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。 ・1階 平面図 ----- 仮設壁(B) 1ヶ所 ・平面詳細図 ----- 仮設壁(A) 2ヶ所	設計図39図-1によります。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
28	34図・22図・69図			<p>展示室(1),(2)の天井フタ内「キャットウォーク」の仕様が、下記の通り相違しております。詳細図を正と考え、I+Eパンドメタルとして宜しいでしょうか。又、溶接金網の場合は 仕様を併せて御指示下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矩計図 ----- 溶接金網 ・展開図 ----- 溶接金網 SOP ・雑詳細図(1) ----- I+Eパンドメタル(XS63)、垂鉛メッキ仕上 	<p>展示室の天井フタ内は、設計図38図-3によります。なお、その他については、設計図69図-12によります。</p>
29	37, 24図			<p>展示室(3)平面詳細図にて、吹出口付 SUS蓋があり、設備スペースとなっておりますが内部に仕上は不要と考えて宜しいでしょうか。必要な場合は、断面詳細図にて 御指示下さい。</p>	<p>防塵塗装とします。</p>
30	38図			<p>排煙垂れ壁 詳細図にて、垂れ壁内部の下地金物及びダクト接続部のスチール製の仕上、焼付塗装と表記された上に「SOP」とさらに明記されております。SOP塗は不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
31	38図			<p>「作品用吊フック取付_詳細図」にて、重量物フックと化粧リングの2種ありますが、使い分けが不明です。御指示下さい。</p>	<p>アイボルト型4ヶ所、フック型3ヶ所とします。</p>
32	38図			<p>設備収納扉詳細図にて、内部の仕上が不明です。「LGS面PB t9.5+12.5の上EP塗」と考えましたが、宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
33	39図			<p>仮設壁(B)のディテール(部分詳細図)がありますが、使用場所が不明です。御指示下さい。</p>	<p>展示室(1)、(2)、(3)で企画展示ごとに使用することを想定しています。</p>
34	42, 43図			<p>ホワイエの展開図にて、仮設底 (EP塗 H=100) がありますが、仕様、下地等が不明です。詳細図を 御指示下さい。</p>	<p>LGS下地GB t12.5+t9.5 EP塗とします。</p>
35	42図			<p>講堂の展開図にて、2階調整室前の天井部分に下り天井 W 250×H 350 (下図 参照) がありますが、仕様、詳細、納まり等が不明です。雑詳細図の「D-1 スクリーンボックス」と考えて宜しいでしょうか。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">不明</p> <p style="text-align: center;">調整室</p> <p style="text-align: center;">講堂</p> </div>	<p>GBの上、EP塗とします。</p>
36	42図			<p>講堂の映写スクリーンの高さを 御指示下さい。</p>	<p>映写スクリーンのサイズ等詳細については、備品工事図面22(講堂映像設備断面図)によることとします。</p>

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
37	43図	(2~4)		ホワイエの展開図にて、地窓部分のアルミパ-の仕様、寸法 及び 軒天の仕様が不明です。納まり詳細図を 御指示下さい。	アルミパ-400×1000 3ヶ、セリサイズ 20×20×20 t-0.6、軒天は設計図43図3に準じることとします。
38	46図			中庭の溝内RC立上(束壁)は、無筋コンクリートでしょうか。鉄筋が必要な場合はその配筋を御指示下さい。	鉄筋コンクリートとし、設計図125図w20に準じることとします。
39	46図			上記質問に関連し、外部階段(2)の仕上も詳細図の通り、「花崗石」Bt25」と考えて宜しいでしょうか。 上記中庭の床仕上が「陶板タイル」の場合は、各部の仕上、納まり詳細を御指示下さい。	ご質問のとおりです。なお、「陶板タイル」の納まりについては設計図46図-2~7によります。ただし、「花崗岩 t=25打込」とあるのは、「大型陶板タイル」とします。
40	46図			上記質問に同じく、中庭の扉前 排水溝も「花崗石 充填」と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
41	46図・14図			中庭の「芝、堆肥」は本体工事、植栽(1)~(4)の植栽、客土については、指示なき為 別途工事と考えて宜しいでしょうか。	設計図87図によります。
42	46図-4・46図-10			植栽(1)、(2)の手摺の表面仕上りが、下記のように相違しております。喫茶_外部の手摺と同じくフッ素焼付塗装と考えましたが宜しいでしょうか。 ・A断面図 ----- FB-45×9 HL ・中庭_手摺 詳細図 ---- SUS フッ素焼付塗装45×9 コナ-面取	ご質問のとおりです。
43	46図 - 4・70図			下記、塗膜防水の仕様が 不明です。各々について 御指示下さい。 ・中庭 2通 - - - 持出し植栽内部 ・室外機置場 - - - ハト小屋 天端	・中庭植栽は設計図図1によります。 ・ハト小屋は建築工事共通仕様書X-2によります。
44	46図-9			外部階段(2)の手摺の表面仕上も、HL ですが上記「中庭手摺 詳細図」は該当しないものと考え、HL仕上として宜しいでしょうか。	フッ素樹脂塗装とします。
45	47図			キャノピーの 柱、梁が「SUS フッ素樹脂焼付塗装」ですが、現場塗装と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
46	5図			アスファルト防水の押えコンクリート 80内の溶接金網の仕様が不明です。 6-100×100と考えると宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
47	5図			B1F搬入口に手摺とありますが範囲及び高さが不明です。 御指示下さい。	手摺は、無しとします。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
48	5図			B1Fゴミ置き場に棚（SUSエクスバンドメタル）とありますが、形状、範囲が不明です。御指示下さい。	RC棚とし、ゴミ置き場南側の壁に設置することとします。なお、仕様はW2600×D650×t-150、高さFL+1000、コンクリートゴテ仕上げとし、配筋は建築工事共通仕様書5.8.2 CS6に準じることとします。
49	5図			風除室（4）の沓拭きマットの範囲を御指示下さい。	1200×600とします。
50	5図			空調機械室等壁ガラスウールの下端に押え金物は必要でしょうか。御指示下さい。	押え金物は必要です。
51	5図・14図			階段室2の天井高が、仕上表と階段詳細図で下記のように相違します。階段詳細図を正と考え、CH=2,600として宜しいでしょうか。 ・仕上表 ----- 天井高_欄「2,300」 ・階段詳細図 ----- 2FL ~ +2,600	ご質問のとおりです。
52	5図・19図			「地下外壁部に、ゴムアスファルト系塗膜防水を行なう（施工範囲：礎盤底マデ）」とありますが、底盤部の施工方法が不明です。御指示下さい。	均しコンクリートの上にゴムアスファルト系塗膜防水を施し、保護モルタル（5cm程度）打設のうえ、配筋とします。
53	5図・46図-1・46図-2~7			・仕上表 - - - - 大型陶板タイル ・中庭詳細図 - - - 大型陶板タイル ・中庭詳細図 - - - 花崗石 t25 （各種 断面）	大型陶板タイルとします。
54	5図・46図-4			上記質問の、中庭2通の植栽部（植栽（1）、（2））の防水について、以下の様に相違がございます。特記仕様を正と考えて宜しいでしょうか。 ・特記仕様 ---- 改良アスファルト屋上緑化防水 ・中庭詳細図 ---- 防水モルタルの上、塗膜防水	ご質問のとおりです。
55	5図・G-2図・(参)50図・(参)23図			特記仕様において、管理出入口床が45角タイルですが、範囲は構造スラブのある範囲（K通+2800）の、室外機置場前マデと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
56	6図			B1F学芸員室、研究員室、CPU室の床タイルカーペットはA、B何れでしょうか。御指示下さい。	Aとします。
57	6図・23図・42図			1階 講堂の天井仕上が、以下の通り相違しております。仕上表を正と考え、EP塗。又、下地はPB t9.5 と考えて 宜しいでしょうか。 ・仕上表 ----- EP塗（下地不明） ・矩計図 ----- EP塗（下地不明） ・天井伏図 ----- 岩綿吸音板	ご質問のとおりです。なお、下地については設計図5図によります。
58	72,82図			自動二輪車置き場が施設平面図に見当りません。無いものと考えて宜しいでしょうか。	設計図11図-1によります。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答																																																																																												
59	78, 79図			アルミサッシの額縁は特記なき限りアルミ製と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。																																																																																												
60	81図			木製建具（D1～6、F1）の枠の仕様を御指示下さい。	枠はスチール製とします。																																																																																												
61	86・87図			<p>植栽の数量が、設計書と図面の表の数量と図示の数量とで下記のように異なっています。設計書を正と考えましたが宜しいでしょうか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設計書</th> <th>図面の表</th> <th>図示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>タブノキ 中</td><td>5</td><td>5</td><td>9</td></tr> <tr><td>ヤブニッケイ 大</td><td>22</td><td>22</td><td>24</td></tr> <tr><td>ヤブニッケイ 中</td><td>7</td><td>7</td><td>10</td></tr> <tr><td>モッコク</td><td>13</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>モチノキ 大</td><td>32</td><td>32</td><td>36</td></tr> <tr><td>ヤブツバキ</td><td>42</td><td>42</td><td>10</td></tr> <tr><td>カクレミノ</td><td>6</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>キンメツゲ</td><td>2,724</td><td>3,587</td><td>4,311</td></tr> <tr><td>サツキツツジ</td><td>860</td><td>520</td><td>860</td></tr> <tr><td>オムラサキツツジ</td><td>520</td><td>520</td><td>480</td></tr> <tr><td>ヒラトツツジ</td><td>260</td><td>260</td><td>234</td></tr> <tr><td>ハレヤクシ</td><td>400</td><td>400</td><td>360</td></tr> <tr><td>モリウチク</td><td>250</td><td>250</td><td>241</td></tr> <tr><td>キンメモリウチク</td><td>20</td><td>20</td><td>17</td></tr> <tr><td>コグマザサ</td><td>8,850</td><td>8,850</td><td>8,835</td></tr> <tr><td>オシマチク</td><td>6,500</td><td>6,540</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>リュウヒゲ</td><td>14,386</td><td>14,656</td><td>14,386</td></tr> <tr><td>コクリュウ</td><td>600</td><td>600</td><td>540</td></tr> <tr><td>ヒバリカムカシナム</td><td>7,950</td><td>7,950</td><td>7,920</td></tr> <tr><td>エノキ</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>イヌビワ</td><td>50</td><td>55</td><td>-</td></tr> <tr><td>こうらい芝</td><td>795</td><td>795</td><td>693</td></tr> </tbody> </table>	名称	設計書	図面の表	図示	タブノキ 中	5	5	9	ヤブニッケイ 大	22	22	24	ヤブニッケイ 中	7	7	10	モッコク	13	13	14	モチノキ 大	32	32	36	ヤブツバキ	42	42	10	カクレミノ	6	6	4	キンメツゲ	2,724	3,587	4,311	サツキツツジ	860	520	860	オムラサキツツジ	520	520	480	ヒラトツツジ	260	260	234	ハレヤクシ	400	400	360	モリウチク	250	250	241	キンメモリウチク	20	20	17	コグマザサ	8,850	8,850	8,835	オシマチク	6,500	6,540	6,500	リュウヒゲ	14,386	14,656	14,386	コクリュウ	600	600	540	ヒバリカムカシナム	7,950	7,950	7,920	エノキ	2	2	3	イヌビワ	50	55	-	こうらい芝	795	795	693	設計書を正とします。
名称	設計書	図面の表	図示																																																																																														
タブノキ 中	5	5	9																																																																																														
ヤブニッケイ 大	22	22	24																																																																																														
ヤブニッケイ 中	7	7	10																																																																																														
モッコク	13	13	14																																																																																														
モチノキ 大	32	32	36																																																																																														
ヤブツバキ	42	42	10																																																																																														
カクレミノ	6	6	4																																																																																														
キンメツゲ	2,724	3,587	4,311																																																																																														
サツキツツジ	860	520	860																																																																																														
オムラサキツツジ	520	520	480																																																																																														
ヒラトツツジ	260	260	234																																																																																														
ハレヤクシ	400	400	360																																																																																														
モリウチク	250	250	241																																																																																														
キンメモリウチク	20	20	17																																																																																														
コグマザサ	8,850	8,850	8,835																																																																																														
オシマチク	6,500	6,540	6,500																																																																																														
リュウヒゲ	14,386	14,656	14,386																																																																																														
コクリュウ	600	600	540																																																																																														
ヒバリカムカシナム	7,950	7,950	7,920																																																																																														
エノキ	2	2	3																																																																																														
イヌビワ	50	55	-																																																																																														
こうらい芝	795	795	693																																																																																														
62	91図			コンクリートウォールD、E、Gの水抜きパイプのピッチをご指示下さい。	1500～1800の範囲でパネル割により決定します。																																																																																												
63	94図			ブロック塀の塗装仕上げの材種をご指示下さい。	マスチック塗料塗りとします。																																																																																												
64	98図			人工地盤貯水、排水システムの範囲を御指示下さい。	中庭の芝貼り範囲とします。																																																																																												
65	D - 4			あご付きバラベットのリストがありません。縦筋D10@250、横筋D10@250、アゴ筋D10@250、と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	建築工事共通仕様書5.7.3によります。																																																																																												
66	D - 56・D - 11			1階女子便所（1）のSK室用片開き扉の扉符号・リストをご指示下さい	SD-2とします。																																																																																												
67	D - 56・D - 12・D - 25			地下1階の男女便所（3）と1階男女便所（5）の出入口扉の符号がLSD-3と同符号になっておりますが、平面詳細によりますと開き形式が異なります。異なるのが正しいでしたら男女便所（3）の扉のメーカーを御指示下さい。	地下1階の男女便所（3）はLSD-3（片引き）、1階男女便所（5）はLSD-3'（アム式片引き）とします。																																																																																												

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
68	D - 5 6 ・ D - 2			階段 1 の壁で 2 階開口 A W 2 4 の高さが意匠断面図と異なります。断面を正として高さを H = 3350 と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。
69	D - 56 ・ D - 39			地下 1 階収納庫廻り扉の符号につきまして両方の図面で互いに逆になっております。D - 39 図を正と考えましたが宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
70	D - 56 ・ D - 62 ・ D - 33			地下 1 階コンピューター室用扉 P D - 1 につきましてリストでは幕板付きですが、D - 3 3 図展開では幕板がありません。どちらを正といたしますか。御指示ください。	D - 3 3 図を正とします。
71	D - 60			A W - 14 のガラスにつきまして、フロート t = 8 及び和紙調 t = 6.5 合せガラスの 2 種類の御指示がありますが、これの使い分けを御指示ください。	H 通にフロート t = 8 を 8 ヶ所、K 通に和紙調 t = 6.5 を 8 ヶ所とします。
72	D - 60 ・ D - 61			各種 A W 及び A G 建具の仕上欄に「フッ素樹脂」と「二次電解着色」の 2 種類及び「フッ素樹脂」と「アルマイト」の 2 種類の仕上げが並記されておりますが、どの様な使い分け又は内容なんでしょうか。御指示ください。	サッシ保護のため二次電解着色にフッ素クリアー仕上げとします。
73	G - 8			既存外溝撤去工事の内容及び範囲について御指示願います。	工事の支障となる石積、塀等の工作物等とします。
74	O - 1			景石及び植栽工事におけるサンクガーデン A - 景石及びサンクガーデン B - 景石の詳細図を御指示願います。	別添図面 1、図面 2 によることとします。(石は花崗岩、(厚) 1 2 0 です。)
75	S - 1 2			1 階床伏図において、4 ~ 6 間・J 通りより 2000 右側の所に小梁のようなものがありますが、リストの指定がありません。B A と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。
76	S - 15 ~ 18 ・ S - 22			軸組図の基礎梁の高さと地中梁断面表の寸法が異なっておりますが、地中梁断面表を正と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。
77	S - 21			地下外壁の巾止め筋の指定がありません。D 10 @ 1000 と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。
78	S - 21			耐圧版の巾止め筋の指定がありません。D 10 @ 1000 と考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。
79	S - 22			伏図にて F B 1 が配置されていますがリストがありません。構造図リスト表で斜線で消去されている F B 1 リストと考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	ご質問のとおりです。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
80				特記仕様にて、耐火被覆の仕様（屋根、その他）がありますが、構造及び意匠図中に記載が見当たりません。「なし」と考えて宜しいでしょうか。必要な場合は、該当の範囲及び工法（湿式、半湿式の別）を御指示下さい。	屋根については設計図 2 4 図 - 2、H通から 2 m の範囲とし、アルミハニカムパネルの 30 分耐火とします。その他については、鉄骨梁の 1 時間耐火で、半湿式とします。
81				中庭の床仕上（PC打込みの材料）が、下記の様に相違しております。各種断面の図を正と考え、「花崗石 t25」として宜しいでしょうか。	大型陶板タイルとします。
82				以下の頭目の程度、品番を御指示下さい。 ・ビニル床シート ・ビニル床シート（エンボス） ・壁化粧ケイカル板（便所） ・壁化粧シート（便所） ・天井岩綿吸音板 ・塗膜防水（消火水槽等）	設計書及び特記仕様書によります。
83				備品工事の図面がありますが、設計書には見当たりません。別途工事と考えて宜しいでしょうか。	設計書は建築本体工事にかかる参考数量です。備品工事は事業全体には含まれます。
84				パラペットのアゴの配筋がありません。D10@200ダブルと考えましたが宜しいでしょうか、御指示下さい。	建築工事共通仕様書 5.7.3 によります。
85				エレベーター 2 号機 油圧式 13 人乗 乗用エレベーターは、規格型で対応可能と考えて宜しいでしょうか。	規格型で対応可能と考えて宜しいです。
86		外構工事	景石	サンクンガーデン A 景石、B 景石のサイズ及び石種をご指示下さい。	別添図面 1、図面 2 によることとします。（石は花崗岩、（厚）120 です。）
87		設計書	設計工事内訳書	公示されている設計書の設計工事内訳書の工種及び数量は、指定項目及び指定数量と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	項目は指定、数量は参考とします。
88		設計書内訳明細	土工事	キャノピー 1：基礎の地盤改良の仕様が設計図にありませんので、具体的にご指示下さい。	地盤改良は、基礎下 1 m までとします。
89		設計内訳明細	門	内訳書に記載されている、フェンス A（H=1.8 ステンレスメッシュ）、フェンス B（H=1.25）の仕様をご指示下さい。	設計図面 9 4 図によるので、フェンス A は塀 A に読み替えてください。
90		電気設備	警備システム	原設計図の E-68 から E-70 で配置してある各種センサなどは、機械警備専用であると理解してよろしいでしょうか。その場合、これらのセンサの信号は、「維持管理、美術館支援及び備品等整備に関する業務要求水準書」の 21 ページに記載された、機械警備の実施時間帯（ただし警戒セット中のみ）において機能すればよいものと考えてよろしいでしょうか。	センサ等は機械設備専用です。センサ信号の扱いもご質問のとおりです。

設計図書Q&A

	図	中項目	小項目	質問事項	回答
91		電気設備	警備システム	<p>原設計図のE-68「防犯用配管設備地下1階平面図」で記載されている「レーダーセンサ（記号は にR）」「パッシングセンサ（記号は にP）」および「受信コンソール（記号は にR）」とは、どのような機器を示すのかをお知らせ下さい。特に、「レーダーセンサ」「パッシングセンサ」については、いずれも通常「パッシブセンサ（受動型赤外線検知器）」が使用される場所に設置されていますが、パッシブセンサと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>レーダーセンサは天井高さ4mを超える部分（主に展示室）、パッシブセンサはそれ以外に設置し、受信コンソールはレーダーセンサとすることを想定しました。</p>
92		電気設備	警備システム	<p>パッシブセンサを天井高が4mを超えるような部屋の天井に取り付けることは、パッシブセンサの機構上検知が不安定となってしまいますし、メンテナンス上でも好ましくないと考えます。原設計では展示室や収蔵庫など天井高4mを超える場所にも「レーダーセンサ」が設置されていますが、もしこれが「パッシブセンサ（受動型赤外線検知器）」であるとすれば、センサの設置方法や他センサの選択等を検討したく存じますがよろしいでしょうか。</p>	<p>天井高4mを超える部分は、レーダーセンサを想定しました。</p>
93		防水	地下底版下部アスファルト防水	<p>設計図には地下底版下部に塗膜防水と記載、又、内訳書にはゴムアスファルトと記載されていますが、どちらの仕様になるのかご指示下さい。 また、防水した上に直接、配筋し、底版のコンクリートを打設するのでしょうか。防水層の上に保護モルタルt=5cm位の打設の後、配筋となるのではないのでしょうか。ご指示下さい。</p>	<p>地下底版下部の防水は、ゴムアスファルト系塗膜防水です。また、後段のご質問については、均しコンクリートの上にゴムアスファルト系塗膜防水を施し、保護モルタル(5cm)打設の後、配筋とします。</p>

平成12年12月15日

事業契約書案の修正及び追加について

事業契約書案に修正及び追加がありますので、お知らせします。

ページ・項目	入札公告時	12月15日現在の修正及び追加
10ページ 第22条		「別紙3の算定方法に従い、」の後に「金利変動の要因を本件工事費等に反映させ、」を追加
13ページ 第30条第3項	「県の責めに帰すべき場合、」	「県の責めに帰すべき場合を除き、」に修正
14ページ 第32条第1項		「県の承諾を得て処分又は金融機関等へ担保提供することができる。」の後に「県は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」を追加
18ページ 第40条		「前」の場合、本件工事期間中（維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。）において、本件工事費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険をもって、上記「県が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。」を追加
18ページ 第41条	「葉山新館が設計図書に従い建設できなくなり、業務要求水準書で提示された条件に従った維持管理、美術館支援及び備品等整備ができなくなった場合又は事業者の事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、」	「葉山新館が設計図書に従い建設できなくなり、業務要求水準書で提示された条件に従った維持管理、美術館支援及び備品等整備ができなくなった場合又は事業者の事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、」に修正
20ページ 第45条第1項	「本件工事代金」	「本件工事代金等」に修正
22ページ 第48条第2項第1号	「本契約を遵守し、必要な場合には本契約を更新すること。」	「本契約を遵守すること。」に修正
22ページ 第48条第2項第2号		「事前に県の書面による承諾を得ること。」の後に「但し、県は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」を追加
23ページ 第52条		「但し、県は合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しないものとする。」を追加
23ページ 第53条		「但し、県は合理的な理由なく、かかる承認を留保又は遅延しないものとする。」を追加
23ページ 第54条	「県が法令等に基づき開示する場合は」	「県又は事業者が法令等に基づき開示する場合は」に修正

25ページ 附則1条		「その他処分することができるものとする。」の後に「但し、県は合理的な理由なく、かかる同意を留保又は遅延しないものとする。」を追加
27ページ 別紙2 第3条		「但し、甲は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」を追加
29ページ 別紙2 第13条 第1項	「県から」	「甲から」に修正
29ページ 別紙2 第13条 第2項		「なお、本項の甲による特段の指示は、葉山新館引渡日現在における本件土地の原状に回復することを限度とし、これを超える原状回復を乙に指示するものではない。」を追加
31ページ 別紙3(1) 1)の表中 「入札説明書に記載の業		の「架設)」を「架設))」に修正、「、工事」を削除する。の「監理」の前に「工事」を追加し、「設計変更)」を「設計変更」に修正
37ページ 別紙4 第3条		「但し、甲は合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。」を追加
39ページ 別紙4 第13条 第1項	「県から」	「甲から」に修正
39ページ 別紙4 第13条 第2項		「なお、本項の甲による特段の指示は、平成15年7月1日現在における使用貸借部分の原状に回復することを限度とし、これを超える原状回復を乙に指示するものではない。」を追加
43ページ 別紙6 但書	「消費税に関する変更並びに葉山新館の所有に関する新税創設及び法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更により」	「法人に課される税金のうちその利益に課されるもの以外に関する税制度の変更、消費税に関する変更、及び葉山新館の所有に関する新税創設、により」に修正

平成12年12月15日

業務要求水準書の修正及び追加について

業務要求水準書に修正及び追加がありますので、お知らせします。

ページ・項目	入札公告時	12月15日現在の修正及び追加
p17イ定期清掃、p32(2)定期清掃		展示室の定期清掃は、展示替え時(作品がない時)に実施すること。(追加)
p36、3 要求水準	・業務を遂行するために、機械警備を実施する。	・業務を遂行するために、 <u>常駐警備と機械警備</u> を実施する。葉山新館、鎌倉館の両館とも、24時間365日2ポストの常駐警備を行うこととしています。
p43 3 販売手数料について	販売手数料について 上記の <u>販売手数料</u> に基づき、…。料率は、10%以上とする。	販売手数料について 上記の <u>販売手数料</u> に基づき、…。料率は、10%以上とする。販売手数料は、個々の商品内容によって異なりますが、料率は10%以上ということです。
p64、別表3システム開発に向けたスケジュール(想定)	データ移行作業 - <u>平成15年7月・8月</u> (矢印で示した部分)	データ移行作業 - <u>平成14年7月～平成15年3月</u> (矢印で示した部分の修正) — データの移行作業の工程はプログラミング・テストと同時期になると考えてください。
p76	4. <u>デザイン委託料 デザインの著作権及び展開図、計画書、マニュアルを含め、400万円(税別)で買い取るものとする。</u>	4. <u>デザイン委託料 デザイン委託料は、デザイン作成費及び著作権使用料を含み、400万円(税別)とする。</u> デザイン委託料には著作権買い取り費用は含みません。なお、デザイン委託料は、他の費用と一体でサービスの対価として支払うこととなります。

平成 12 年 12 月 15 日

様式の修正及び追加について

別紙のとおり、様式集に修正及び追加がありますので、お知らせします。

1. (様式の一部修正)

様式 3 - 4 VE 提案書 (提案書 - 2)

2. (様式の一部修正)

様式 17 30 年間償還表

3. (様式の一部修正)

様式 18 VE 提案総括表

4. (様式の追加)

様式 20 - 3 B. 美術館 (施設・業務) の価値及びサービス水準の向上に関する提案書

5. (様式の一部修正)

様式 26 - 1 ~ 9 維持管理業務費用見積書

様式 28 - 1 美術情報システム運用支援業務費用見積書

* 様式の一部修正

(様式3 - 4)

V E 提案書 (提案書 - 2)

番号

4 V E 提案の効果 (コスト縮減効果の項目は適宜工夫してください。また、コスト増となる場合も記載してください。)

コスト縮減等効果	原設計	V E 提案	効 果
初期建設費 修理更新費 維持管理費 光熱水費 その他経費			
計 (L C C)			
その他の効果 (定性的評価等)			
5 V E 提案実施に際しての懸案事項及びその対策			
懸案事項	対 策		

様式3 - 2の番号と一致させてください。

* 様式の追加

(様式20-3)

B. 美術館(施設・業務)の価値及びサービス水準の向上に関する提案書
(VE提案による設計図書の変更に伴うもの)

様式18の番号

1 VE提案範囲の区分	工種 部位
2 VE提案の目的「 <u>建物内外のトータルデザイン</u> 」 ()	
3 設計図書に定める内容とVE提案との対比(変更方法)	
原設計	VE提案
4 VE提案の効果	
5 VE提案実施に際しての懸案事項及びその対策	
懸案事項	対策

- 1 ()には、VE提案の具体的な目的を記載する。
- 2 提案ごとに記載する。
- 3 3枠は別図(A3版)でも可。

提案受付番号:

* 様式の一部修正

(様式 26 - 1 ~ 9)

(様式 28 - 1)

維持管理業務費用見積書

美術情報システム運用支援業務費用見積書

(算定根拠)

項目	内容・算定根拠

(30年見積書)

項目	-1年目	0年目	1年目 9	2年目	3年目	・・・	29年目	30年目	合計(A)	初年度 (B)/30
修理費										
総計										

↓
長期収支計画表(様式 16)にあわせて、「-1年目」、「0年目」の欄を追加してください。

→ 様式 26 - 1 11、様式 26 - 2 9、様式 26 - 4 10 に次の注意書きを追加してください。
(30年見積書)「修理費(小計)」の欄については、()外書きでSPC手数料を記載してください。

様式 26 - 4 の(算定根拠)の「修理費」の欄は削除してください。

* 様式の一部修正

(様式17)
(単位:千円)

30年間償還表

	15/10	16/4	16/10	~	44/4	44/10	45/4
サービスの対価							
うち本件工事費等及び支払利息							
うち本件工事費等							
うち支払利息							
うち維持管理料及び美術情報システム運営支援料							
うちその他業務料等							
うちバスベイ工事費及び美術作品等移転費(初年度一括払い)							
うち上記以外の費用							
各回県支払額計							
期末残高							

- 1 その他の様式と関連ある項目の数値は、整合性の取れる形でご記入ください。
- 2 消費税を除いた額をご記入ください。
- 3 物価変動は見込まないでください。
- 4 A3横書きで記入してください。
- 5 サービスの対価と各回県支払い額は同じです。期末残高は30年間にわたるサービスの対価の総額から、当該期末までに支払ったサービスの対価を差し引いた残額となります。
- 6 様式16におけるサービスの対価の30年間の合計額と様式17におけるサービスの対価の30年間の合計額は同額となります。様式8には様式16又は様式17の合計金額を記入してください。

提案受付番号:

* 様式の一部修正

(様式18)

VE提案総括表

番号 1	種別 2	工種	部位	提案概要	コスト増減額 3		
					初期建設費	維持管理費(修理費)	計
(例) 1	A				1 2 3 4	1 2 3 4	2 4 6 8
(例) 2	B				1 2 3	2 3 4	3 5 7

- 1 通し番号を付してください。
- 2 種別は次の記号を記入してください。A コスト縮減に関するVE提案、B 美術館(施設・業務)の価値及びサービス水準の向上に関するVE提案、C 喫茶レストラン、ミュージアムショップ、駐車場の運営内容の向上に関する提案
- 3 コスト増減額は、種別がAの場合にはコスト縮減額を、種別がB、Cでコストが増となる場合にはコスト増加額を記載してください。また、修理費は維持管理費の内数としてください。

平成 12 年 12 月 15 日

様式の記載方法に関する補足について

様式の記載方法について補足事項がありますので、お知らせします。

1 様式に記載する「代表者職氏名」について

次の様式に記入する「代表者職氏名」(グループでの場合はグループ代表者)については、神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」または「建物」に登録されている「代表者役職氏名」(入札参加資格者名簿上の代理人を選任し登録されている場合は、「代理人役職氏名」でも可)を記入してください。

- ・ 一般競争入札参加資格確認申請書(様式 1)
- ・ 「神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業」入札グループ参加表明書(様式 2)
(ただし、グループで参加する場合は、グループ代表者以外のグループ構成員は除く。)
- ・ 入札辞退届(様式 5)
(ただし、グループで参加する場合は、グループ代表者以外のグループ構成員は除く。)
- ・ 提案提出書(様式 6 - 1)
- ・ 委任状(様式 7)
- ・ 入札書(様式 8)

2 「「神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業」入札グループ参加表明書」(様式 2)について

「グループ構成員表」の「業種」欄は、会社四季報に記載されている業種区分に沿って記載してください。

平成12年12月15日

事業契約書案Q&Aの修正について

事業契約書案Q&A(62)の回答を修正しますので、お知らせします。

	質問事項	回答(修正後)	回答(修正前)
62	第25条第2項の事業者から県への通知はいつまでに行う必要があるのか。	業務着手前であれば結構です。	事業開始の原則21日以上前に行う必要があります。なお、参考として、入札説明書34ページの「10. その他」の をご覧ください。

平成12年12月19日

事業契約書案Q&Aの修正について

事業契約書案Q&A(133)の回答を修正しますので、お知らせします。

	質問事項	回答(修正後)	回答(修正前)
133	第47条第1項(6)において、県は事業者をして事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡せしめ、または事業者の株主をして、その全株式を県が承認する第三者へ譲渡せしめることができる」とあるが、事業者の債務も第三者に引き継がれるのか。	本事業契約上の既存の債務は契約上の地位の譲渡により原則として第三者に引き継がれますが、県が承認する場合にはその限りではありません。	本事業契約上の既存の債務は契約上の地位の譲渡により原則として事業者に引き継がれますが、県が承認する場合にはその限りではありません。

入札説明書等に関する補足・修正事項一覧

1 入札説明書の修正及び追加について

(1) 入札説明書38ページ リスク分担表「制度関連/政治リスク」の項目のリスク負担者について、これまで県のみが負担者となっていましたが、県、事業者ともにリスク負担者とします。

(2) 入札説明書31ページ 別表3(1)1)の表中「入札説明書に記載の業務」の列において、の「架設)」を「架設))」に修正し、「、工事」を削除する。また、の「監理」の前に「工事」を追加し、「設計変更)」を「設計変更」に修正します。

平成 12 年 12 月 19 日

Q & A で回答した履行保証保険の取扱いについて

履行保証保険の内容については、去る 12 月 15 日に公表いたしました Q&A において、次のとおり回答しているところです。

「事業契約より発生する一切の債務（独立採算部分を含む）について県が合理的に満足する内容のもの」とは、次のものをいいます。

建設工事期間中においては、本件工事費等に相当するサービスの対価の 10 分の 1 の額を保険金額とする必要があります。

維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はありません。

上記について補足説明いたしますと、これは入札説明書に記載した入札条件を変更するものではなく、履行保証保険の付保について「県が合理的に満足する内容」についての県の解釈をお示ししたものです。

また、 契約保証金を納付する場合（入札説明書 21 ページ(6)ア、事業契約書案第 40 条第 1 項本文）、 契約保証金の納付に代える場合（入札説明書 22 ページ(6)イ、事業契約書案第 40 条第 1 項ただし書）、 契約保証金を免除する場合で、グループ代表者及び県が適当と認める特別目的会社の株主による保証を行う場合（事業契約書案別紙 5）についても、入札条件の変更はなく、入札説明書等に記載したとおりです。

神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業

VE提案要領に関する質問への回答

平成 12 年 12 月 15 日

神 奈 川 県

・平成 12 年 11 月 24 日から 11 月 27 日に受け付けた、神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業 VE 提案要領に関する質問への回答を整理して記述してあります。

VE提案要領Q&A

	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	1	3			<p>VE提案の範囲として「ライフサイクルコストを削減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、該当していてもVE提案の対象とする。」としているが、この中には三項目が示されているように読みとれますが、この全てを満たさなければ対象とならないのですか？</p> <p>或いは、この中の一つでも該当するものがあれば、提案の対象となるのでしょうか？</p>	<p>VE提案として原則として除かれる9項目でも、三項目の全てを満たす場合はVE提案の対象とします。</p>
2	2	3	(7)、(8)		<p>(7)に示されている「平面・立面計画に大きな変更を伴うもの」は対象とならないとしているが、「大きな」とはどの程度と解釈すればよろしいのでしょうか？</p> <p>(8)についても「大きな」どのように解釈すればいいのでしょうか？</p> <p>「大きな」について例示等をお示しいただき、教示していただきたくお願いいたします。</p>	<p>美術館機能を確保すべく既に設計を完了しておりますので、平面計画、立面計画及び設備計画において規模、高さ等について根本的に設計のやり直しを行うようなものは対象としない考えです。(例えば、美術館運営や周辺諸室等への大幅な影響がない範囲であれば、提案は可能です。喫茶・レストラン部分の面積は、3倍程度の範囲内であれば大幅な影響を与えない変更があり得ると考えますが、建築許可を再取得する必要があります。)</p>
3	2	4、5			<p>VEによるコスト削減、利便性の向上等審査項目に含まれているにも係らず、質問に対する回答が、12月15日(金)であり、VE提案書の提出が12月19～20日(火・水)となっており、土日が含まれていますので、実質中1日ほどしかありません。</p> <p>より良い提案をするにはあまりにも期間が短いと思われるがいかがお考えでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
4	3	6			<p>VE提案の採用については、事業提案の競争力に大きく影響を来すものであると考えます。またVE提案の審査は多分に主観等の要素が入ることから、少なくとも落札業者決定後には、審査経過、採点等の詳細を公表して頂きたいと思っております。この点に関しどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>提案内容を保護するため、個別のVE提案にかかる審査の経緯等は公表いたしません。</p>
5	4	14	(2)		<p>レストランおよびミュージアムショップの規模(増あるいは減)または配置についてVE提案することは可能なのでしょうか。</p>	<p>VEの提案の範囲において提案可能です。ただし、中庭側への拡張はVE提案の範囲の(7)に該当するので、提案は原則として認められません。</p>